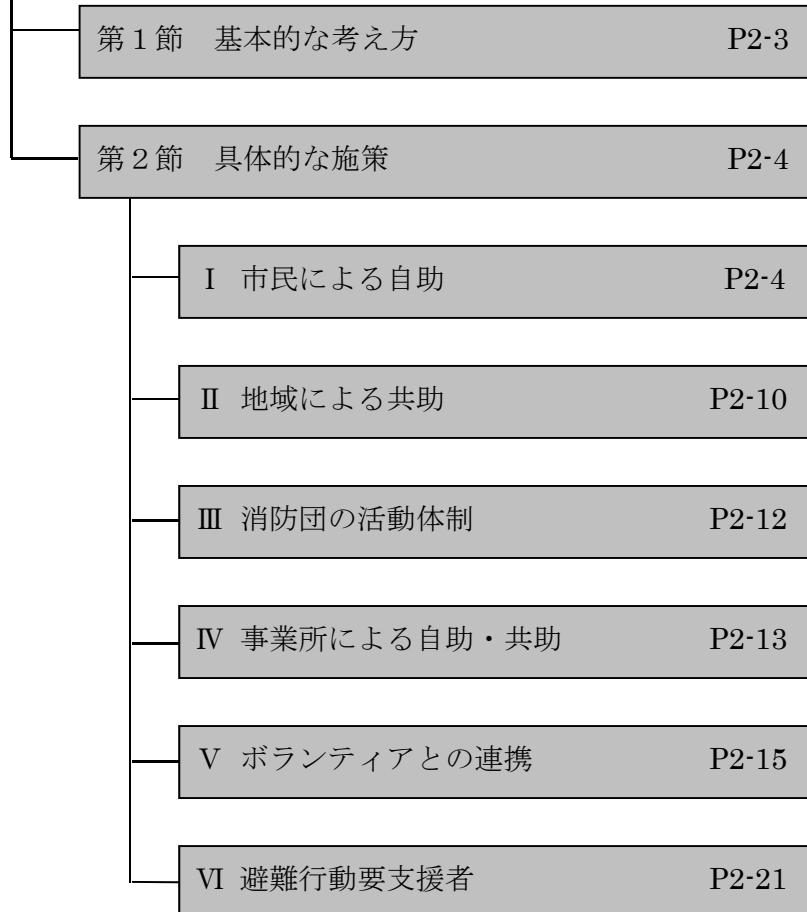


第2部 震災対策

第1章 市民と地域の防災力向上

【体系図】



第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 基本的な考え方

大地震は広い地域にわたり、建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等、多様かつ多大なる被害をもたらす。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

本章では、防災教育や防災意識の啓発、防災機関を中心とする防災訓練の充実及び市民、事業所等の自主防災組織の強化など、市民と地域の防災力の向上について定める。

【対策の状況と課題】

市では、市民等に対して、市民自らが行う建物の耐震診断・耐震改修への支援、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策の普及啓発及び防災教育・防災訓練の実施・充実に取り組んでいる。

今後さらに、市民、地域の自主防災組織、地域の事業所自らが地域防災の担い手であることを認識し、自助・共助の取り組みを強化していくため市はその支援策として、より実効性の高い防災訓練の実施や地域の防災リーダー、災害時のボランティア及び地域の防災活動と連携する事業所等の育成、地域内における地区防災計画策定等の支援、さらには地域防災の要となる消防団の活動体制の充実を図る必要がある。

●被害想定（立川断層帯地震）（※1）

被　害　項　目	想　定　さ　れ　る　被　害
焼失棟数	最大 2,181 棟
屋内収容物による死者数	最大 2 人 （※2）
屋内収容物による負傷者数	最大 34人 （※2）
災害時要援護者の死者数	最大 30人

※1 被害想定は平成24年4月東京都防災会議発行「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」より抜粋。

以下の章においても同様。

※2 屋内収容物による死者数、負傷者数は、朝5時における想定が最大となっていることから、この数値を掲載した。（他の数値は冬の夕方18時の想定）

【対策の方向性】

- ▶ 備蓄、住家の安全対策、防災訓練への参加など、市民の自助を促進
- ▶ 防災教育の充実
- ▶ 自主防災組織、事業所防災組織等、共助の仕組みの強化
- ▶ 避難行動要支援者対策の充実
- ▶ 消防団体制の強化
- ▶ ボランティア活動の支援体制づくり推進

第2節 具体的な施策

I 市民による自助

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民による自助の備え ● 防災意識の啓発 ● 防災教育、防災訓練の充実 ● 外国人の支援対策 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の自助による応急対策 ● 外国人の情報収集等に係る支援 	

予防対策

1 市民による自助の備え

市民においては、「自らの生命は自らが守る」ことを基本とし、必要な防災対策を推進する。

(1) 市民等のとるべき措置

市民は、日頃から市や都の行う防災事業へ協力し、また、近隣住民同士が協力し合うことにより、「自らの生命・自らのまちは自らが守る」という意識を持ち、防災行動力を高めていくよう心がける。

- ・ 日頃から出火の防止に努める。
- ・ 消火器具、住宅用火災警報器等の住宅用防火機器の準備や食料や生活必需品等の備蓄に努める。
- ・ 家具類の転倒、落下、移動防止や窓ガラス等の落下防止を図る。
- ・ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。
- ・ 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレを準備する。
- ・ 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難場所や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
- ・ 在宅避難に向けて、東京備蓄ナビや東京くらし防災等を活用し、各家庭に合わせた備蓄品を備える。(最低 3 日間分、推奨 1 週間分)
- ・ 感染症流行時には、マスク等の感染症対策消耗品を備蓄する。
- ・ 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。
- ・ 町内会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- ・ 建物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 災害発生時に備え、避難場所及び避難経路等の確認、点検を実施する。

2 防災意識の啓発

市民自身が防災に対する意識を高く持ち、日頃から災害に備えることができるよう様々な機会を通じて啓発を行っていく。

(1) 防災知識の普及

① 広報等を通じた普及

市及び関係機関は、広報紙、市公式サイト、テレビはむら、パンフレット、チラシ、立て看板、スライド等の媒体を通じ、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

② 出前講座、講習会、講演会等を通じた普及

市民を対象とする出前講座や講演会、要配慮者支援に係る講習会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。

③ 防災用具、災害写真展を通じた普及

防災用具や災害写真展などを通じ、防災意識の高揚を図る。

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等の警察活動を通じて、防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、防災女性の会、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 「防火防災診断」(災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行うこと) の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「地域の防火防災功労制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問い合わせ」」を活用した意識の啓発を図る。 ○ 防火防災への参加意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
N T T 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板(web171)の利用方法等の紹介、防災パンフレット等の配布

実施主体	対策内容
東京電力パワーグリッド立川支社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故等防止に係るパンフレットの発行 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害発生時の注意事項などをホームページへ掲載（でんきガイド）

3 防災教育・防災訓練の充実

(1) 防災教育の充実

① 児童・生徒に対する防災教育の充実

自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くために、主体的に行動するため必要となる防災教育を推進する。中学生は、授業の一環として総合防災訓練に参加し、また、小学校においても防災訓練会場となる学校等では、学校公開と合わせた小学生の訓練参加を行うなど、学校教育の場と連携した防災教育の充実に努める。

② 市民等に対する防災教育の充実

関係機関との連携により、消防団員、自主防災組織の防災リーダーなどを対象とした防災に関する技術の習得など実践的な防災教育を実施する。

また、防災知識の普及等を推進する際には、災害から受ける男女の影響の違いや性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

③ 職員に対する防災教育の充実

災害対応等において中心的な役割を担う市職員に対し、災害現場における人命救助に必要な救命技術の習得のため、普通救命講習会やAEDの使用訓練などの教育訓練に取り組む。

また、研修等を通じて、職員に対する防災教育に取り組む。

(2) 防災訓練の充実

市は、地域における第一次防災機関として防災活動の円滑を期するため、防災訓練のために必要な組織及び実施方法等に関する内容を定め、平時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。

① 総合防災訓練

市では震災・風水害時に災害応急対策活動を円滑に実施するため、概ね9月の第1日曜日に総合防災訓練を実施している。今後も関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点を置いた訓練を実施していく。訓練方法については、より実践的な訓練とするよう創意工夫していく。

【総合防災訓練】

参加機関	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・地域住民及び事業者 ・防災関係機関 ・災害時応援協定締結機関 等
------	---

訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部運営訓練 ・非常参考訓練 ・防災関係機関等による応急対策訓練 ・自主防災組織等による実動訓練 ・避難行動要支援者の避難支援訓練 等
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の日（9月1日）を中心に実施する。

② その他の訓練

市及び自主防災組織等を対象に防災技術の習得を主体とした各種技能訓練、情報伝達訓練、避難所を単位とした避難所運営訓練等を実施する。

また、職員に対しては、非常参考訓練、庁舎避難訓練等を実施する。

（3）各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災女性の会、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、町内会・自治会による街区を活用したまちかど防災訓練、実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ 住民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

実施主体	対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町内会・自治会を中心に、民生・児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携した防災教育・防災訓練及び救命講習会の実施

4 外国人の支援対策

市及び関係機関は、平時から外国人に対し、防災知識の普及推進に努める。

- 多言語に対応した防災マップの作成や市公式サイトなどを通じて防災知識の普及を図るとともに、防災訓練等への参加を促進する。
- 避難道路標識等の外国語標記を推進する。
- 都が作成する防災に関する動画等を活用した情報提供を実施する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 市民の自助による応急対策

市民においては発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。

災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら主体となり活動する。

地震発生後数日間は、ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で備蓄している食料・水・生活必需品を活用する。

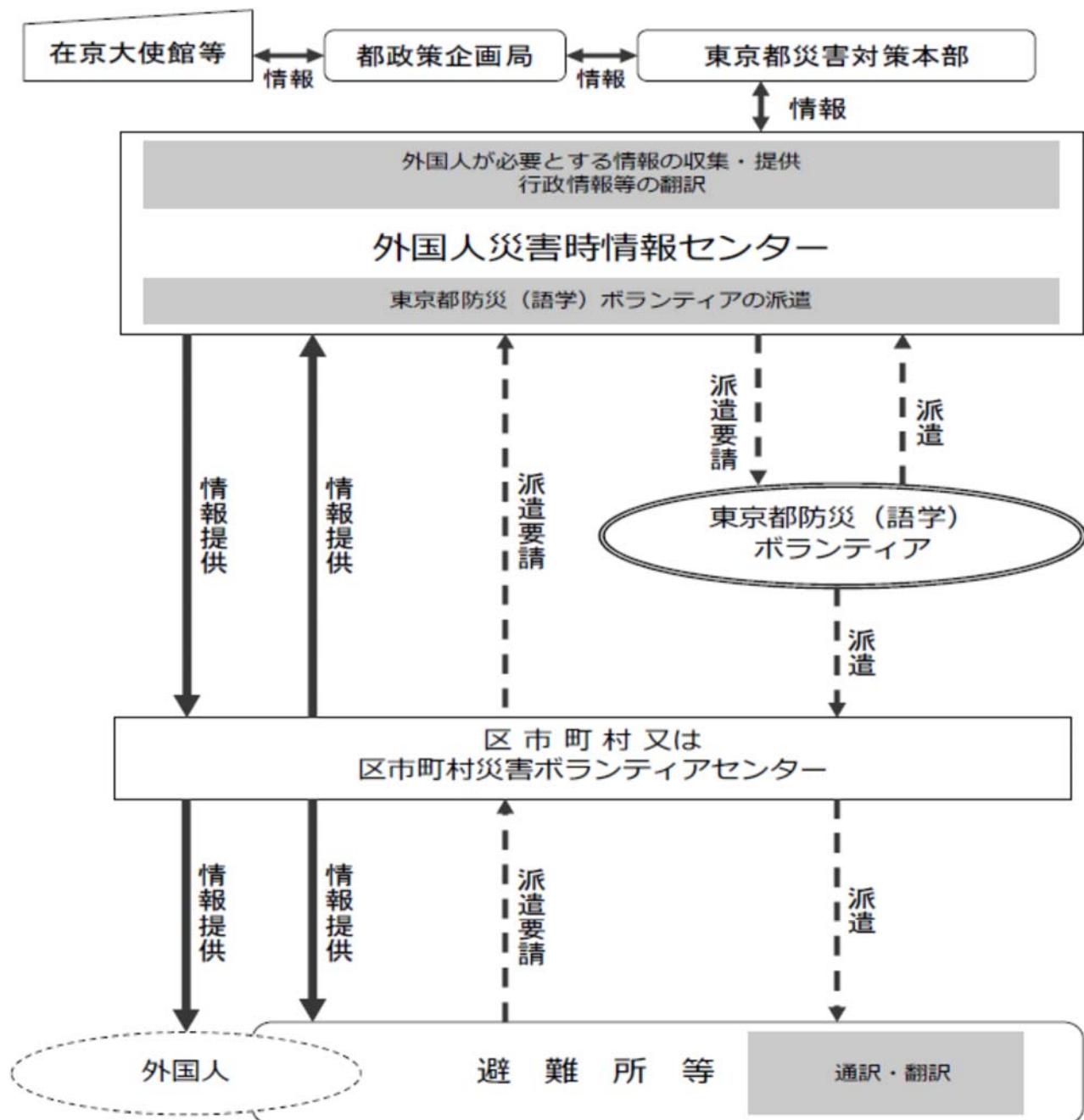
2 外国人の情報収集等に係る支援

市は、外国人災害時情報センターと情報交換を行い、外国人が必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

業務手順

【外国人災害時情報センター】

※東京都地域防災計画（震災編）より抜粋



II 地域による共助

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 自主防災組織の活性化 ⇒ ● 市民・事業所・行政等の連携	● 地域による応急対策の実施	

予防対策

1 自主防災組織の活性化

（1）自主防災組織の現状

- 自主防災組織は 39 町内会・自治会すべてに組織されており、組織率 100%となっているが、市民の町内会・自治会への加入率は、年々減少している。
(令和 3 年 4 月 1 日現在 加入率 33.1%)
- 自主防災組織が発災時に効果的な活動ができるよう、活動に使用する資器材等の整備充実のために資器材の購入助成を行い、その活動を支援している。

（2）自主防災組織の役割とるべき措置

予防期における自主防災組織の役割とるべき措置は次のとおりである。

- ・防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ・初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・消火、救助、炊出及び避難に必要な資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等、災害時の支援体制の整備
- ・行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

（3）各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取り組み強化の推進
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の啓発 ・防災教育・防災訓練の充実 ・スタンドパイプ、立管消火栓等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ・初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施 ・自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

2 市民・事業所・行政等の連携

(1) 横断的に連携した社会づくり

市民、企業（事業所）、地域コミュニティ、ボランティア、行政等が個別に実施している災害対策の垣根を取り払い、平時から相互に連携し、協力し合う災害に強い地域社会の実現に向けた取り組みを進めていく。

(2) 地域における防災連携体制の確立

市及び関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とし、次の対策を推進して地域における防災連携体制の確立を図るものとする。

① 地域（自主防災組織等）、学校、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

地域の自主防災組織、学校、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

② 地域コミュニティの活性化

市民の町内会・自治会への加入促進を図るとともに、町内会・自治会、学校等の連携体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど防災体制の強化を図る。

③ 学校における防災体制の充実

各小中学校では、各学校で策定する「学校防災計画」を活用し、各学校・各地域の実情に合わせて、地域とも連携した防災体制の充実に努めていく。

④ 地域単位での防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、消防署をはじめ、消防団、自主防災組織、学校、事業所、ボランティア等の各組織間の連携を強化し、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

応急対策（発災後 72 時間以内）

1 地域による応急対策の実施

自主防災組織等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域防災力の中核である消防団と連携して、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動、避難所運営等を自主的に実施する。

(1) 自主防災組織による消火活動

火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、消火器や消火栓を使用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼とし、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行い、消防団や消防隊が到着後は、その指示に従う。

(2) 自主防災組織等による救出・救護活動

救助・救護班の編成等により、地域で備える資器材等を活用の上、倒壊建物等による二次災害の防止を図るとともに、負傷者の救出を行い、応急救護及び医療救護所への搬送を実施する。

また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

(3) 地域が主体となった避難所運営

市と地域住民が連携し、自主防災組織のリーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営を行う。

III 消防団の活動体制

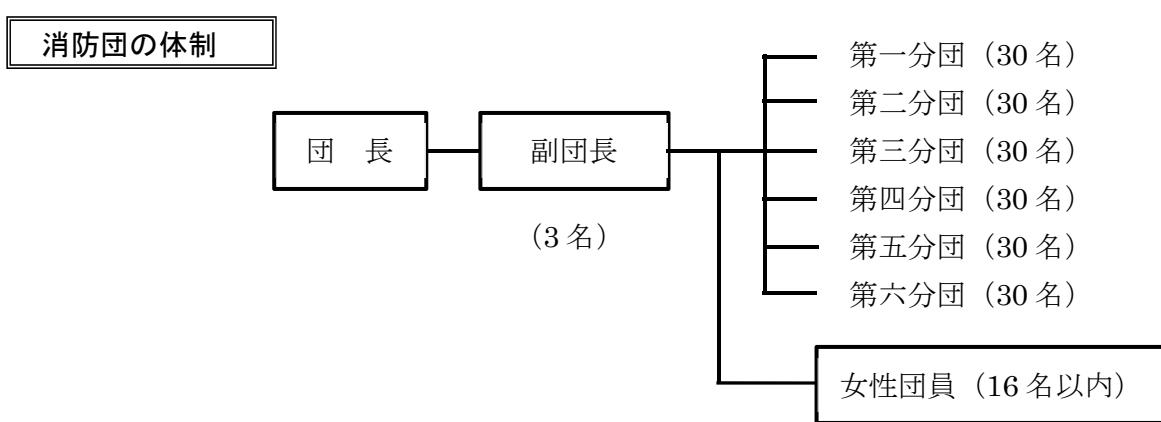
予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 消防団体制の強化 ⇒	● 消防団による応急対策の実施	

予防対策

1 消防団体制の強化

消防団は 6 個分団 200 名（条例定数）で編成されており、市や消防署をはじめとする行政機関と自主防災組織や市民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在となっている。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。



(1) 消防団活動体制の充実

- 消防団の存在と活動を知ってもらうための広報や、団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- 消防団員の資格要件を見直し、団員の確保を支援するとともに、女性団員の増員に努める。
- 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 教育訓練の推進による団員の応急救護技能の向上を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 震災時の火災対応や救急活動を実施するため、必要な資器材、車両等を整備する。

応急対策（発災後 72 時間以内）

1 消防団による応急対策の実施

(1) 消防団による応急対策活動

- 発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携のもと、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難経路の保全を行う。
- 福生消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援を行うとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難指示等が発令された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関等と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、地域住民等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

IV 事業所による自助・共助

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 事業所による自助・共助の強化	● 事業所による応急対策の実施	

予防対策

1 事業所による自助・共助の強化

市及び関係機関は、事業所(者)と地域との連携促進や合同防災訓練の実施、事業所単位の事業所防災計画や業務継続計画（BCP）の作成支援等により、事業所の防災力の向上に努める。

また、広報等により、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等との連携の重要性について、広く啓発に努める。

なお、事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、業務継続、地域貢献、地域との共生）を確実に行うため、自らの組織力を活用し、次のような対策を図っておくものとする。

(1) 事業所のとるべき措置

- 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員等の3日分）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 災害時に事業を継続するため、事前に業務継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進
- 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- 「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を事業所単位の防災計画や業務継続計画（BCP）等へ反映（他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取り組みへの参加等について明記）

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ・事業所の救出・救護活動能力の向上 ・事業所防災計画の作成指導 ・危険物施設等の防災組織に対し、消防法及び防火防災管理制度に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ・防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ・事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ・東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ・市民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

応急対策（発災後72時間以内）

1 事業所による応急対策の実施

災害時においては、自衛消防、事業所相互間の協力体制、自主防災組織等との連携により消火活動、救護活動等を行う。

（1）事業所による応急対策活動

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、応急救護を行う。
- 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

V ボランティアとの連携

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携		
● 東京都防災ボランティア等との連携		
● 警視庁交通規制ボランティアとの連携	● 災害ボランティアセンターの設置	
● 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携		
● 赤十字ボランティアとの連携		

予防対策

1 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携

(1) ボランティア等との連携

- 市は、大規模災害時において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、平時よりボランティア等との連携を図る。
- 市は、都と平時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

(2) 羽村市社会福祉協議会との連携

市と羽村市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動、避難所の確保等の協力体制に関し、平成21年4月1日付けで「災害時等における協力体制に関する協定」を締結し、その体制を確保している。

こうした体制のもと、災害ボランティアに的確な情報を提供し、効率的なボランティア活動が行えるよう、羽村市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティア活動の仕組みづくりを行うとともに、日頃から市内のボランティア団体の育成に努める。

① 災害ボランティアセンターの運営

市は、災害時にボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターを羽村市社会福祉協議会の協力を得て運営するため、日頃から羽村市社会福祉協議会と連携し、運営体制の整備を図る。

② 人材・ボランティア団体の育成

市は、災害時にボランティアとして活動できる人材を確保するため、人材育成、ボランティア団体の活動を支援する。また、羽村市社会福祉協議会で行う福祉ボランティアを中心とした人材育成や研修、ボランティア団体の育成などの支援に努める。

2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【東京都防災ボランティア等の概要】

機関名	要件	活動内容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

3 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機関名	要件	活動内容
警視庁 (福生警察署)	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<p>1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動</p> <p>2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</p> <p>3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</p>

4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機関名	要件	活動内容
東京消防庁 (福生消防署)	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・応急救護に関する知識を有する者 ・過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 ・元東京消防庁職員 ・震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要な支援活動 平時には、以下の活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動の支援を実施 ・チームリーダー以上を目指す人に対する、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施 ・その他、登録消防署の要請による活動

5 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

応急対策（発災後 72 時間以内）

1 災害ボランティアセンターの設置

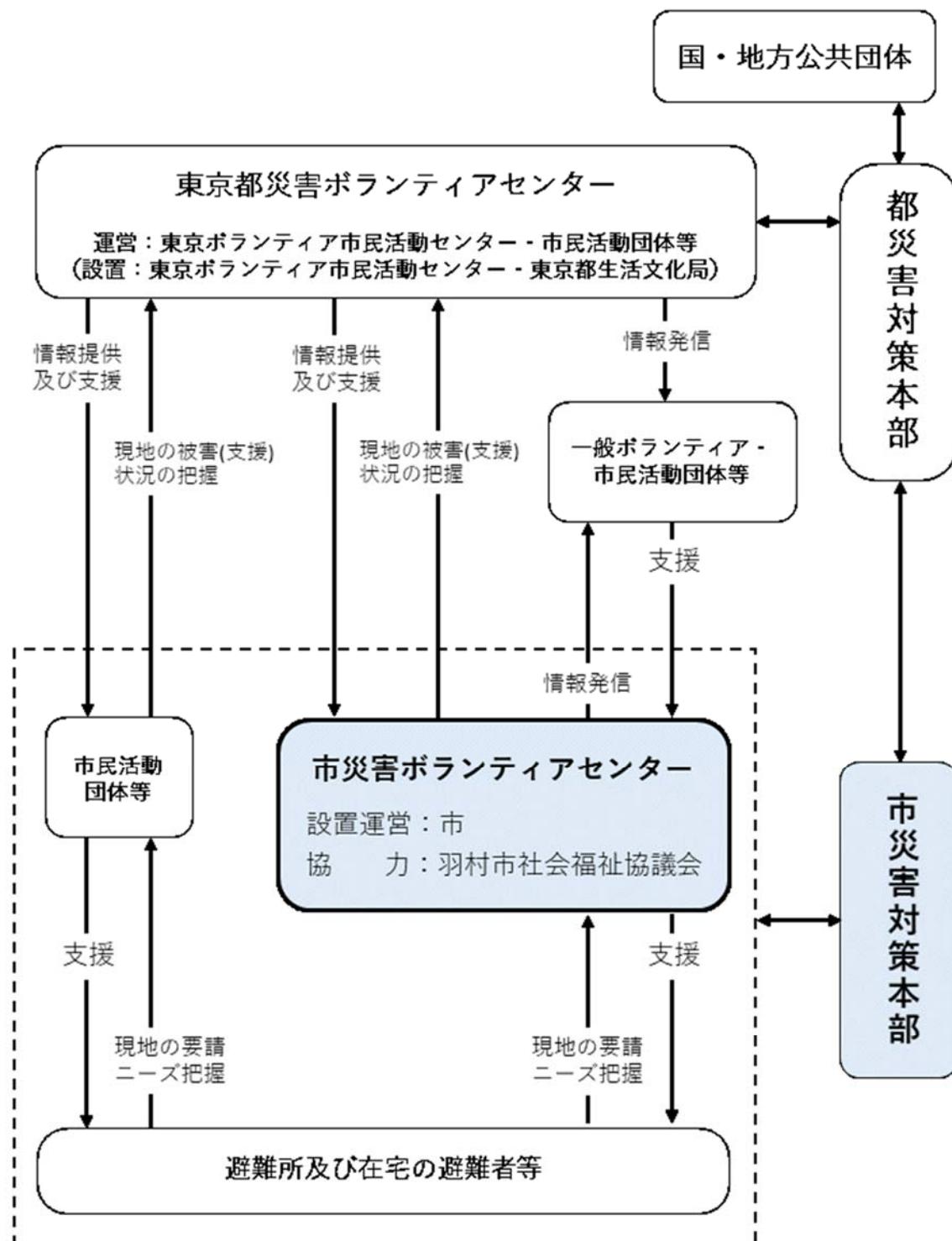
市は、災害ボランティアセンターを設置・運営し、都及び関係機関等と連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターの設置・運営（協力：羽村市社会福祉協議会等） ○ ボランティア活動の支援にあたっては、市災害ボランティアセンターが中心となり、被災者のニーズや災害ボランティア希望者との調整等を行い、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

(2) 業務手順フロー図

【一般ボランティア】



VI 避難行動要支援者

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 避難行動要支援者の支援体制の整備	● 避難行動要支援者の安全対策	
● 避難行動要支援者名簿		
● 避難行動要支援者の避難支援体制の構築		
● 個別避難計画の作成		

予防対策

1 避難行動要支援者の支援体制の整備

高齢者や障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮が必要な要配慮者にとって、災害時において適切な防災行動をとることは容易ではなく、環境の整備や支援が不可欠である。そのため、町内会・自治会、自主防災組織及び関係機関が連携し、要配慮者の状況を把握しておくなどの取り組みが必要である。

市では、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、避難について特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、防災活動や避難支援等に活用してきた。

こうした中、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、市に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、地域の実情を踏まえて、計画的に作成していく。

2 避難行動要支援者名簿

（1）避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、市内に居住する者で以下のとおりとする。ただし、施設入所、長期入院等を行っている者を除く。

- ① 75 歳以上で構成する世帯の者
- ② 要介護状態区分において、要介護 3 ~ 5 のいずれかの認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳による障害の程度が 1 級または 2 級である者
- ④ 愛の手帳による障害の程度が 1 度または 2 度である者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳による障害の程度が 1 級または 2 級である者
- ⑥ 難病の指定を受けている者のうち、避難するための支援が必要な者
- ⑦ その他避難について支援が必要と市長が認める者

（2）避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載し、または記録する事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

(3) 避難行動要支援者名簿の個人情報の集約等

- ① 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報は、災害対策基本法に基づき、市の関係部署で把握している年齢や要介護状態区分、障害等に関する情報を集約し、避難行動要支援者情報を管理するシステムに避難行動要支援者の要件を設定し名簿を作成する。
- ② 名簿情報の外部提供に関する本人等の同意を確認する際などに本人等から得られた情報は避難支援等に必要な範囲で名簿情報の中に加える。
- ③ 市が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めたときは、災害対策基本法に基づき都道府県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理し、定期的（年1回程度）に名簿情報の更新等を行う。

(5) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

- ① 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者から同意を得られた場合には、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で次の避難支援等関係者へ事前に必要な名簿情報を提供する。

《避難支援等関係者》

- 羽村市内の町内会・自治会 ○羽村市内の自主防災組織
- 羽村市の民生・児童委員 ○羽村市社会福祉協議会 ○羽村市消防団
- 羽村市交通安全推進委員会 ○福生警察署 ○福生消防署
- その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める関係者

- ② 避難支援等関係者等への災害発生時等の名簿情報の提供

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要と認めたときは、避難行動要支援者から同意を得ていない場合であっても避難支援等に必要な限度で避難支援等関係者その他の者へ名簿情報を提供するものとする。

(6) 避難支援等関係者による名簿情報の適正管理

避難支援等関係者において、適正な情報管理が図られるよう、市では次による措置を講ずる。

- ① 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、名簿情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、団体においては取り扱う者を限定するよう指導するとともに、施錠可能な場所で保管を行うよう指導する。
- ④ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する研修等を行う。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市は、要配慮者や避難支援等を行う者に対し円滑に避難行動が行えるよう、防災行政無線、広報車両、緊急速報メールなど多様な手段を活用して情報伝達を行う。

なお、避難行動要支援者への情報伝達手段については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 ⑤避難行動要支援者に対する広報 に定める。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

災害時においては、避難支援等関係者や、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とし、市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるよう、災害状況とともに安全確保に十分に配慮した情報伝達を実施する。

3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び整備

避難支援等関係者は、市から提供を受けた避難行動要支援者名簿をもとに日頃から良好な地域関係を構築するとともに、災害発生時には安否確認や避難支援に名簿を役立てる。

市は、避難行動要支援者の避難支援体制について、地域の避難支援等関係者との連携を図り、避難行動要支援者が円滑に避難し、避難支援等関係者が安全に活動を行えるための避難体制の構築及び整備に努める。

この他、医療依存度の高い方（在宅人工呼吸器使用者等）や重度の要介護状態の方などの災害時個別支援計画を作成し、的確な支援を迅速に行える体制の整備を図る。

(1) 避難行動要支援者に係る防災訓練の充実

総合防災訓練などの実施において、市は避難支援等関係者と共に、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練の実施などに努めている。今後も引き続き避難支援等関係者と連携した訓練を推進し、避難行動要支援者に係る防災力の向上に努めていく。

(2) 救急直接通報システム・救急代理通報システムの整備

平時における福祉・救急対策事業として、ひとり暮らしで 18 歳以上 65 歳未満の重度

身体障害者及び難病患者や 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、常時注意を要する状態の方に対し、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を行っているが、災害発生時においても活用が 図れるよう努める。

(3) 地域の協力体制の推進

東京消防庁(消防署)では、避難行動要支援者の安全を確保するため、地域が一体となつての協力体制づくりを市と連携し推進していく。

① 避難行動要支援者と地域の協力体制の推進

避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

② 社会福祉施設等と地域との協力体制の推進

社会福祉施設等の被災に備え、町内会・自治会、自主防災組織、近隣事業所、及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

(4) 社会福祉施設等との連携及び安全対策

社会福祉施設等においては、地元町内会・自治会と災害時の応援協定を締結し、他施設への避難、福祉避難所として避難行動要支援者を受け入れるための体制の確立に努めるとともに、地域での防災訓練への参加、その他の地域における交流等を通じて、近隣町内会・自治会、企業などとの協力体制の構築が図れるよう努める。

また、施設の防災対策としては、初期消火、早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要なことから、スプリンクラーの設置、消防署と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路バルコニー等の設置、床の段差・傾斜の解消等に努めてきたところであるが、引き続き防災性の向上のため、こうした施設の整備に努める。

施設等職員においては、自衛消防隊の組織や施設の使用実態に沿った避難行動の習得など施設自身の防災行動力の向上を図るとともに、防災訓練の定期的実施、「防災の手引き」の作成など、防災知識の向上に努める。

4 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難支援等に関する個別避難計画の作成について、関係者と連携を図りながら計画的に作成していく。

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲等

個別避難計画については、優先度の高い者に対して作成の同意確認を行い、同意を得られた者から計画的に作成する。

① 優先度の高い者の範囲

ア ハザードマップで危険な区域(氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域及び土砂災害警戒区域)に居住する者のうち、以下に該当し、災害時に避難するための支援が必要な者

- ・要介護状態区分において、要介護3～5のいずれかの認定を受けている者
- ・身体障害者手帳による障害の程度が1級または2級である者
- ・愛の手帳による障害の程度が1度または2度である者
- ・精神障害者保健福祉手帳による障害の程度が1級または2級である者

・難病の指定を受けている者のうち、避難するための支援が必要な者
 イ 個別避難計画の作成について市長が必要と認めた者
 市は、優先度の高い者の個別避難計画の作成と並行して、本人や家族、町内会・自治会などの地域住民が作成する個別避難計画についても検討する。

② 作成目標期間

令和7年度末を目途に作成する。

(2) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載された内容に、次の事項を追加して記載する。

- ① 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名または名称、住所または居所、電話番号その他の連絡先
- ② 避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ③ 避難支援を行うにあたっての留意点
- ④ 避難支援等の実施に関し市長が認めた事項

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報の集約等

- ① 個別避難計画に記載する個人情報は、災害対策基本法に基づき、市の関係部署で把握している年齢や要介護状態区分、障害等に関する情報を集約し、避難行動要支援者情報を管理するシステムを活用しながら個別避難計画を作成する。
- ② 個別避難計画の外部提供に関する本人、避難支援等実施者等の同意を確認する際に本人等から得られた情報は避難支援等に必要な範囲で個別避難計画の中に加える。
- ③ 市が把握していない情報の取得が個別避難計画作成のため必要があると認めたときは、災害対策基本法に基づき都道府県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、様々な状況の変化に応じて、医療・福祉関係者等と連携しながら、適時適切に個別避難計画を更新する。

- ① 本人、家族からの申し出や、町内会・自治会、民生・児童委員等を通じて申し出があった場合
- ② 定期的（年1回程度）に行われる避難行動要支援者に関する名簿情報の更新の際に、個別避難計画を更新する必要が生じた場合
- ③ 個別避難計画の更新について市長が必要と認めた場合

(5) 避難支援等関係者への個別避難計画の情報提供

① 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の情報提供

市は、災害対策基本法に基づき、個別避難計画を作成した避難行動要支援者及び避難支援等実施者から同意を得られた場合には、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で次の避難支援等関係者へ事前に必要な個別避難計画の情報を提供する。

《避難支援等関係者》

- 羽村市内の町内会・自治会 ○羽村市内の自主防災組織
- 羽村市の民生・児童委員 ○羽村市社会福祉協議会 ○羽村市消防団
- 羽村市交通安全推進委員会 ○福生警察署 ○福生消防署 ○避難支援等実施者
- その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める関係者

② 避難支援等関係者等への災害発生時等の個別避難計画の情報提供

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要と認めたときは、避難行動要支援者及び避難支援等実施者から同意を得ていない場合であっても避難支援等に必要な限度で避難支援等関係者その他の者へ個別避難計画の情報を提供するものとする。

(6) 避難支援等関係者による個別避難計画情報の適正管理

避難支援等関係者において、適正な情報管理が図られるよう、市では次による措置を講ずる。

- ① 個別避難計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、個別避難計画の情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 個別避難計画は必要以上に複製せず、団体においては取り扱う者を限定するよう指導するとともに、施錠可能な場所で保管を行うよう指導する。
- ④ 個別避難計画情報の取扱状況を報告させる。
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する研修等を行う。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市は、要配慮者や避難支援等を行う者に対し円滑に避難行動が行えるよう、防災行政無線、広報車両、緊急速報メールなど多様な手段を活用して情報伝達を行う。

なお、避難行動要支援者への情報伝達手段については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 ⑤避難行動要支援者に対する広報 に定める。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

災害時においては、避難支援等関係者や、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とし、市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるよう、災害状況とともに安全確保に十分に配慮した情報伝達を実施する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 避難行動要支援者の安全対策

（1）「避難行動要支援者対策班」等の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者に対応する窓口となる「避難行動要支援者対策班」等を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、市の災害対策本部に避難行動要支援者の対策担当部門として福祉健康部（福祉厚生班、救護班）を設置し、避難行動要支援者対策班などから情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

（2）福祉避難所の活用

市は、福祉避難所を活用して、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者に対し、介護や必要なサービスを提供していく。福祉避難所については、第2章 避難者対策において定める。

（3）医療等の体制

透析患者など在宅の難病患者等、専門医療を要する患者に係る対応については、第8章 医療救護等対策において定める。

（4）仮設住宅

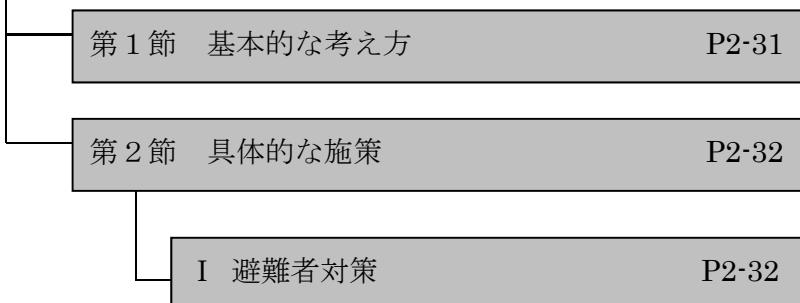
入居者の選定にあっては、避難行動要支援者の優先に努める。なお、都が仮設住宅を建設する際には、必要に応じ高齢者・障害者世帯に適した設備、構造とするよう要請する。

（5）食料等の対策

高齢者等に配慮したアルファ米やレトルト食品について今後も備蓄していく。

第2章 避難者対策

【体系図】



第2章 避難者対策

第1節 基本的な考え方

都が公表している首都直下地震等の被害想定によると、本市においては、震源が近い立川断層帯での地震の被害想定が最も大きなものとなっており、最大で約25,000人の一時避難者が発生することが見込まれている。こうした多くの避難者に対応するためには、避難所となる全小中学校の校舎も全て使用して収容することとなる。施設の安全性の確保はもとより、運営面においても女性、外国人等の要配慮者の視点を踏まえた管理運営体制の確立が必要となる。

本章においては、大地震発生時の避難に備え、避難所・避難場所等の指定、市民の避難体制、避難所の安全性や管理運営体制の確保について定める。

【対策の状況と課題】

現在、市内においては、屋外の避難場所を13ヶ所、屋内の避難所を10ヶ所、福祉避難所を6ヶ所指定している。この他、市内企業、都立学校、社会福祉施設などと協定を締結し、一時的に避難所として施設を活用できる体制を整えている。また、地域住民が選定した一時集合場所は61ヶ所となっている。

避難所となる市内の小中学校の耐震化は全て完了しており、避難所の管理運営にあたっては「避難所管理運営マニュアル」を全小中学校で策定しているが、今後は感染症流行時の対策を盛り込む等、必要に応じて見直しを行っていく必要がある。

今後の避難者対策としては、自治体の枠を越える大規模災害における、避難先の確保や分散避難の周知、広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

また、不特定多数の人々が数日（場合によりさらに長期間）にわたり生活する避難所での安全性の確保や、女性や避難行動要支援者などの多様な避難者のニーズに応える必要がある。

●被害想定（立川断層帯地震 M7.4 冬 18時）

被 害 項 目	想 定 さ れ る 被 害
避難者数	最大 24,832人（避難所へ避難する人・最大16,141人）
災害時要援護者の死者数	最大 30人
停電率	最大 19.4%
固定電話不通率	最大 13.7%
上水道断水率	最大 76.7%
下水道管渠被害率	最大 19.6%

【対策の方向性】

- ▶ 市民の避難全般にわたる対策を総合的に推進
- ▶ 避難所における安全性の確保
- ▶ 避難所の管理運営体制の確立
- ▶ 女性、外国人等の要配慮者の視点を踏まえた防災対策の充実・強化

第2節 具体的な施策**I 避難者対策**

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難体制の整備 ● 避難所・避難場所等の指定・安全化 ● 避難所の管理運営体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等 ● 避難誘導 ● 避難所の開設・運営 ● 動物救護 ● 避難者の他地区への移送等 	

予防対策**1 避難体制の整備****(1) 避難体制の整備****① 発災時に備えた地域の実情の把握**

町内会・自治会単位での、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

② 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難情報を適切なタイミングで適切な対象地域に発令できるよう努める。

③ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定し、対応を検討する。

④ 外国人等への連絡体制

平時から、外国人等に対して防災意識の普及啓発に努め、ボランティア等との連携や「やさしい日本語」の活用など、外国人等が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる

体制の整備に努める。

⑤ 分散避難の周知

「避難」とは、「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要はなく、避難が必要な人も、小中学校等の避難所へ行くことだけが避難ではないため、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への避難、自らの判断で屋内安全確保をする等、様々な避難行動を促すよう周知を図る。

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 緊急通報システムの活用 ○ 地域が一体となった協力体制 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進

2 避難場所及び避難所の指定等

(1) 避難場所等

① 避難場所

○ 定義

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する学校の校庭や大規模な公園、緑地等のオープンスペースで、災対法に基づく指定緊急避難場所として次の13箇所を指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害の状況等により指定避難所と相互に兼ねるものとする。

○ 指定基準

- ア 校庭及び公園等で、避難場所としてある程度の面積を有すること。
- イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 建物、道路などを除き、利用可能な避難空間に対する収容人員は、原則として 1 m²当たり 1 人とする。感染症対策時には、流行している感染症の特性を考慮し、適切な距離を確保する。

○ 災害種別

災害種別は、全ての指定緊急避難場所において、地震、洪水、崖崩れ及び大規模火事とする。

【指定緊急避難場所の一覧】

(令和3年4月1日現在)

番号	指定緊急避難場所	所在地 (電話番号)	面積 (m ²)	避難区域 (町内会・自治会)
1	羽村東小学校 校庭	羽東 2-18-1 (554-5663)	9,378	川崎東・川崎西・上水通り・本町第一・本町第二・本町第三・東第一・東第二・清流
2	羽村西小学校 校庭	羽加美 4-2-9 (554-2034)	6,386	間坂第一・間坂第二・宮地・美原
3	富士見小学校 校庭	五ノ神 4-9-5 (554-6449)	5,555	緑ヶ丘第一・緑ヶ丘第二・五ノ神東・五ノ神中
4	栄小学校 校庭	栄町 2-17 (554-2024)	6,756	栄町第二
5	松林小学校 校庭	羽 4122-2 (554-7800)	9,216	緑ヶ丘三丁目
6	小作台小学校 校庭	小作台 4-13-1 (554-1431)	6,719	小作本町・小作台東・小作台西
7	武蔵野小学校 校庭	川崎 693-1 (555-6904)	7,779	都営神明台
8	羽村第一中学校 校庭	羽中 3-6-33 (554-2012)	9,593	奈賀一・奈賀二・田ノ上第一・田ノ上第二・田ノ上第三・旭ヶ丘
9	羽村第二中学校 校庭	富士見平 1-16 (554-2041)	7,421	東台・富士見平第一・UR羽村団地
10	羽村第三中学校 校庭	川崎 697-1 (555-5131)	14,524	双葉富士見・双葉町松原
11	武蔵野公園	栄町 2-5	23,019	栄町第一
12	富士見公園	緑ヶ丘 4-11	48,201	緑ヶ丘西
13	あさひ公園	神明台 3-31	15,381	神明台・神明台上・神明台住宅

② 一時（いっとき）集合場所

○ 定義

震災時の避難方法は、自主防災組織等を中心に、一定の地域の人達が集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式が有効である。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常の生活圏外にある避難場所の存在などにより混乱の生ずる恐れもある。一時集合場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前の中継地点に避難者が一時的に集合する場所として、地域住民が選定したものであり、避難者はここで集団を形成したのち、自主防災組織のリーダー等の誘導により避難を行う。

○ 選定基準

一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた、公園、緑地、神社・仏閣の境内、団地の広場等とする。

○ 効果

- ア 情報伝達その他各種連絡が効果的に行える。
- イ 相互の助け合いや不在者の確認が可能である。
- ウ 自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。

【一時集合場所の一覧】

(令和3年4月1日現在)

町内会・自治会名	一時（いっとき）集合場所
川 崎 東	川崎公園・宗禪寺駐車場
川 崎 西	ひのきの子児童遊園
上 水 通 り	上水通りグラウンド
神 明 台	神明台公園
双 葉 富 士 見	羽村第三中学校
双 葉 町 松 原	羽村第三中学校
神 明 台 上	あさひ公園
神 明 台 住 宅	神明台住宅正面玄関前
都 営 神 明 台	クローバー公園
本 町 第 一	本町第一広場
本 町 第 二	稲荷神社
本 町 第 三	羽村東小学校
東 第 一	けやき児童遊園・羽村東小学校
東 第 二	東会館
清 流	丸山下児童公園
緑ヶ丘 第 一	どんぐり山児童公園・富士見小学校・緑ヶ丘会館
緑ヶ丘 第 二	かめのこ児童公園・富士見小学校
緑ヶ丘 三 丁 目	松林小学校
緑ヶ丘 西	富士見公園
五 ノ 神 東	五ノ神社・こんぴら山児童公園
五 ノ 神 中	富士見小学校

町内会・自治会名	一時（いっとき）集合場所
東台	羽村第二中学校
富士見平第一	羽村第二中学校
UR羽村団地	17号棟前広場・羽村第二中学校
奈賀一	奈賀会館
奈賀二	奈賀二ゲートボール場・中央児童館前駐車場
田ノ上第一	玉川神社・田ノ上会館・田ノ上児童遊園
田ノ上第二	田ノ上第二コミュニティ公園・はむらん停留場（第一中学校）前
田ノ上第三	田ノ上公園
旭ヶ丘	旭ヶ丘公園
間坂第一	加美会館前広場・一峰院上駐車場
間坂第二	間坂コミュニティ公園
宮地	一峰院下駐車場・宮地児童遊園・第2被災者一時宿泊所・西小学校
美原	美原会館前・あげば児童遊園
小作本町	小作ふれあい公園・ゆうやけ児童公園・こやけ児童公園・小作本町会館
小作台東	けやき児童公園
小作台西	くすのき児童公園・うさぎ児童公園・しらかば児童公園・小作台西会館前・第6分団車庫前（小作緑地）・さくら児童公園
栄町第一	リンガーハット横駐車場・暁技研横駐車場・武藏野公園・株タチエス第2駐車場・ドラッグストアセキ駐車場
栄町第二	栄小学校

（2）避難所

① 定義

災害により住居が倒壊又は焼失するなどの被害を受けた住民又は被害を受ける恐れのある住民を受け入れ、食料等の提供、医療救護、宿泊等の救援を行うために開設する施設で、災対法における指定避難所として次の10箇所を指定する。

なお、指定避難所は災害の状況等により指定緊急避難場所と相互に兼ねるものとする。

② 利用

- 町内会・自治会を単位として指定する。
- 耐震、耐火、鉄筋コンクリート構造を備えた小・中学校等の公共建物を利用する。
- 収容人員は、概ね3.3m²当たり2人とする。感染症対策時には、流行している感染症の特性を考慮し、適切な距離を確保する。

【指定避難所の一覧】

(令和3年4月1日現在)

番号	指 定 避 難 所			収容可能人員(人)		建物構造	避 難 区 域 (町内会・自治会)
	名 称 住所・電話	体 育 館 利 用 可 能 面 積 (m ²)	校 舎 利 用 可 能 面 積 (m ²)	長 期	一 時		
1	羽村東小学校 羽東 2-18-1 554-5663	552	1,087	334	992	鉄筋コンクリート4階建	川崎東・川崎西・上水通り・本町第一・本町第二・本町第三・東第一・東第二・清流
2	羽村西小学校 羽加美 4-2-9 554-2034	621	1,315	376	1,172	鉄筋コンクリート3階建	間坂第一・間坂第二・宮地・美原
3	富士見小学校 五ノ神 4-9-5 554-6449	675	1,428	408	1,272	鉄筋コンクリート4階建	緑ヶ丘第一・緑ヶ丘第二・五ノ神東・五ノ神中
4	栄小学校 栄町 2-17 554-2024	693	1,333	420	1,226	鉄筋コンクリート4階建	緑ヶ丘西・栄町第一・栄町第二
5	松林小学校 羽 4122-2 554-7800	629	1,162	380	1,084	鉄筋コンクリート4階建	緑ヶ丘三丁目
6	小作台小学校 小作台 4-13-1 554-1431	504	1,040	304	934	鉄筋コンクリート4階建	小作本町・小作台東・小作台西
7	武藏野小学校 川崎 693-1 555-6904	584	1,637	352	1,344	鉄筋コンクリート4階建	神明台・神明台住宅・神明台上・都営神明台
8	羽村第一中学校 羽中 3-6-33 554-2012	928	1,917	562	1,722	鉄筋コンクリート3階建	奈賀一・奈賀二・田ノ上第一・田ノ上第二・田ノ上第三・旭ヶ丘

9	羽村第二中学校 富士見平1-16 554-2041	1,582	1,315	958	1,754	鉄筋コンクリート 4階建	東台・富士見平第一・ UR羽村団地
10	羽村第三中学校 川崎697-1 555-5131	801	1,485	484	1,384	鉄筋コンクリート 4階建	双葉富士見・双葉町松原
計			4,578	12,884			

※「羽村東小学校の一部（西棟校舎）」は避難所として利用しない。

※「長期」は、体育館を利用した収容人数。

※「一時」は、校舎及び体育館を利用した一時的な収容人数。

(3) 福祉避難所

① 定義

避難所での生活が著しく困難と判断される要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を受け入れる避難所。

② 利用

収容人員は、概ね3.3m²当たり1人とする。感染症対策時には、流行している感染症の特性を考慮し、適切な距離を確保する。

【福祉避難所の一覧】

(令和3年4月1日現在)

番号	名称	所在地 (電話番号)	利用可能面積 (m ²)	収容可能人員(人)	建物構造
1	いこいの里	羽加美4-18-6 (578-0678)	818	247	鉄筋コンクリート 2階建
2	中央児童館	羽中3-6-19 (554-4552)	549	166	鉄筋コンクリート 2階建
3	西児童館	小作台5-28-3 (554-7578)	455	137	鉄筋コンクリート 3階建
4	東児童館	神明台3-30-2 (570-7751)	913	276	鉄筋コンクリート 地下1 地上3階建
5	福祉センター	栄町2-18-1 (554-0304)	900	272	鉄筋コンクリート 地下1 地上2階建
6	都立羽村特別支援学校 (体育館、多目的室、生活訓練室)	五ノ神319-1 (554-0829)	900	272	鉄筋コンクリート 3階建
計			1,370		

(4) 社会福祉法人との協定

市は、市内の介護老人福祉施設等と協定を結び、要援護高齢者（介護保険の要介護認定者）が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として利用するための協力要請を行う体制を整備している。協定締結施設は以下のとおり。

- ・社会福祉法人東京武尊会 特別養護老人ホーム 羽村園
- ・社会福祉法人園盛会 特別養護老人ホーム 多摩の里むさしの園
- ・社会福祉法人亀鶴会 特別養護老人ホーム 神明園
- ・医療法人社団真愛会 介護老人保健施設 あかしあの里
- ・医療法人社団真愛会 グループホーム ときわ木の里

(5) 避難場所、一時集合場所、避難所等の周知

避難場所、一時集合場所、避難所等や避難方法を記載した防災マップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を市内への転入者に転入手続きを合わせて配布するとともに、市公式サイトにも掲載するなど、市民等への周知に努める。

(6) 関係機関との情報共有

指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

(7) 避難所の安全化・機能強化

避難所となる小中学校校舎及び体育館については、全て耐震化が完了しているが、引き続き非構造部材（天井・照明等）の点検、調査を行うなど、必要な対策を進める。

また、被災者の性別も踏まえたプライバシーの確保や生活環境を良好に保つための施設機能強化、備蓄品の精査を行い、避難所機能の強化を進める。

(8) 避難所等の確保

避難所等が不足する場合については、以下のとおり対応する。

① 協定締結による確保

市は、協定に基づき、次の施設を一時的に使用し、避難所として利用する。今後も民間賃貸住宅等を避難所として借り上げることなども検討し、多様な避難所の確保について対策を進める。

- 日野自動車㈱羽村工場
- 都立羽村高等学校
- 西多摩衛生組合（フレッシュランド西多摩）
- プラザイン羽村、ビジネスホテルサーティーマイルズ、ホテルリブマックス東京羽村駅前

② その他の公共施設の利用

災害の種類、被害の状況等により、ゆとろぎ、図書館、地域集会施設等、スイミング

センター、動物公園及び水木公園などの公共施設等を避難所または避難場所として利用する。

3 避難所の管理運営体制の整備等

(1) 避難所管理運営マニュアルの整備

市は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所ごとの「避難所管理運営マニュアル」の策定・見直しを支援し、市職員、地域の自主防災組織リーダー、学校施設管理者で共有するとともに、避難所開設訓練等を実施し、より実効性の高いものとなるよう整備、更新等を図っていく。

(2) 避難所運営にあたっての体制整備

市は避難所の運営にあたり次のような体制整備を行う。

- 避難所の運営は被災者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を単位として市内小中学校10校ごとに、運営に係る組織を設置する。
- 地域の自主防災組織を対象にした図上訓練の実施や避難所開設訓練の実施など、実践的な訓練の支援を行う。
- 避難所の運営体制を考慮するにあたり、運営本部に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、プライバシーを十分に確保できる環境や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、父子家庭や介護のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 避難所におけるボランティア受入が円滑に実施できるよう、体制の整備を進める。
- 避難所運営組織の中に、警備担当を設置し、避難所の防犯、防火管理対策を促進する。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法に関するマニュアル等を作成する。

(3) 資器材、台帳等の整備

貯水施設、トイレ、マット、非常用電源、通信機器など避難所に必要な施設・設備の整備に努める。

なお、トイレについては、高齢者、障害者、妊産婦、子どもなどの要配慮者に配慮し、適宜、トイレの洋式化、だれでもトイレ（オストメイト対応）等の整備を進めていく。

また、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を平時から検討するほか、テレビ、ラジオ、OA機器や、特設公衆電話、その他避難者が情報を入手するための機器及びそれら資器材の台帳等の整備を図るものとする。

(4) 飼養動物の同行避難の体制整備

各避難所における飼養動物の同行避難については、訓練等を通じて受け入れ態勢を整備し、同行避難における留意点等を市民に周知する。

また、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

(5) 車中泊の基本的な考え方

震災時においては、原則として、以下の理由により、車中泊を認めないが、感染症流行時等、多くの住民が集まる避難所で感染を拡大させないため、車中泊者の受入体制を整備する。

ただし、発災時の混乱防止に向けて、車中泊の発生抑制について、市公式サイト等を活用して、市民に周知する。

- 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること。
- 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、緊急自動車専用路等において大規模な交通規制が実施されること。
- 緊急自動車専用路以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと。
- エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること。

応急対策（発災後72時間以内）

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

① 市による避難指示

危険が切迫した場合には、市本部長は、福生警察署長及び福生消防署長と協議のうえ、地域及び避難先を定めて避難指示を発令する。この場合、市本部長は、直ちに都知事に報告する。

② 福生警察署による指示

危険が切迫した場合において、市本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市本部長からの要求があったときは警察官が居住者に避難の指示を行うことができる。この場合警察官は、直ちに市本部長に通報するものとする。

③ 福生消防署による避難

消防署長は、火災等の進展が急激で人命危険が著しく切迫していると認められる場合は、住民に避難するように勧め、人命の安全確保を図るものとし、直ちに市本部長に通報する。

(2) 避難指示等の基準

避難及び立退きの指示等の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

- ・余震、地震後の降雨により、がけ崩れ等の発生が予測されるとき。
- ・建物、擁壁等の倒壊又は余震により、人的被害が予測されるとき。
- ・火災が拡大するおそれがあるとき。
- ・避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。

- ・河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ・河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- ・有毒ガスや危険物等の流出拡散又は爆発のおそれがあるなど広域的に人命危険が予測されるとき。
- ・地すべり、がけ崩れ、土砂流等により危険が切迫しているとき。
- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、市は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

(4) 避難指示等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険な地域に居住する住民は、ただちに避難行動に移るとともに、確実な避難行動を完了
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生し、又は切迫した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅、近隣の建物等でより安全な場所へ移動するなど、命の危険から身の安全を守る行動

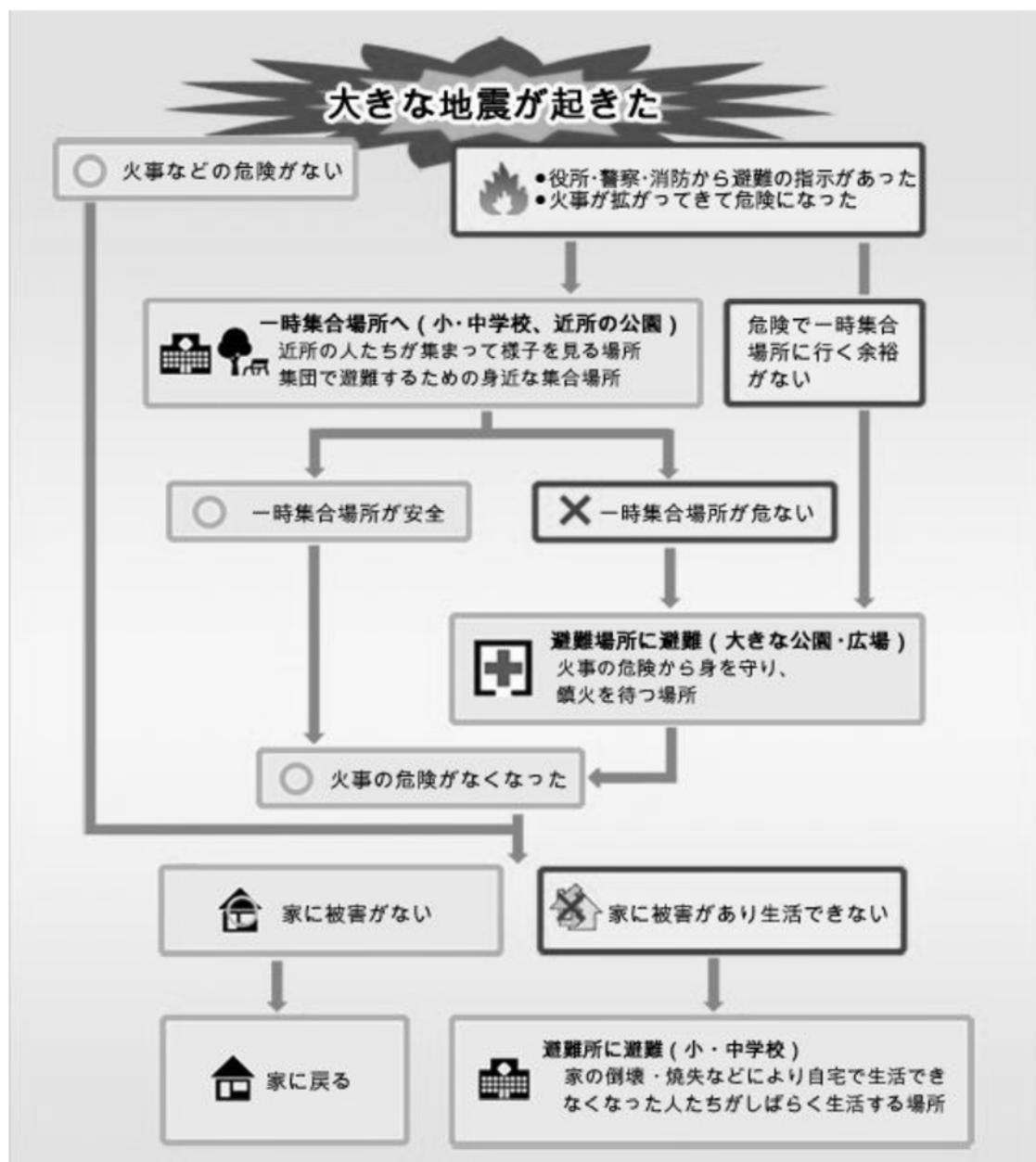
2 避難誘導

(1) 避難方法

震災時の避難方法は、次のとおりとする。

- 自宅（被災現場）からあらかじめ指定された一時集合場所に避難し、町内会・自治会単位に集まる。
- 一時集合場所から被災状況により避難所又は避難場所に、なるべく町内会・自治会単位で避難する。
- 地域の延焼火災が鎮静化した後は、市が指定する避難所に、なるべく町内会・自治会単位で避難する。避難にあたっては、各家庭・事業所等で火の始末をし、当面必要となる食料、飲料水、生活必需品等の携行に努めるものとする。なお、自宅が安全な場合は、自宅に戻る。

【避難の順序フロー】（※東京都防災ホームページより抜粋）



(2) 避難誘導

① 市による避難誘導

避難指示を発令した場合には、福生警察署、福生消防署、市消防団、自主防災組織、学校等の協力を得て、なるべく町内会・自治会単位で、あらかじめ指定してある避難場所等へ誘導する。

なお、避難指示を行いういとまがない場合の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。

また、要配慮者である高齢者や障害者、外国人等については、身体の状況や障害の特性、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、福祉部局等との連携のもと、地域住民等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

② 福生警察署

- 避難・誘導に伴う警察の措置は、避難行動要支援者対策、リーダーを中心とする避難・誘導の働き掛け、避難場所における避難者対策を行う。
- 避難指示が発令された場合には、市、福生消防署等と協力して、あらかじめ指定された施設に誘導収容する。
- 現場の警察官は積極的な個別広報を実施し、グループによる避難の流れを創出する整理誘導を行う。

③ 福生消防署

- 避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市及び警察署等に通報する。
- 避難指示が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。
- 避難所の防火安全対策の策定等による避難所の運営支援を行う。

3 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、「避難所管理運営マニュアル」に基づき実施する。

(1) 避難所の開設

- 避難所の開設は原則として、市職員が施設管理者の協力を得て行う。
- 避難者の建物内立入りは、市職員又は施設管理者が建物の安全を確認してから行う。避難者が建物内に無秩序に立入ることは混乱を生じさせることにつながるため、市職員到着後に立入ることとする。
- 施設の危険状況を点検し、危険と認められる場所については、直ちに立入りを禁止とする。
- 開設予定の小中学校等が被災する等の事情により、開設することができない場合、又は被災者の増大等により避難所が不足する場合、避難所のライフラインの回復に時間を要することが見込まれる場合、施設の孤立が見込まれる場合などは、施設の設置・維持の適否、他の公共施設や民間施設の代替策なども検討する。

(2) 避難所開設の報告

- 避難所を開設したときは速やかに住民に周知するとともに、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

(3) 避難所の開設期間等

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認を受ける。

(4) 避難所の管理運営等

- 可能な限り町内会・自治会単位に被災者の集団を形成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受入れるものとする。
- 避難所は、避難者、施設管理者及び市職員により連携した運営をすることを原則とする。
- 避難所の運営組織を作り、本部長、副本部長を選出する場合には女性を1名以上選出し、女性の参画を推進するとともに、運営に際して、女性、外国人等の要配慮者の視点に配慮する。
- 避難所の運営にあたって、語学や手話等のボランティアの協力が必要な場合は、市災害ボランティアセンター等を通じてボランティアを派遣し、市のボランティアセンターで十分な対応がとれない場合には、都に支援を要請する。
- 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置を講ずるとともに、都等へ報告を行う。

(5) 感染症流行時の避難所の管理運営

感染症流行時には、多くの住民が集まる避難所で感染を拡大させないため、次の事項を考慮して管理運営する。

- 避難所運営者間で対策内容を共有し、流行している感染症の特性を考慮し、適切な距離を確保した滞在スペースの設営、ゾーニングの設定、消毒液・石鹼の設置、専用ごみ箱の設置、感染対策ポスター等の提示、検温・問診所の設置、間仕切り設置や密集をさけた避難者の受付を行う。
- 必要な防護具の装着、避難者の受入手順の明確化、配慮が必要な方への対応を行う。
- 避難所内の定期的な換気、清掃及び消毒、避難者及び運営スタッフの健康管理、濃厚接触者・発熱者への対応、食事・物資等の配布、避難者情報の管理、防護具を装着してのごみ処理、感染症が確認された場合の手順等を明確にして運営を行う。
- 感染症流行時は、ダンボール間仕切り、パーテーション等を活用するなどして、避難所でより多くの収容人数の確保に努め、車避難等も活用して感染症の感染拡大防止を図る。

(6) 要配慮者への対応

- 要配慮者的心身双方の健康状態に配慮し、障害特性や個々の状態、ニーズを把握した上で、

必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

- 避難所から福祉避難所への移送手段については要配慮者の状況に応じて確保する。

(7) 避難者への情報提供

避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、掲示板、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、FAX等の整備を行う。

また、語学ボランティア等の協力や「やさしい日本語」の活用など、外国人等に配慮した情報提供に努める。

(8) 野外受入施設

- 避難所が不足する場合には、一時的に避難者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(9) 車中泊の体制整備

震災時においては、原則として、車中泊を認めないが、感染症流行時等、多くの住民が集まる避難所で感染を拡大させないため、車中泊者の受入体制を整備する。

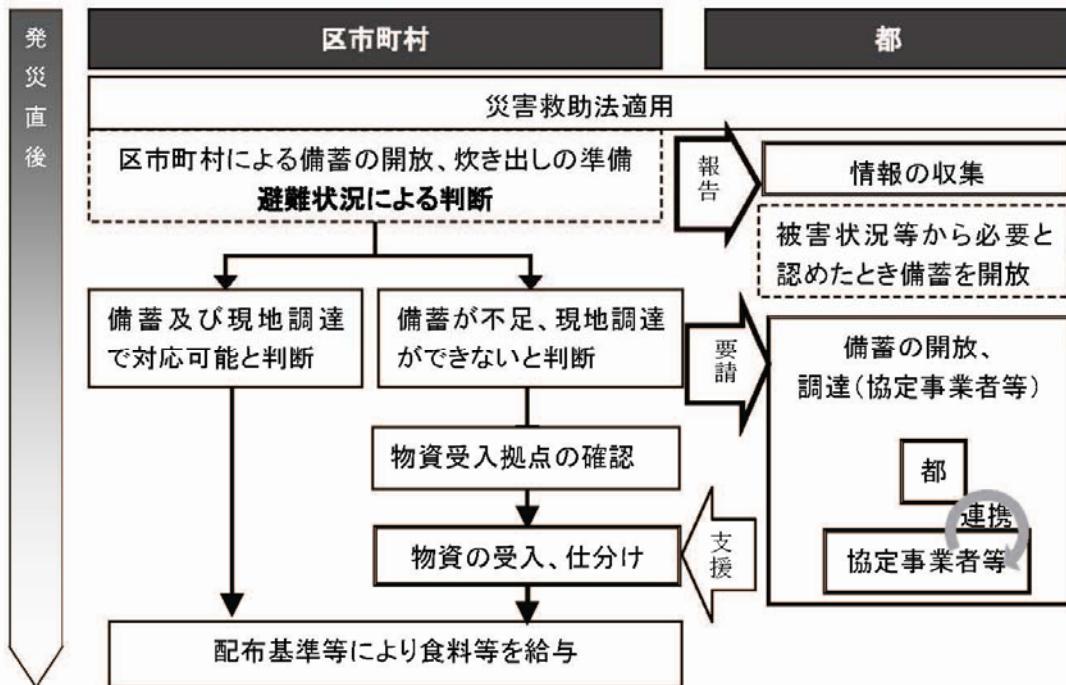
車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等防止のため、健康面等についての相談・支援を行う。

また、市は車中泊者等の状況を把握し、都福祉保健局へ報告する。

(10) 食料・生活必需品等の供給・貸与

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄または調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て、定める。

【避難所における物資供給のスキーム】※東京都地域防災計画より抜粋



(11) トイレ機能の確保

トイレ機能の確保及びし尿処理については、第2部 第10章 住民生活の早期再建Ⅱ トイレの確保及びし尿処理 による。

(12) 公衆浴場の確保及び住民への情報提供

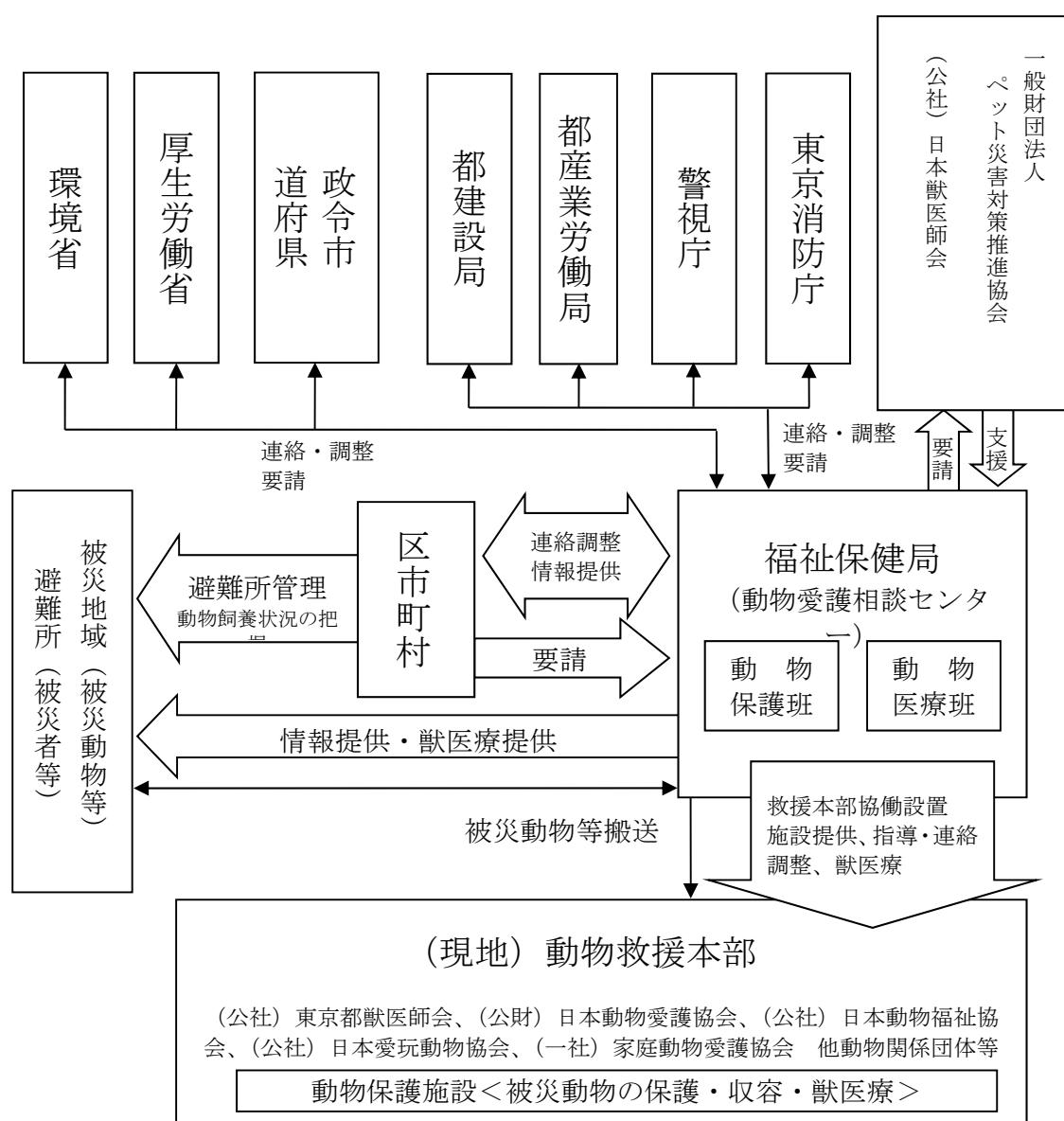
- 市は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

4 動物救護

(1) 避難所の開設

- 市は、開設した避難所に動物の飼育場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。
- 都と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。
 - ・各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
 - ・他県市への連絡調整及び要請

(2) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋



5 避難者の他地区への移送等

(1) 市から他地区への移送

○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所に避難者を受入れることが困難なときは、避難者を他地区（近隣の非被災都市もしくは小被災地又は隣接県）へ移送する広域避難について、他の区市町村長と協議又は都知事（都福祉保健局）に協議を要請する。

なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。

○ 都知事への協議の要請にあたっては、口頭、電話又はFAXをもって次の事項を要請し、後日文書により処理する。

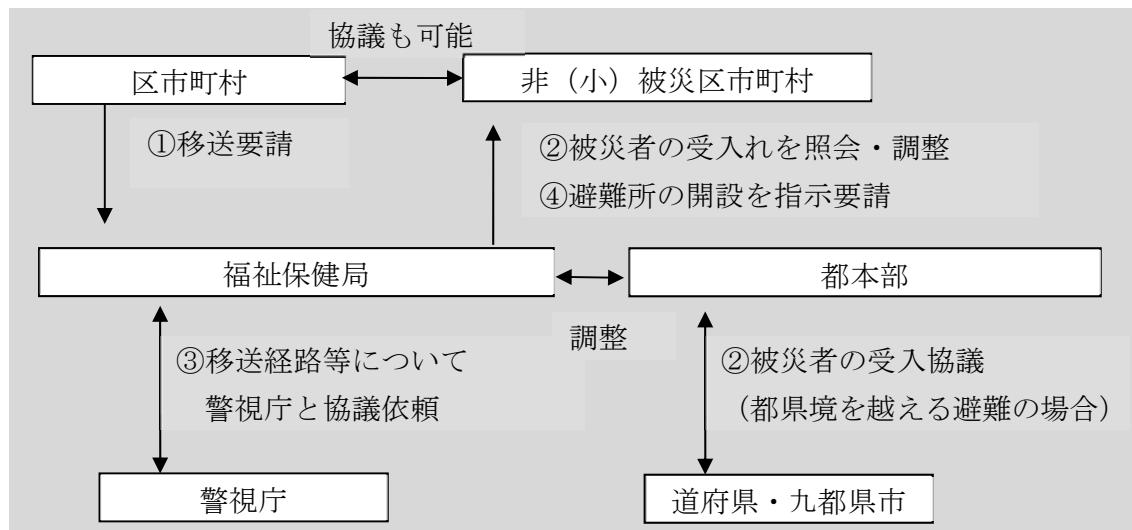
- ・他地区への移送を要請する理由
 - ・移送を必要とする避難者の数
 - ・希望する移送先
 - ・収容を要する期間
 - ・その他必要な事項
- 移送にあたっては、市のバス及び民間事業者と協定を締結するなどして移送車両の確保を行うものとするが、必要に応じて関係防災機関へ応援を要請する。
- 避難者を他地区へ移送する場合、職員の中から移送先における避難所の管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させるものとする。

(2) 他区市町村からの受入れ

- 都から避難者の受入れの協議を受けた場合、市は受入れ態勢を整備する。
- 他の区市町村から移送された避難者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、市は避難所の運営に協力する。

(3) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋

【移送先の決定】



第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【体系図】



第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 基本的な考え方

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

本章では、備蓄物資のあり方、物資の調達方法、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送体制などについて定める。

【対策の状況と課題】

都が公表している立川断層帯地震による被害想定では、避難所へ避難する人は最大で16,141人としている。

市では、避難者の食料、水については3日分の備蓄体制を整えており、こうした備蓄物資については、地域の拠点となる防災備蓄倉庫3ヶ所を整備し、分散備蓄を行っている。また、避難所となる全小・中学校にも備蓄物資を配備し、避難所の運営に必要となるラジオ、発電機、照明器具、間仕切り、感染症対策備品等の備蓄を行うとともに、児童・生徒の食料についても備蓄を行っている。

今後の課題として、被害の程度によっては、物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、市が物資の供給や都への物資要請を行えなくなる事態への対策を検討する必要がある。

また、要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合に、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

物資輸送においては、発災時における物資輸送を的確に行うことができるよう、車両の事前確保を図るなど、物資輸送体制を明確にする必要がある。

●被害想定（立川断層帯地震）

被 害 項 目	想 定 さ れ る 被 害
避難者数	最大 24,832人
避難所へ避難する人	最大 16,141人
避難所以外のところへ避難する人	最大 8,691人

【対策の方向性】

- ▶ 食料・水・生活必需品等の確保
- ▶ 輸送体制の確保

第2節 具体的な施策

I 備蓄物資

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 食料及び生活必需品等の確保 ● 飲料水及び生活用水の確保 ● 備蓄倉庫の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄物資の供給 ● 飲料水の供給 ● 物資の調達要請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なニーズへの対応 ● 炊き出し ● 水の安全確保

予防対策

1 食料及び生活必需品等の確保

（1）食料及び生活必需品等の備蓄方針

- 市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の食料等の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における市の最大避難者数（避難生活者数）を基準とする。
- 時間の経過とともに必要とされる物資は変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 粉ミルクの備蓄について、市は災害発生後3日分の備蓄体制を整えるよう、備蓄と合わせて、市内流通業者や保育園等との調達や保管等に係る協定を進める。
- 感染症対策備品については、様々な角度から必要備品を把握し、確保に努める。
- 備蓄品目や調達先、保管方法の拡充を図るため、市内の流通業者や業界団体と協定を締結し、より実効的な備蓄体制を構築するよう、連携強化を図る。

【現在の主食等の備蓄状況（令和3年3月31日現在）】

品名	内容	単位	数量	備考
クラッカー類	1箱 70食入	食	28,852	保存期限5年
アルファ米	1箱 50食入	食	104,050	水又はお湯をそそぐだけで食べられる 保存期限5年
乾燥粥・雑炊	1箱 50食入	食	12,050	保存期限5年
災害備蓄用パン	1箱 24食入	食	11,808	保存期限5年
計			156,760	

【現在の生活必需品等の備蓄状況（令和3年3月31日現在）】

品 名	内 容	単位	数 量	備 考
毛 布	難燃性	枚	6,245	都寄託物資含む
カ ー ペ ッ ト	難燃性	枚	4,985	〃
紙 お む つ	子供・大人用	枚	43,872	
コンパクト肌着	男性用・女性用	セット	560	パンツ・シャツ・靴下・タオル
トイレットペーパー	1箱 60ロール入	ロール	11,256	
生 理 用 品	1袋 42枚入	枚	50,400	
ポータブル蓄電池		セット	15	避難所に配備
スマートフォン充電セット		セット	15	避難所に配備

※その他に携帯トイレやウェットティッシュ、使い捨て哺乳ボトル等を備蓄

【現在の感染症対策備品等の備蓄状況（令和3年3月31日現在）】

品 名	内 容	単位	数 量	備 考
パーテーション	ワンタッチタイプ	セット	340	
間仕切り	ダンボール製	セット	15	10畳×5セット、8畳×10部屋×10セット
マスク	サージカル・防塵	枚	101,000	
ゴム手袋		枚	5,100	
ハンドソープ		本	1,764	
アルコールジェル	手指消毒用	本	615	

※その他にフェイスガード、防護服等を備蓄

(2) 食料及び生活必需品等の調達

- 米飯給食に必要な米穀については、市と災害時の応援協定を締結している市内の米穀業者に要請し、調達する。
- 道路の啓開が本格化する4日目以降の主食は、米飯の炊き出しにより給食することとなるため、米飯給食に必要なうめぼし、佃煮等の副食品や味噌等の調味料について、調達計画を定めておくものとする。

2 飲料水及び生活用水の確保

(1) 給水拠点の整備

市の飲料水及び生活用水の給水拠点は、次の場所とする。

① 配水場

名 称	所 在 地	容 量	使用可能水量 (容量×1/3)
第1配水場	緑ヶ丘 2-18-5	6,250 m ³	2,000 m ³
第2配水場	小作台 4-5-17	10,700 m ³	3,500 m ³

② 淨水場

名 称	所 在 地	容 量
淨 水 場	羽中 4-10-3	1,840 m ³

③ 水源

名 称	所 在 地	備 考
第1水源	羽加美 4-26-17	次亜塩素酸ナトリウムで消毒後、じや口から直接タンクや容器等へ給水できる

④ 小・中学校の受水槽

名 称	有効容量	使用可能水量
羽村東小学校	16 m ³	14 m ³
羽村西小学校	16 m ³	14 m ³
富士見小学校	20 m ³	18 m ³
栄小学校	25 m ³	23 m ³
松林小学校	12 m ³	10 m ³
小作台小学校	21 m ³	19 m ³
武蔵野小学校	13 m ³	11 m ³
羽村第一中学校	33 m ³	30 m ³
羽村第二中学校	39 m ³	36 m ³
羽村第三中学校	15 m ³	14 m ³

※ 各小中学校の受水槽は、耐震化されており、じや口も設置されていることから受水槽より直接容器等に給水できる。

⑤ 小中学校プール水

名 称	有効容量
羽村東小学校	350 m ³
羽村西小学校	325 m ³
富士見小学校	350 m ³
栄小学校	350 m ³
松林小学校	325 m ³
小作台小学校	350 m ³
武藏野小学校	400 m ³
羽村第一中学校	450 m ³
羽村第二中学校	420 m ³
羽村第三中学校	450 m ³

※ 各小中学校のプール水については、消防水利としての活用の他、震災の状況によっては、トイレ洗浄用等の生活用水としても利用する。

⑥ 緊急時指定井戸

市内に現存する民間所有の緊急時指定井戸は、令和3年3月31日現在、111箇所あり、災害時に生活用水として利用を図る。

⑦ 東京都小作浄水場

市は都と協定を締結し、東京都小作浄水場において応急給水を受けられる体制を整備する。この際、東京都が応急給水に必要な資器材等の設置を行い、市は住民等への応急給水を行う。

有効容量 42,800 m³

確保水量 14,260 m³

⑧ その他

日野自動車(株)羽村工場との「災害時応急活動等に関する協定」に基づき、工場内の深井戸から汲み上げ、ろ過した水の市民への提供と、10t給水車の一時利用について協力を得る体制を整えている。

3 備蓄倉庫の確保

(1) 備蓄倉庫の整備

① 備蓄倉庫

市の備蓄倉庫の設置場所については、次の一覧のとおり。

【備蓄倉庫設置場所一覧】

名称	所在地	建築面積	対象地域
東部地域備蓄倉庫	神明台 3-15-22	RC 造 2階建 199.64 m ²	(消防団第1分団管轄地域) 川崎東、川崎西、上水通り、神明台、双葉富士見、 双葉町松原、神明台上、神明台住宅、都営神明台 (消防団第2分団管轄地域) 緑ヶ丘第一、緑ヶ丘第二、緑ヶ丘三丁目、五ノ神東、 五ノ神中、東台、富士見平第一、UR羽村団地
中央地域備蓄倉庫	羽東 2-1-10	RC 造 1階建 148.7 m ²	(消防団第3分団管轄地域) 本町第一、本町第二、本町第三、東第一、東第二、 清流 (消防団第4分団管轄地域) 緑ヶ丘西、奈賀一、奈賀二、旭ヶ丘、田ノ上第一、 田ノ上第二、田ノ上第三、
西部地域備蓄倉庫	小作台 5-19-4	RC 造 2階建 197.8 m ²	(消防団第5分団管轄地域) 間坂第一、間坂第二、宮地、美原 (消防団第6分団管轄地域) 小作本町、小作台東、小作台西、栄町第一、 栄町第二

② 避難所用備蓄倉庫

避難所となる市内小中学校全校に避難所用備蓄倉庫を設置済

③ 清流地区備蓄倉庫

土石流の警戒区域の指定がされている清流地区に、防災用の資器材を備蓄した倉庫を設置済

応急対策（発災後72時間以内）

1 備蓄物資の供給

（1）食品の給与

- 被災者に対する食料の供給は、主として避難所に収容した者を対象に実施するが、自宅残留被災者にも及ぶように努める。
- 食料の供給は、各避難所において行い、炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による

炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(2) 生活必需品の給（貸）与

- 震災時における家屋の倒壊、焼失等で生活必需品を失った被災者の保護のため、生活必需品等の給（貸）与を実施する。

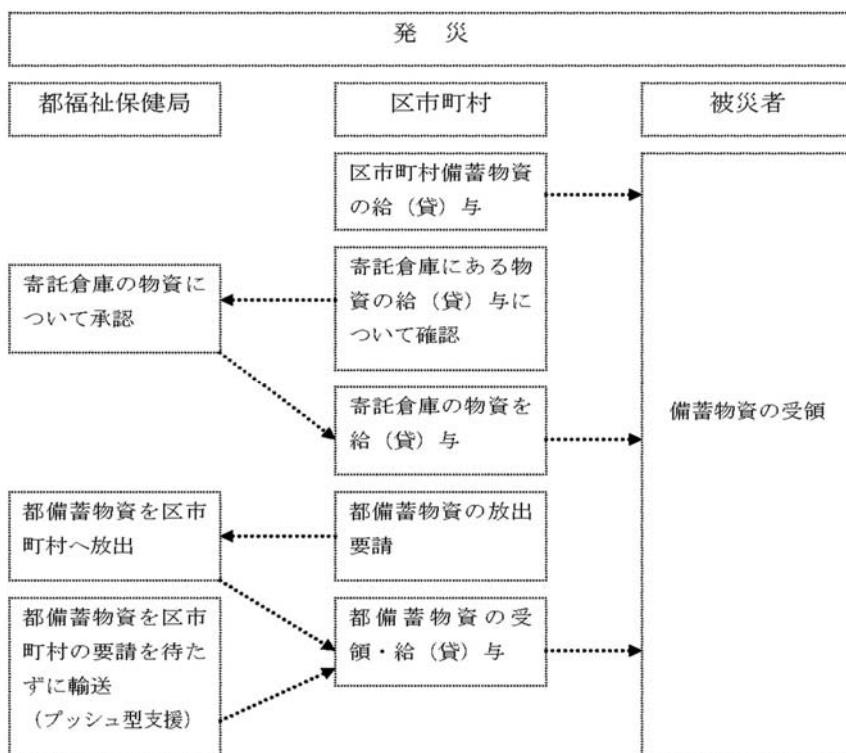
(3) 都備蓄物資の給与

- 備蓄物資（食料や毛布・敷物等の生活必需品）として都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

(4) 配布の基準

- 原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

(5) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋



2 飲料水の供給

(1) 給水態勢

- 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1日1人当たり3リットルの給水を基準とする。
- 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水拠点に出向いて給水を受けることを原則とする。
- 給水車による給水は、原則として避難所を中心に行うものとし、災害の状況によっては、避難所以外でも実施する。
- 震災時に備え、各家庭に20～60リットル程度の水を備蓄するよう奨励する。

(2) 給水方法

- 応急給水拠点には標識を設置し、給水を開始する。
- 配・給水管を順次復旧し、消火栓からの路上給水を行う。
- 給水車による給水は、災害の状況等により必要と認められる場所において行う。
- ウォーターパックによる給水も、給水車による給水に準じて行う。
- 以上のことによつても住民の飲料水が確保できないときは、市本部長が相互応援協定に基づき、関係自治体・機関に応援を要請する。

3 物資の調達要請

(1) 食料の調達

食料の調達は、次の方法により実施する。

- 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む)計画を策定する。
- 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項について定める。
- 協定を締結している団体、事業者を中心に、市内スーパー、給食業者、小売店など様々な関係先と連携し、計画において必要とする食料品の調達を図る。
- 上記により、さらに調達食料に不足が生じるとき、または調達不可能なときは、都災害対策本部に要請する。

(2) 生活必需品の調達

生活必需品の調達は、次の方法により実施する。

- 被災世帯に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達(備蓄を含む)計画を策定する。
- 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

(3) 義援物資の取扱い

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 市は、義援物資の取扱いについて、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 多様なニーズへの対応

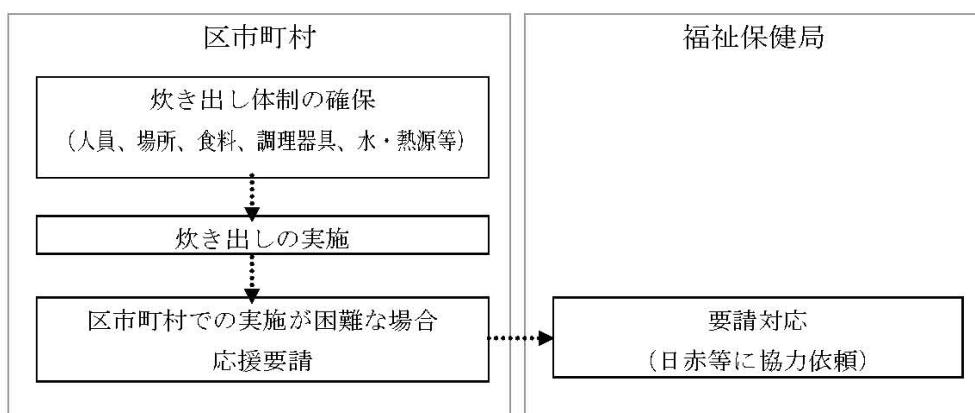
必要とされる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によっても必要となる物資は異なる。

市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

2 炊き出し

- 震災後およそ4日目以降は原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 被災者に対する炊き出しその他のによる食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について、都福祉保健局に応援を要請する。

【業務手順】 ※東京都地域防災計画より抜粋



3 水の安全確保

(1) 市の取り組み

- 都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。また、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、住民に適正に周知する。

(2) 各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
西多摩保健所	<ul style="list-style-type: none">○ 市からの要請に応じて消毒薬の配布を行う。○ 「環境衛生指導班」を編成し、次の活動を行う。<ul style="list-style-type: none">・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認・ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布・ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

II 物資の輸送体制

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送拠点の指定 ● 輸送体制の整備 ● 輸送車両の確保 	<p>⇒ ● 車両の調達</p>	<p>⇒ ● 物資の輸送</p>

予防対策

1 輸送拠点の指定

市内外からの緊急物資等の受入、搬送するための仕分け、一時保管を行う地域内輸送拠点として、スポーツセンターを指定する。

【輸送拠点の機能と整備・運営主体】

区分	機能	整備・運営主体	施設名称・所在地
広域輸送基地	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。トラックターミナル、ふ頭、空港など。	都	<p>[陸上輸送基地]</p> <p>▶ 立川地域防災センター (立川市緑町 3, 233 の 2 外)</p> <p>[航空輸送基地]</p> <p>▶ 東京都調布飛行場 (調布市西町 外)</p>
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点	市	<p>▶ 羽村市スポーツセンター (羽村市羽加美 1-29-5)</p>

2 輸送体制の整備

（1）輸送力の確保

市は、災害時の輸送力の確保を図るため、関係事業者と輸送に関する協定等措置をしておく。

- ▶ 災害時における緊急輸送業務に関する協定:赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（平成 11 年 8 月締結済）
- ▶ 災害時における緊急物資輸送に関する協定:三和運送有限会社(令和 2 年 12 月締結済)

(2) 燃料の確保

燃料は、市と災害時の応援協定を締結している市内の燃料類取扱い業者に要請し確保する。

この他、日野自動車(株)羽村工場との「災害時応急活動等に関する協定」に基づき、工場で備蓄している燃料について一時貸与を受ける体制を整えている。

3 輸送車両の確保

(1) 車両の確保

輸送手段として必要とする車両は、原則的には市保有車両を使用し、不足を生ずる場合は、都及び防災機関並びに民間団体の協力等により確保する。

災害発生時の車両の調達及び配車については財務部で行い、事前に車両配車計画を定めておくこととする。

市保有車両						令和3年3月31日現在
マイクロバス	乗用車	貨物車両	軽自動車	特殊車両	電気自転車	
1	15	15	31	2	2	

※上記車両のうち、電気自動車は9台

※可搬型給電器6台保有

(2) 緊急通行車両の届出

市は、災害時に迅速かつ円滑に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるため、保有車両のうち地震防災応急対策及び災害応急対策に使用することが決定しているものは、あらかじめ確認機関に「緊急通行車両等事前届出書」を提出し、「届出済証」の交付を受けておくものとする。

○ 資料編 「資料9 緊急通行車両等事前届出書」 資-12 参照

(3) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	○ 緊急通行車両等の確認

応急対策（発災後72時間以内）

1 車両の調達

- 市災害対策本部各部においては、原則として各部で保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、災害対策本部財務部が集中的に調達する。
- 貨物自動車についても、市所有の貨物自動車を使用することとし、不足を生じる場合は、

協定を締結している赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部、三和運送有限会社等から調達する。

さらに調達車両に不足が生じる、または調達不能な場合は、都財務局へあっ旋を要請する。

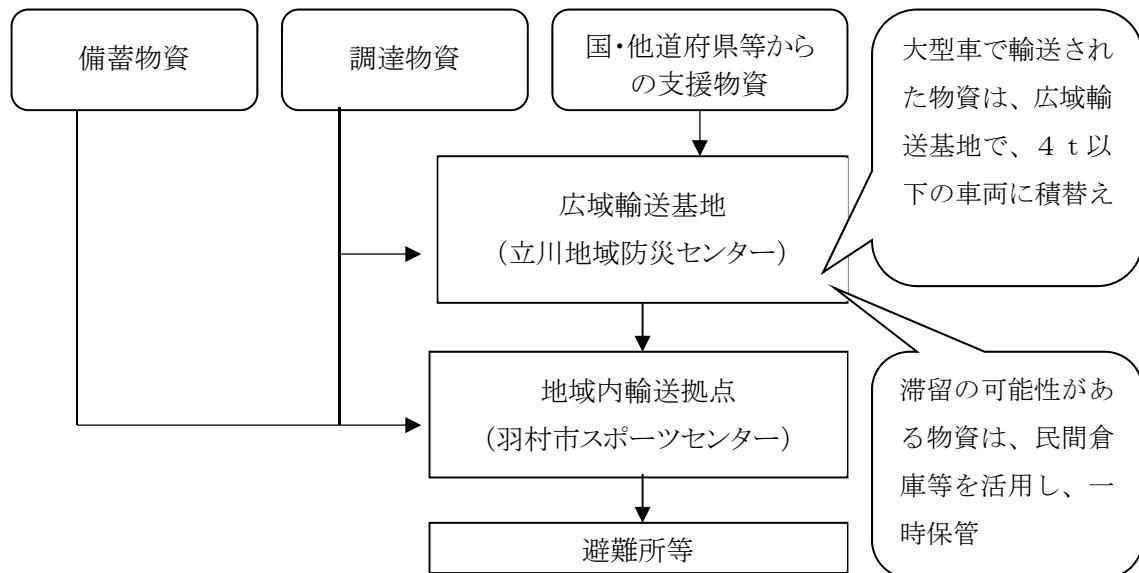
復旧対策（発災後1週間目途）

1 物資の輸送

（1）都の調達物資・応援物資の輸送

- 都が、調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、市が指定する地域内輸送拠点へ調達業者等の協力を得て輸送する。
- 他道府県等からの陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都福祉保健局が市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 都は、応援要請を行う際、原則として状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

【陸上搬送概念図】 ※東京都地域防災計画より抜粋

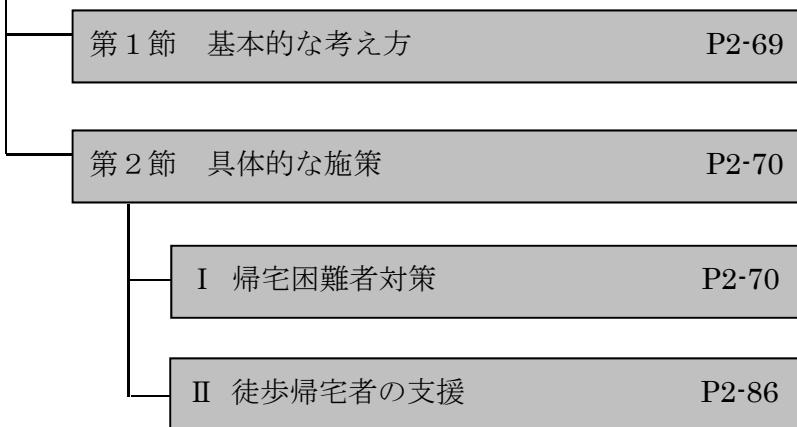


（2）市の取り組み

地域内輸送拠点で受け入れた物資を仕分けるとともに、配分の方法について定め、必要に応じて市備蓄倉庫等へ輸送する。なお、被災者への配布については、本章 I 備蓄物資 応急対策 1 備蓄物資の供給により実施する。

第4章 帰宅困難者対策

【体系図】



第4章 帰宅困難者対策

第1節 基本的な考え方

震災時には、本市においても事業所、駅周辺、集客施設などで多くの帰宅困難者が発生することが想定される。都では平成25年4月に帰宅困難者対策条例を施行し、従業員の一斉帰宅の抑制による混乱防止に取り組むこととしており、市においてもこの条例に基づき、市内事業所や学校と連携を図りながら、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一時帰宅を抑制し、混乱を防止する必要がある。また、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、一時的に待機させる一時滞在施設を確保することも必要となる。

さらに、保護者が帰宅困難者となった子どもたちへの対応についても検討する必要がある。本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく帰宅困難者、事業所（者）、学校など社会全体で連携し、混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現するために必要な事項を定める。

【対策の状況と課題】

東日本大震災においては市内でも27人が帰宅困難となり、一時滞在施設として開設したスポーツセンターに宿泊し、翌日、運行を開始した交通機関により帰宅した。

都の被害想定では、市内において最大13,497人の帰宅困難者が発生することが想定されており、市が講じる帰宅困難者対策（帰宅困難者の受け皿となる一時滞在施設の確保等）のみでは限界がある。このため、帰宅困難者自身や施設管理者、事業所等における自助・共助の一層の取り組みを推進することが必要である。

また、帰宅困難者に関する取り組みを推進するにあたっては、関係行政機関や鉄道事業者・市内事業所・関係団体等間での情報連絡体制等を確立し、関係団体等の連携体制の強化を図る必要がある。

●被害想定（共通）

被　害　項　目	想　定　さ　れ　る　被　害
市内滞留者数	最大 45,720人
帰宅困難者数	最大 13,497人

【対策の方向性】

- ▶ 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底
- ▶ 帰宅困難者一時滞在施設の確保

第2節 具体的な施策

I 帰宅困難者対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 ● 帰宅困難者への情報通信体制整備 ● 一時滞在施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺での混乱防止 ● 集客施設及び駅等における利用者保護 ● 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ ● 事業所等における帰宅困難者対策 	

予防対策

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

（1）市の取り組み内容

- 市民や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」について、市公式サイトへの掲載、パンフレットの配布、出前講座の実施等により普及啓発を図る。
- 「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」について、市民や事業所に周知する。
- 都市開発等の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図る。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

（2）事業所における施設内待機計画の策定

- 事業所等は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」）が取りまとめた

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画又は業務継続計画（BCP）に反映させておくよう努める。

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために3日分の水、食料、生活用品等をあらかじめ備蓄しておくとともに円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。加えて、震災の長期化への備えや、共助の取組として周辺の帰宅困難者を受け入れることも視野に入れ、10%程度余分に備蓄することを検討していく。
- 施設内に従業員が留まれるように、日ごろから耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- 事業所等は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、併せて施設内待機の手順等についても確認し、必要な場合の改善を行う。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

1 対象となる企業等

首都直下地震発生により被災の可能性がある国、都県、区市町村等の官公庁を含む全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

- 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。
- 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
- 毛布については、1人当たり1枚とする。
- その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

4 備蓄品目の例示

- 水：ペットボトル入り飲料水
- 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- その他の物資（特に必要性が高いもの）
毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類

（備考）

① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、※燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要（保管場所、数量に配慮が必要）

② 企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

(3) 駅前滞留者対策協議会等の設置

- 協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都、市、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とし、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定めるため、駅前滞留者対策協議会等の設置を検討する。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

(4) 集客施設及び駅等の利用者保護

- 集客施設及び駅などの事業所は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や業務継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。
- 事業所は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業所は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。
- 事業所は、外国人の対応として、誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でもわかりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

(5) 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 学校、保育園等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童・生徒等の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校・園舎内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。
- 保護者が引き取り困難であったり、帰宅困難となる場合に備えて一定期間校舎や園舎内に留める対策を講じる必要があり、飲料水・食料等の備蓄なども含めた災害時のマニュアルを作成するなど、安全確保体制の整備を図る。

(6) 市民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認など、必要な準備をする。
- 勤め先などに簡易食料や歩きやすい靴、最低限の生活必需品の確保に努める。

(7) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ○ 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。 ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
羽村市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員企業向け啓発や対策の実施

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 市の取り組み内容

- 市及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 市は、市内施設の開放・受入状況、鉄道等の運行状況、帰宅道路等の状況等、帰宅困難者への情報を整理し、防災行政無線、広報車、市公式サイト、市メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）、市公式ツイッター、掲示板などの手段を活用し、情報提供を行う体制を構築する

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
N T T 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施

3 一時滞在施設の確保

(1) 一時滞在施設の指定

- 路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまでに待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設として、市はスポーツセンターに一時滞在施設を開設する。この他、都は一時滞在施設として都立羽村高校を指定している。
- 一時滞在施設の運営に関しては、協議会が策定した「一時滞在施設の確保及び運営のガ

「イドライン」を踏まえ、マニュアルを整備する。

- 市の指定する施設のほか、市内の事業所等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】

(1) 背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設ができるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいう。

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、区市町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や区市町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域

を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。

（4）開設基準

- ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする。
- イ 帰宅困難者の受入れは、床面積3.3 m²当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。

（5）施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

- ア 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- イ 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
- ウ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
- エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

（6）要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

ア 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でもわかりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又はこの受入れを含む防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混在地域など、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

イ 受入定員

約3.3m²当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。

ウ 運営要員の確保

- ・ 自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の3者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。
- ・ 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 帰宅困難者の受入れの手順**カ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順****キ 備蓄品の配布手順****ク 要配慮者のニーズへの対応****ケ セキュリティ・警備体制の構築**

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れられた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止の体制の整備を行う。

(3) 受入れのための環境整備**ア 平時からの施設の安全確保**

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。

また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 書類・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・受入者名簿
- ・受入記録日計表
- ・一時滞在施設運営及び収容状況記録表
- ・一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。

- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（災害時用公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fi など）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fi 等の通信手段を整備し設営できるよう努める。

- ・災害用伝言板ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については、賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。

- ・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。

- ・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

(4) 訓練等による定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

(2) 一時滞在施設の確保・運営にあたっての行政の支援

① 一時滞在施設に関する普及啓発

市及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても普及啓発に努める。

② 防災関係機関への周知

市及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

③ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理する。

④ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、市は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。

応急対策（発災後72時間以内）

1 駅周辺での混乱防止

（1）駅周辺での混乱防止

- 駅周辺の事業者や学校等と連携し、発災時の駅周辺での混乱防止を図るため、駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- 市は、防災行政無線、広報車、市公式サイト、市メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）、市公式ツイッター、掲示板など様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対して災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

（2）各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	○ 駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
東京消防庁 (福生消防署)	○ 市、関係機関などに対して災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
N T T 東日本	○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。

2 集客施設及び駅等における利用者保護

（1）市の取り組み内容

- 市は、国、都、報道機関や通信事業者等と連携協力して、集客施設及び駅などの事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築し、積極的に情報発信を行う。

（2）集客施設及び駅等の事業所の対応

① 施設の安全性の確認

ア 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ 施設の周囲の安全の確認

国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

② 一時滞在施設への誘導等

ア 事業所等による誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携のもと、事業所が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。

イ 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等

災害発生時、一時滞在施設への案内、誘導が困難な場合においては、各事業所は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

なお、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性やスペース等も勘案して利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受け入れるよう検討する。

③ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携のもと、事業所が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。

④ 要配慮者への配慮

利用者保護にあたって、事業所は、市や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮する。

⑤ 利用者に対する情報提供

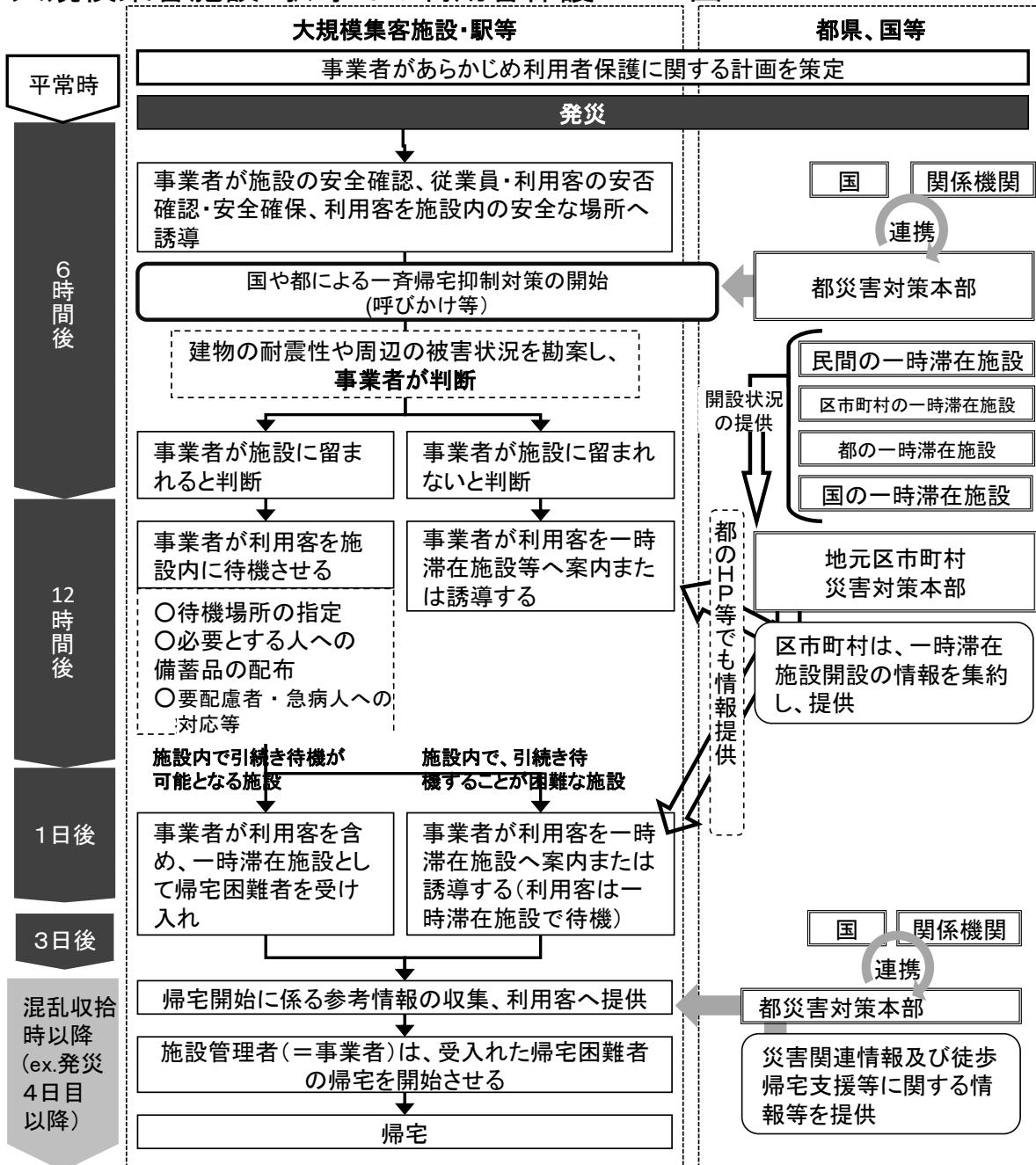
事業所は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な情報提供を行う。

(3) 鉄道事業者の対応

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

(4) 業務手順 ※東京都地域防災計画から抜粋

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、隨時行う。

→ 都や国の対策等の情報の流れ

← 一時滞在施設開設等の情報の流れ

3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

(1) 一時滞在施設の開設・運営の流れ

- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。
- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。

【発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）】

- ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
 - ・ 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
 - ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
 - ・ 施設利用案内の掲示等
- 施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。
- 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」
- 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」
- 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急遽閉鎖する可能性があること」
- 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等
- ・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
 - ・ 市への一時滞在施設の開設報告

【帰宅困難者の受入等（概ね12時間後まで）】

- ・ 帰宅困難者の受入開始
- ・ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ・ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- ・ し尿処理・ごみ処理のルールの確立
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・ 受入可能人数を超過した場合の市への報告

【運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）】

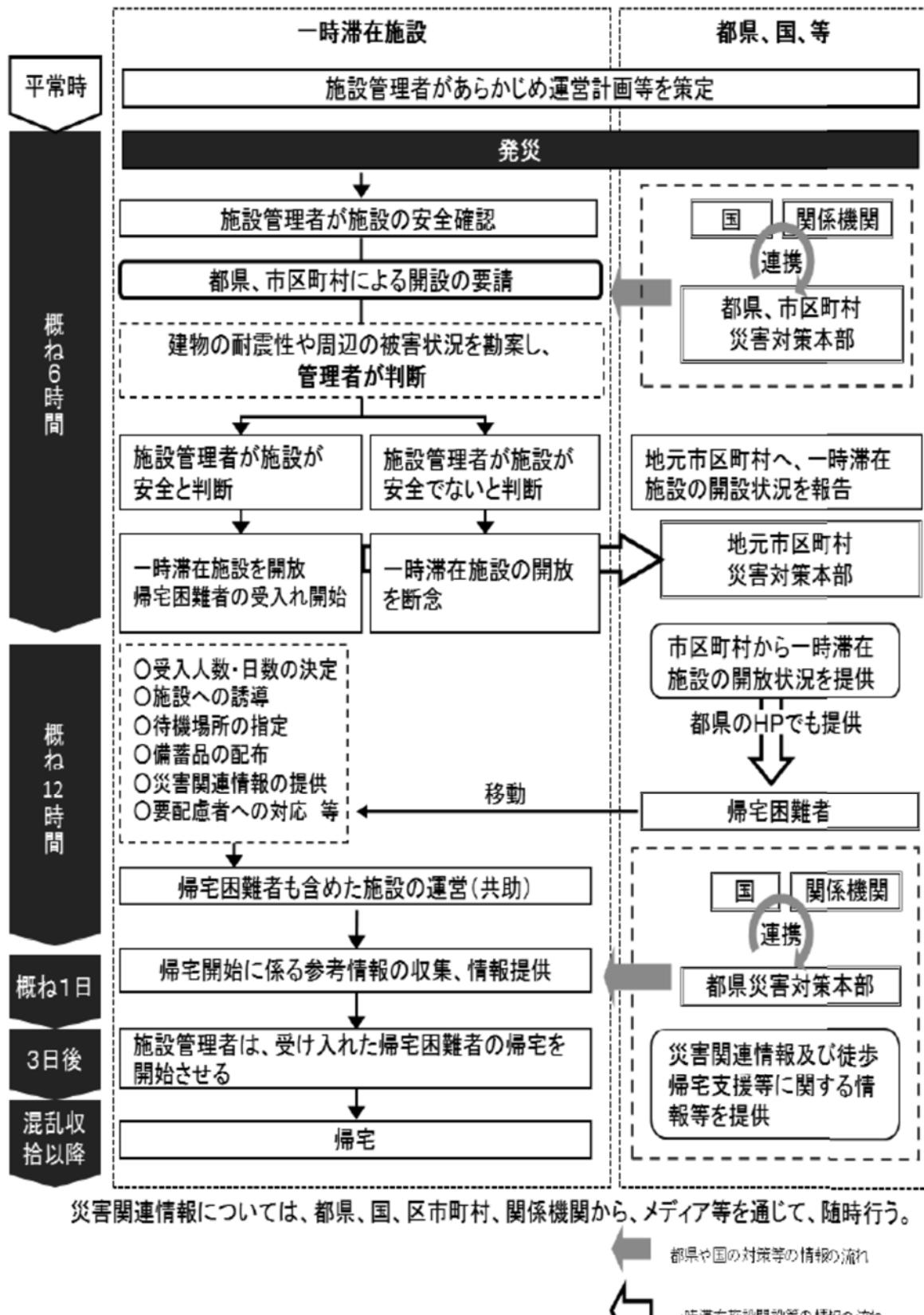
- ・ 受入者も含めた施設の運営
- ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

【一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）】

- ・ 一時滞在施設閉設の判断
- ・ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

(2) 業務手順 ※東京都地域防災計画から抜粋

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、隨時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

4 事業所等における帰宅困難者対策

(1) 市の取り組み内容

市は、国、都、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築し、積極的な情報発信を行う。

(2) 事業所等における対応

① 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようとする。
- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

② 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

③ 情報提供体制の確保

- 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等の提供を行う。

④ 学校等の対応

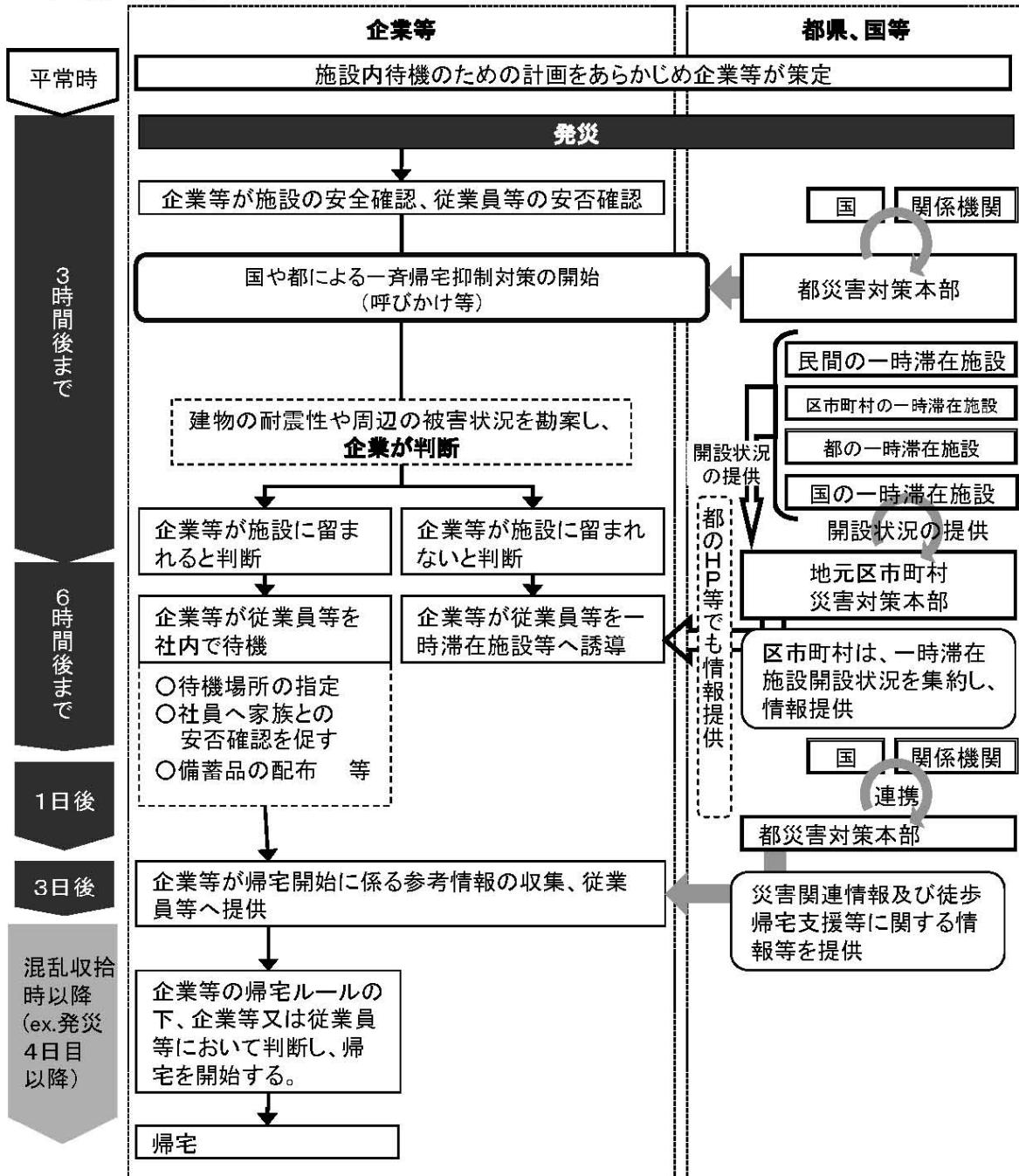
- 学校、保育園等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。

(3) 各機関における取り組み

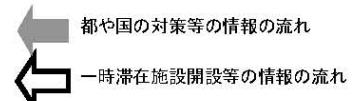
実 施 主 体	対 策 内 容
羽村市商工会	○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を求める。

(4) 業務手順 ※東京都地域防災計画から抜粋

一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、隨時行う。



II 徒歩帰宅者の支援

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 徒歩帰宅支援のための体制整備		● 徒歩帰宅者の代替輸送 ● 徒歩帰宅者の支援

予防対策

1 徒歩帰宅支援のための体制整備

(1) 市の取り組み

- 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。
- 都と連携して災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、機能・設置場所などについて市民・事業者に周知する。

(2) 都の取り組み

- 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するハンドブックを事業者に配布する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。

(3) 事業所の取り組み

- 事業所は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

【災害時帰宅支援ステーションとは…】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 徒歩帰宅者の代替輸送

（1）鉄道運行情報等の提供

- 市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて市民・事業者等に提供する。
- 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者等に提供する。

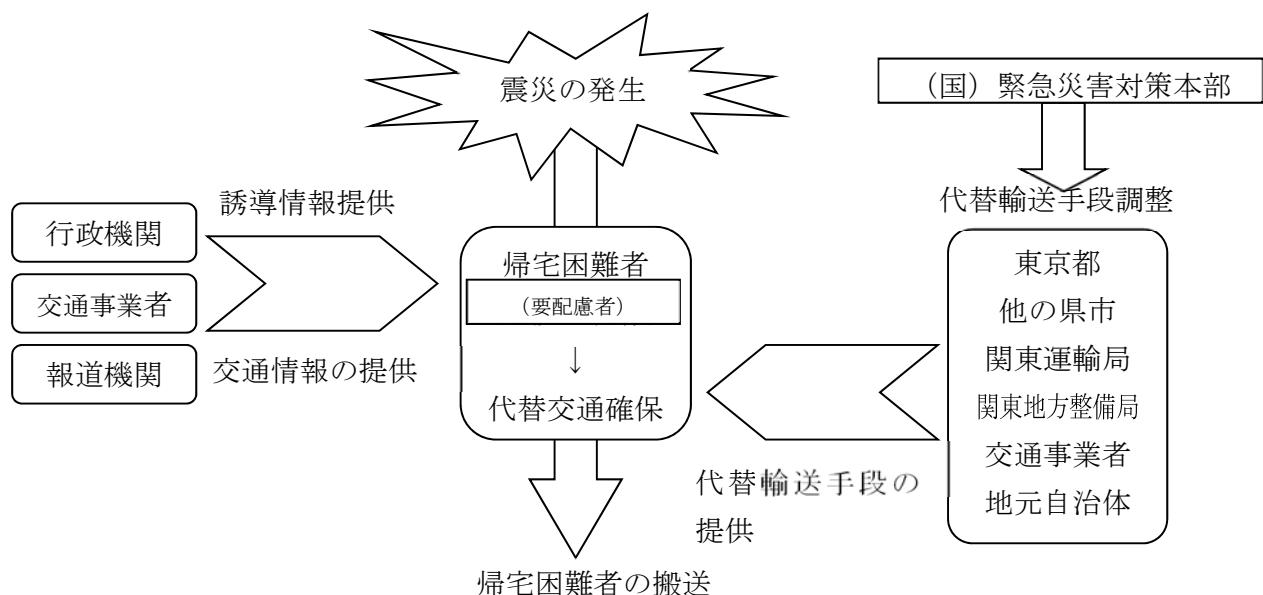
（2）代替輸送手段の確保

- 市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成のマニュアルに基づ

づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。

- 都は、バス等による代替輸送手段を確保する。
- バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバス等には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

(3) 業務手順 ※東京都地域防災計画から抜粋



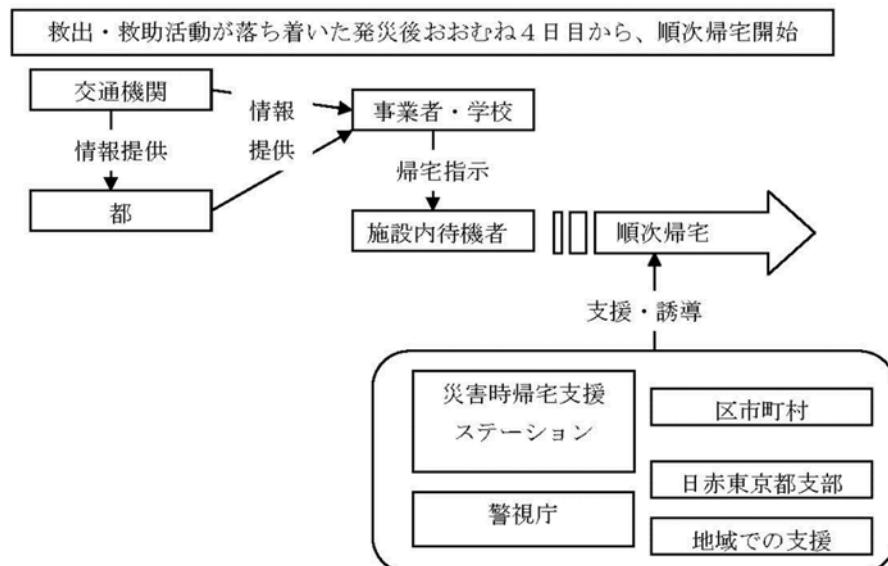
2 徒歩帰宅者の支援

(1) 対策内容と役割分担

- 市は、徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、都が指定した五日市街道や青梅街道・新青梅街道などの徒歩帰宅支援対象道路と結ぶ市内の幹線道路である羽村街道（都道163号 羽村・瑞穂線）、新奥多摩街道（都道29号 立川・青梅線）沿いに、公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料、トイレ、休憩の場の確保や情報提供などを行う。
- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、ガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。

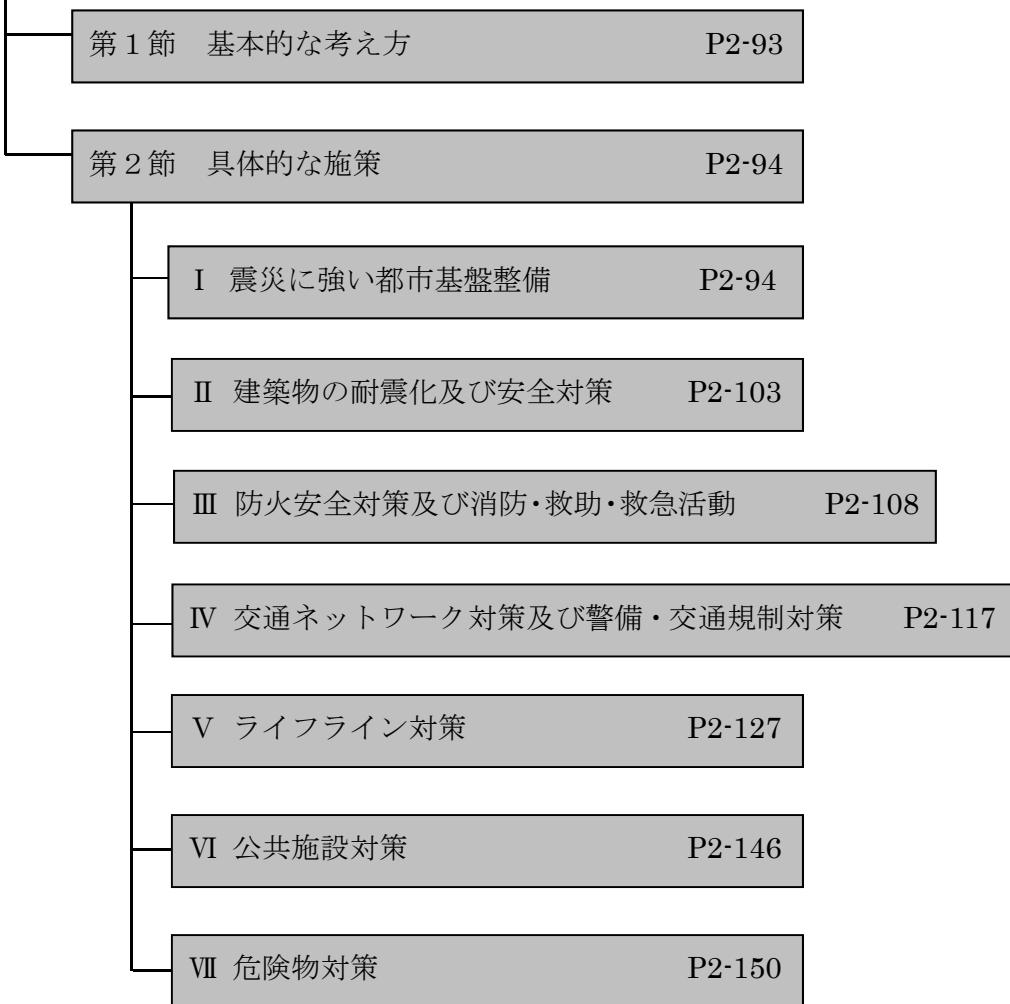
- 都は、帰宅支援の対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図るとともに、これらの路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これら情報を、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイトなどを通じて事業者や都民等に提供する。
- 警視庁は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒步帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
- 事業所・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係行政機関等（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、予め作成しておいた帰宅優先順位、手順により順次従業員等の帰宅を開始させる。
- 事業所及び学校等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒步帰宅者を支援する。

（2）業務手順 ※東京都地域防災計画から抜粋



第5章 安全な都市づくりの実現

【体系図】



第5章 安全な都市づくりの実現

第1節 基本的な考え方

地震による被害から一人でも多くの市民の生命、財産を守るとともに、災害時に都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

災害に強い安全な都市づくりの実現に向けては、都市計画において、こうした都市の防災性について十分に検討し、対応しておくことが重要である。

本章では、そのための具体的な対策について定める。

【対策の状況と課題】

市では、これまで地域地区制度による防火地域等の指定や、土地区画整理事業による都市基盤整備を中心に、道路・公園・緑地などの都市施設を計画的に配置することにより、災害に強いまちづくりを推進してきた。平成20年3月に策定した「市都市計画マスターplan」では、こうしたまちづくりにおける防災の方針について示している。

都が公表している首都直下地震等に関する被害想定では、市内における倒壊家屋、地震火災による焼失家屋が多く発生するとされていることから、具体的な対策を通じて、より一層の防災性の向上、安全化に取り組んでいく必要がある。

●被害想定（立川断層帯地震）

被　害　項　目	想　定　さ　れ　る　被　害
原因別建物全壊棟数	最大 490 棟
ゆれ	最大 483 棟
液状化	最大 0 棟
急傾斜地崩壊	最大 7 棟
出火件数	最大 8 件
焼失棟数	最大 2,181 棟

【対策の方向性】

- ▶ 震災に強い都市基盤整備
- ▶ 建築物等の耐震化、安全対策の推進
- ▶ 消防・救助・救急体制の整備
- ▶ ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり

第2節 具体的な施策

I 震災に強い都市基盤整備

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 震災に強い都市基盤整備 ● がけ・擁壁、ブロック塀、 ⇒ 急傾斜地等の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害の応急対策 ⇒ ● 河川施設等の応急対策 ⇒ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次的な土砂災害防止対策 ● 河川施設等の復旧

予防対策

1 震災に強い都市基盤整備

震災は、住宅や建築物をはじめ、道路、鉄道等の都市施設、電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインにも大きな被害を与える。「燃えない」「壊れない」震災に強い都市にするためには、都市基盤そのものの防災性を高めていくことが必要である。

市は関係機関と協力しながら、すべての人が安全に安心して暮らせるように、震災に強い都市基盤整備に向けて、都市空間の確保や緑地の保全、火災の延焼を食い止める延焼遮断帯を形成するとともに、公共及び民間建築物の不燃化や耐震化を推進し、地域の防災力向上に長期的かつ計画的に取り組んでいく。

(1) 震災に強い都市基盤の整備

市は、市域の約82%、814haが市街化区域となっており、このうち約66%にあたる534haが土地区画整理事業により都市基盤が整備された地域となっている。

JR青梅線西側の地域には自然発生的に形成された市街地があり、狭い道路が多いことから、今後、各種の都市基盤整備事業を通じて、都市としての防災機能をより高めていくことが求められている。

① 狹い道路が多い地域の防災安全性の向上

狭い道路については、防災・避難・救助・回復の各活動に資するためにも、その解消に努める。

また、羽村駅西口地区については、用途地域や地区計画の制度を活用するとともに、住宅市街地総合整備事業により老朽木造住宅等の建替え、除却などを推進し、より安全性の高い市街地形成を推進する。

② 消防活動困難区域の解消

消防活動困難区域とは、道路幅が狭いことなどにより、消防車両のスムーズな進入や消防水利の確保に支障があるなど、迅速な消防活動の妨げとなる要因を抱えている区域をいう。市内では、JR青梅線西側の狭い道路が多い地域がこれにあたる。

この消防活動困難区域を解消するため、前項に示した狭い道路の解消と合わせ、消防水利の整備条件等の改善を図っていく。

③ 避難場所の確保と避難路の整備

災害時に安全に避難するため、公園・緑地などのオープンスペースを活用できるよう、適正な配置による避難場所を確保するとともに、都市計画道路などの主要な道路を避難路として整備する。

(2) 市街地の整備

① 羽村駅西口土地区画整理事業の推進

市は、昭和30年代から職住近接の都市づくりを目指して、土地区画整理事業を中心とした道路・公園等の都市基盤の整備を実施し、無秩序な市街化の未然防止と災害に強い都市づくりを進めてきた。その結果、JR青梅線東側地域を中心に市街化区域の約66%が土地区画整理事業によって整備されている。

現在、羽村駅西口周辺は、「羽村駅西口土地区画整理事業」により市街地再編整備を進めている。この事業は、都市環境の整備改善と交通の安全確保を図るとともに、災害を防止し、健全な市街地を形成するために必要な公共施設等を適正配置するもので、最も適した整備手法である。今後も、災害に強く、誰もが安全・安心で快適に暮らせる都市基盤施設の整備を推進する。

【土地区画整理事業による道路・公園等の整備状況】

(令和3年3月31日)

地区	施行面積 (ha)	換地処分	施行区分	道路整備率%	公園・緑地整備	
				施行前→施行後	箇所	m ²
青梅羽村(栄町)	100.7	S41. 8. 1	公団施行	4.79→14.24	1	23,019.47
神明台	123.7	S44. 3. 29	町施行	4.82→16.79	6	40,430.43
富士見平	224.4	S54. 4. 28	町施行	6.25→15.28	7	70,000.44
小作台	65.9	H 5. 11. 26	市施行	6.36→21.95	7	24,318.78
羽ヶ上	19.3	H13. 2. 9	市施行	6.06→21.13	3	5,901.40
羽村駅西口 (施行中)	42.4	—	市施行	16.30→29.55	15	19,990.12

② 市宅地開発指導要綱に基づく宅地開発等の指導

市では、宅地開発等を行う事業主に対して一定の基準を示し、緑地や道路幅員の確保、消防法に基づく消火栓又は防火水槽の設置など公共施設等の整備を促進することにより、市街地の防災性・安全性の確保を進めていく。

【消火栓または防火水槽の設置基準】

- 事業区域の面積が3,000m²以上又は建築計画戸数が50戸(区画)以上の場合は、次のとおり消防施設を設置するものとする。

計画面積 (m ²)	計画 (区画) 戸数	防火水槽		消火栓 (基)
		容量 (m ³)	数量 (基)	
3,000 以上 6,000 未満	50 以上 100 未満	40	1	1
6,000 以上 10,000 未満	100 以上 200 未満	40	2	2
10,000 以上 20,000 未満	200 以上 300 未満	60	2	3
20,000 以上	300 以上	市長が必要とする数		

- 消火栓への給水管は口径 100 mm以上とするものとする。ただし、既設本管から消火栓までの距離が 10m未満の場合は、75 mmとすることができます。
- 前各項により設置される消防水利施設は、水利標識を設置するものとする。
- 事業区域の周囲 100m以内に消火栓がある場合は、別途協議するものとする。

(3) オープンスペースの確保

市街地における公園や緑地等のオープンスペースは、市民のスポーツ・レクリエーションの場やコミュニティ活動の場として利用されているほか、防災空間として火災の延焼防止や防災活動拠点、更には仮設住宅建設用地など防災上も重要な役割を担っている。このため、今後も公園の整備や緑地等の確保、保全に努めていく。

① 公園の整備

令和 2 年 4 月現在、市の都市公園面積は、市民 1 人当たり 6.12 m²となっており、都内区市町村（除島しょ部）の平均 5.44 m²と比べ高い水準にある。（出典：都建設局発行「公園調書（令和 2 年 4 月現在）」）市域全体での公園の配置は、JR 青梅線以東地域が土地区画整理事業により計画的に整備されたため、公園面積全体の約 61%を占めているのに対し、JR 青梅線西側地域は約 39%となっている。

公園については、防災活動拠点として重要な施設であることから、防災機能向上に向けた公園環境の充実を図っていく。

② みどりによる災害対策（保全と推進）

都市における農地や樹林地などの緑地、道路の街路樹は、災害時の被害軽減、延焼防止機能、避難場所など多様な災害対策機能を有しており、都市型災害の被害を軽減する効果が期待されているところであるが、都市化など多面的な要因による農地や樹林地などの緑地の減少が見られることから、災害を軽減する緩衝緑地としての、みどりの必要性を認識し、これにふさわしいみどりの質や量を保全していく必要がある。

市では、市域のみどりの骨格となっている崖線を中心に、所有者の理解と協力を得て、保存樹林地の指定、都市計画決定がされている緑地の用地取得やボランティアとの協働による樹林地の維持活動など、多様なみどりを保全する対策を進めている。

また、みどりの減少が多い市街地については、工場、事業所や公共施設の緑化、宅地開発等の事業における緑化、既存住宅等の緑化助成などによって、都市空間に適したみどりの創出を推進している。

※「緑」は樹木等の緑被部分を表し、「みどり」は緑被部分と付随するオープンスペースを合わせた空間を表すものとして用いている。

〈市樹林地及び樹木の保存に関する条例〉

この条例では、市内の緑を保存し美観風致の維持を図り、住民の快適な生活環境を保全するため、樹林地及び樹木の保存について必要な事項が定められている。

【保存樹林地等の助成等の基準】

区分	助成等の内容
保存樹林地	保存樹林地の所有者に対して課税される固定資産税及び都市計画税の合計額の 100 分の 80 に相当する額を当該課税額から減額する。
保存樹木	保存樹木 1 本につき、 年額 4,000 円を支給する。

〈市緑化推進基金条例〉

市では、緑化を推進し、快適な生活環境の整備を図るため緑化推進基金を設置している。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

緑化推進基金	15,565,000 円
--------	--------------

〈環境配慮事業助成制度（緑化助成事業）〉

市では、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止し、もって地域の特性に合った多様な生物が共生できる、新たなみどりを創出し、潤いとやすらぎのある、安全で良好な都市環境を確保することを目的として、市内に新たに生け垣等を設置する者に対し、経費の一部を助成している。

施工区分	助成額	対象経費等	限度額
優先施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 2 分の 1 2 新たなもの 20,000 円/m ² 3 既存塀を撤去するもの 25,000 円/m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の購入額 ・植栽に要する経費 ・補助資材設置経費 ・既存塀の撤去に要する経費 	200,000 円
一般施工者	次のいずれか少ない額とする。 1 右の対象経費の 3 分の 1 2 新たなもの 15,000 円/m ² 3 既存塀を撤去するもの 20,000 円/m ²		

③ 農地の保全

市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止や一時的な避難場所としての機能、被災者への生鮮食料供給など、防災上重要な役割を担っていることから、生産緑地法に基づく生産緑地の指定や都市農地貸借円滑化法に基づく貸借制度の活用、各種農業振興施策を通じて、農地の保全を推進していく。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

生産緑地地区指定状況	168 件	30.57 ha
------------	-------	----------

(4) 道路の整備

道路は、社会生活や生産活動を支える基本的な都市基盤の一つであるとともに、震災時には火災の延焼防止、市民の避難道路及び緊急物資等の輸送ルートなど防災上極めて重要な機能を有している。

市の都市計画道路の整備率は他市と比べて高くなっているが、一方では、広域的幹線道路における未整備箇所もあり、事業化に向けて取り組んでいく。

① 都市計画道路の整備促進

都市計画道路 3・4・12 号線（羽村街道）、3・4・13 号線、3・4・15 号線（水道道路）の一部及び 7・5・1 号線については、羽村駅西口土地区画整理事業に合わせて整備するとともに、羽村駅西口地区外の 3・4・12 号線については都に整備を要請していく。

このほか都市計画道路 3・4・13 号線及び 3・4・16 号線の未整備区間の整備推進について検討する。

② 主要市道の整備

幹線道路の多くは、緊急輸送道路及び復旧優先道路として位置づけられており、災害時には避難道路として重要な施設であることから、無電柱化の推進、歩道の拡幅、歩車道段差の改良等のバリアフリー化により高齢者や障害者等、誰もが安全で快適に利用できるとともに、災害に強い道路環境の整備を図っていく。

③ 生活道路の整備

道路の拡幅、隅切り、舗装の打ち替え、交通安全施設の設置及び歩道拡幅、段差解消等のバリアフリー化を図り、高齢者や障害者等、誰もが安全で快適に利用できるよう道路の整備を進める。また、防災面や交通安全面が問題となっている狭い道路については、地域住民の協力を得ながら道路のセットバックに努めていく。

④ ガードパイプ担架の活用

現在、市道のガードパイプについて、担架及びテコとして活用できるよう「ガードパイプ担架」を 28ヶ所設置している。今後は、その活用方法などの啓発に努める。

(5) その他の防災まちづくり事業等

① 民間の活力を活用した防災拠点整備の促進

市は、大規模な新規の民間事業所または民間施設等に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、非常用発電設備の整備など防災面での地域への協力を要請するなど、民間の活力を活用した防災拠点の整備を促進する。

また、今後は民間施設と協定を締結するなど、防災面での協力体制を構築する。

2 がけ・擁壁、ブロック塀、急傾斜地等の安全対策

(1) がけ・擁壁、ブロック塀、急傾斜地等の安全対策

市域は、多摩川が形成した河岸段丘上に位置するため、段丘崖や傾斜地があり、宅地開

発等に際しては擁壁が築造される場合も多い。

段丘崖の安全確保については、土地所有者や管理者が実施すべきものであるが、多くの段丘崖が貴重な緑地でもあることから、市としても緑地保全の観点を含めて、積極的に取り組んでいく。

また、宅地開発を行おうとする事業者などが設置する擁壁、ブロック塀については、一定の基準に基づき、都の指導により安全対策が講じられている。

① ブロック塀等の安全化

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀、石垣は、地震の際に倒壊しやすい。市では災害防止の観点から、公共施設等に設置されているブロック塀等について、建築基準法施行令に基づき現地調査を実施し、改修が必要なブロック塀等については一部撤去や改修工事を実施した。また、地区計画制度による宅地等への生垣設置の推進や所有者が既存のブロック塀等を取り壊し、生け垣を設置する場合には助成制度により、緑化推進と合わせて、災害防止対策を推進している。今後もこうした取り組みを進め、ブロック塀等の安全化を推進していく。

（2）土砂災害（急傾斜地崩壊・土石流）の防止

市内には、多摩川の崖線や河岸段丘に沿って急傾斜地が点在しており、その多くが道路や住宅に隣接している。また、清流地区には土石流の警戒区域が指定されている。こうした急傾斜地等は、大地震や大雨などにより崩壊した場合に、住宅などへ被害を及ぼすことが懸念されることから、警戒区域等の周知など災害防止対策に取り組んでいく。

① 急傾斜地崩壊対策

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が 30 度以上で高さ 5m 以上ある土地を急傾斜地と定義しており、都では、こうした急傾斜地の崩壊危険箇所のうち、自然斜面について、優先度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊を助長、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、崩壊防止工事を行っている。

市内には、下記の区域が都により指定されているが、既に崩壊防止工事を完了している。

【急傾斜地崩壊危険区域一覧表】

地区名	指定面積	指定年月日	崩壊防止工事
羽西二丁目地区	0.151ha	平成 11. 11. 24	平成 13 年度完了

② 土石流対策

砂防法に基づき、浅間沢が砂防指定地に指定されている。指定地内では、渓流及び流域の荒廃を防ぎ災害防止を図るため、都の砂防指定地等管理条例に基づき、一定の行為を制限する。

【砂防指定地一覧表】

渓流名	指定年月日
浅間沢	大正 10. 2. 5

③ 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号 通称「土砂災害防止法」）」に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、都は土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を指定し、特定の開発行為に対する許可制のほか、建築物の構造規制等を行う。

市は、この法律に基づき、土砂災害警戒情報が発表された際は住民へ伝達し、必要に応じて避難指示等を行うとともに、土砂災害警戒区域及び避難場所等を記載した洪水・土砂災害ハザードマップを作成配布し、土砂災害への警戒避難に関する情報を市民等に周知する。

○ 資料編 「図1 洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」 資-48 参照

【土砂災害警戒区域等一覧表】

区域の番号	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
227001-K001	川崎3丁目・川崎4丁目		○	○
227001-K002			○	○
227001-K003			○	○
227001-K004			○	×
227001-K005	羽東2丁目・羽東3丁目		○	×
227001-K006			○	○
227001-K007			○	○
227001-K008			○	○
227001-K009			○	○
227001-K010	羽中3丁目	急傾斜地の崩壊	○	×
227001-K011			○	○
227001-K012	羽中4丁目		○	○
227001-K013			○	○
227001-K014	羽加美4丁目		○	○
227001-K015			○	○
227001-K016	羽西2丁目		○	○
227001-K017			○	○
227001-K018			○	○
227001-K019	羽西3丁目		○	○
227001-K020			○	○
227001-K021	羽西1丁目		○	○
227001-K022	羽西1丁目・小作台4丁目		○	○
227001-K023	羽西1丁目・羽西3丁目・小作台4丁目		○	○
227001-K024	羽西3丁目・小作台4丁目		○	○
227001-K025	羽西3丁目		○	○

区域の番号	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
227001-K026			○	○
227001-K027			○	○
227001-D001	羽・あきる野市草花	土石流	○	○

応急対策（発災後72時間以内）

1 土砂災害の応急対策

市は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都などの関係機関に報告する。また、土砂災害の危険性が高い箇所について住民に周知し、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は、避難対策を実施する。

2 河川施設等の応急対策

（1）河川施設等の応急措置

地震等により河川施設に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

① 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所多摩川上流出張所

- 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を把握する。
- 河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

② 西多摩建設事務所

- 一定規模以上の地震が発生した場合、直ちに管内の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を把握する。
- 河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、速やかに施設の復旧に努める。

③ 市

- 地震が発生した場合、直ちに水防活動と並行して、管内の河川管理施設及び工事箇所などの危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所を把握する。
- 市が管理する施設に破壊、崩壊等の被害が発生した場合は、速やかに施設の復旧に努める。また、管外の施設の被害については、直ちに河川管理者に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 二次的な土砂災害防止対策

市は都と連携しながら、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

2 河川施設等の復旧

河川施設に被害が生じた場合、各施設の管理者は、関係機関と連携のうえ、応急復旧、緊急工事を行い、被害の拡大を防ぐ。

① 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所多摩川上流出張所

管理する河川施設の応急復旧、緊急工事を行う。また、都及び市が行う応急復旧、緊急工事に関し、要請があれば支援を行う。

② 西多摩建設事務所

管理する河川施設の応急復旧、緊急工事を行う。また、要請により市が行う施設の応急復旧、緊急工事の支援を行う。

③ 市

河川施設の応急復旧、緊急工事を行い、被害の拡大防止を図る。

II 建築物の耐震化及び安全対策

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の耐震・不燃化の促進 ● 高層建築物における安全対策 ● エレベーター対策 ● 落下物、家具等転倒の防止 ● 文化財施設の安全対策 		

予防対策

1 建築物の耐震・不燃化の促進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく建築物の耐震診断・耐震改修による既存建築物の耐震化の促進、また建築物の不燃化を義務付ける防火地域等の活用により、建築物の耐震・不燃化を進め、災害に強い都市づくりと減災社会の実現に努めていく。

（1）防火地域等の指定

市街地における火災を予防する観点から、用途地域等との整合を図りつつ、防火・準防火地域の指定を行うことにより、耐火・準耐火建築物の建築を誘導し、安全性の高い市街地の形成を進めていく。

【防火地域、準防火地域の指定状況】

区分	平成 29 年 1 月
防火地域	6.8 ha
準防火地域	611.4 ha
計（A）	618.2 ha
用途地域面積（B）	814.0 ha
A/B	75.9 %

（2）民間建築物の耐震改修促進事業の推進

市は、昭和 56 年 6 月に施行された現行の耐震基準より前に建てられた建築物について、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等に基づき、「羽村市耐震改修促進計画」を定め、事業の推進を図っていく。

具体的には、昭和 56 年 5 月までに建築された木造住宅を対象とした耐震診断・耐震改修工事費用の一部助成制度を実施するとともに、耐震化に関するリーフレットの配布などを通じて建築物の耐震化の促進に努める。

(3) 民間建築物の不燃化の推進

市は、木造住宅等の建替えや改築の機会を捉えて、耐火・準耐火構造等へ誘導することにより、建築物の不燃化を促進していく。

また、都市計画道路などの沿道では、道路の性格を考慮しながら耐火建築物などへの誘導を行い、隣接する街区への延焼を遮断する効果を備えるとともに、避難路としての機能の向上を図る。

羽村駅西口土地区画整理事業施行地区については、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業を一体的に施行することにより、老朽建築物の除却や更新を促進し、地域の防災性の向上を図る。

(4) 公共建築物の耐震不燃化

市では、従来から公共施設の耐震不燃化を進めており、市役所本庁舎をはじめ、避難所となる小・中学校及び帰宅困難者一時滞在施設となるスポーツセンターについては、耐震改修工事を実施した。また、市役所本庁舎は防災拠点として整備している。

今後は、耐震診断結果に基づき、非構造部材の補強・改築工事を行うなど耐震化を推進していく。

(5) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

都は、平成23年4月施行の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を推進している。

令和3年3月に一部改正された「東京都耐震改修促進計画」では、特定緊急輸送道路の総合到達率99%、かつ区間到達率95%未満の解消を目指しており、一般緊急輸送道路では、沿道の建築物の耐震化率90%を目指している。

このなかで、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充して区市町村や関係団体と連携して耐震化を推進しており、市では、都と連携しながら、制度の普及啓発を行い、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進していく。

2 高層建築物における安全対策

高層建築物では、地震発生時に火災や混乱による被害を防ぐために、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備が必要となる。福生消防署は、関係事業者に対して次の対策を指導する。

(1) 火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(2) 避難対策（混乱防止対策）

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ・事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- ・警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

(3) 防火・防火管理対策

- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ・防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- ・実践的かつ定期的な訓練の実施

(4) 消火活動対策

- ・消火活動上必要な施設の機能確保による消火活動対策の推進

(5) 長周期地震動対策

- ・屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理の指導を行う。
- ・長周期地震動の危険性や家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業所に周知する。

3 エレベーター対策

震災時における公共施設内のエレベーター閉じ込めの防止及び円滑な復旧のため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

市は、市の福祉施設及び多数の人が利用する公共施設について、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し安全性を向上させるとともに、他の施設においても、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P 波 感 知 型 地震時管制運転装置	主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

4 落下物、家具等転倒の防止

大地震が発生した場合、屋内・屋外での様々な落下物や落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓、また、家具類の転倒、落下、移動により、多くの負傷者が発生することが想定されることから、これらの防止対策を講じる必要がある。

(1) 公共施設における対策

市では、地震発生時の公共施設における家具類、展示品等の転倒、落下、移動や、大規模空間の天井、外壁、窓ガラス等の破損などによる被害を防止するための対策に努める。

(2) 屋外広告物に対する規制

地震発生時、広告塔、看板等の屋外広告物が脱落し落下した場合、大きな被害をもたらすことが想定される。市は、「屋外広告物条例」、「道路法」等に基づき、設置者に対し適正な維持管理を行うよう指導していく。

(3) 自動販売機の転倒防止

市は、道路に面して設置されている自動販売機について、地震発生時に転倒による通行の阻害や歩行者の負傷等を防止するため、設置事業者に対し適正な維持管理を行うよう啓発等を行っていく。

(4) 家具類の転倒・落下・移動の防止

市では、平成21年度から23年度までの3カ年間、都市長会からの補助を受けて、家具転倒防止器具助成事業を実施した。この事業により延べ2,430件の助成を行い、家具転倒防止器具の普及について一定の効果をあげている。

また、高齢者や障害者等のいる世帯に対する家具類の転倒防止器具の給付及び設置支援制度を平成7年度から令和元年度まで実施しており、今後は、福生消防署と連携しながら、

家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発に努める。

5 文化財施設の安全対策

震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害が生じる恐れがあり、被災後に放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。

このため、市は、所有者又は管理者の協力のもと、以下のように災害予防対策の充実を図るとともに、速やかな復旧を図る。

- 所在文化財リストを整備する。
- 文化財防災点検表を作成する。
- 「文化財防火デー」等の災害予防啓発活動を広く周知する。

また、所有者又は管理者は、所有又は管理する文化財に関して、次のような災害予防対策に努めるものとする。

- 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合的な防災訓練を実施する。
- 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- 文化財防災点検表により定期的に自主点検を行う。

【文化財防災点検表】

―― 点検内容（主要項目）――

- 1 文化財周辺の整備・点検
 - ・ 文化財の定期的な見回り、点検
 - ・ 文化財周辺環境の整理・整頓
- 2 防災体制の整備
 - ・ 防災計画の作成
 - ・ 巡視規則や要項の作成等
- 3 防災知識の啓発
 - ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - ・ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- 4 防災訓練の実施
- 5 防災設備の整備と点検
 - ・ 外観点検
 - ・ 機能点検
 - ・ 総合点検
 - ・ 代替措置の整備
- 6 緊急時の体制整備
 - ・ 消防機関への円滑な通報体制の確立
 - ・ 隣者の応援体制

III 防火安全対策及び消防・救助・救急活動

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 防火安全対策	● 震災消防活動	
● 消防・救助・救急対策	● 救助・救急活動	

予防対策

1 防火安全対策

地震により同時多発的に火災が発生した場合、大きな被害が想定される。これを未然に防ぐため、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止等の対策について定める。

（1）出火等の防止

地震発生時にはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火が予想されることから、東京消防庁（福生消防署）では、出火の危険につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策を進めるとともに、必要に応じ規制の強化を図る。また、市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図り、地震時における出火をできる限り防止できるようにする。

① 火気使用設備・器具等の安全化

地震発生時には、火気使用設備・器具等から出火する危険性が高いことから、東京消防庁（福生消防署）は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の設置の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離や火気使用設備固定のチェック等、各種の安全対策を実施しているが、今後も適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導を徹底し、安全対策を推進する。

② 電気設備等の安全化

東京消防庁（福生消防署）は、次のとおり電気設備等の安全対策の強化を図る。

ア 電気設備等の安全対策の強化

東京消防庁（福生消防署）は、変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備について、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制を行い、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務づけているほか、電気設備等の耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。

また、都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

イ 電気器具からの出火防止

地震発時の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置（感震機能付分電盤等）の設置を指導するとともに、出火防止対策を講じた電気器具の普及について推進する。

③ その他出火防止のための査察指導

- 東京消防庁（福生消防署）は、出火防止のため次のとおり査察指導を行う。
- 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて大きい飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。
 - 各事業所に対して、都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
 - 製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いを指導するとともに、これらの施設を保有する事業所に、出火危険排除のための安全対策強化について指導する。

④ 住民指導の強化

- 東京消防庁（福生消防署）は、次のとおり住民指導を強化し、出火防止対策を推進する。
- 各家庭における地震時の出火防止措置の徹底を図るため、「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」等の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、指導用資器材を活用し、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。
 - 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。
 - 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意するよう住民への指導を行っていく。

— 出火防止等に関する備えの主な指導事項 —

- 1 消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備え等、消火準備の徹底
- 2 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、住宅用火災警報器、漏電遮断器等、出火を防ぐための安全機器の普及
- 3 家具類の転倒、落下、移動防止措置の徹底
- 4 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- 5 カーテン等への防炎製品の普及
- 6 灯油、ベンジン、アルコール等、危険物の安全管理の徹底
- 7 防災訓練への参加
- 8 防火防災診断（要配慮者宅を中心とした各家庭訪問による防火防災上の安全性の確認）の実施

一 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- 1 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- 2 「グラッとしたら身の安全」搖がおさまったら落ち着いて火の元確認、出火時は落ち着いて初期消火の周知徹底
- 3 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認等、出火防止の徹底
- 4 ライフラインの機能停止に伴う、火氣使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- 5 ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

(2) 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、市では、火災を初期のうちに消火することができるよう、消火器の地域への設置に努めている。

また、東京消防庁（福生消防署）では、消防用設備等の適正化と耐震化、住宅用火災警報器の設置促進並びに地域における自主防災体制の充実強化、防災教育訓練、避難行動要支援者対策を含めた地域ぐるみの防災行動力向上を図るとともに、事業所に対しても事業所相互間や自主防災組織、地域との連携、共同体制づくりを促進している。

(3) 火災の拡大防止

首都直下地震等の被害想定において、市では、立川断層帯地震が発生した場合に、極めて大規模な地震火災の発生が想定されている。火災から市民の生命、財産を守るために、可能な限り延焼防止のための措置を講じていく。

① 消防水利の整備

消防水利には、消火栓、排水栓、防火水槽のほか河川などの自然水利があるが、市では震災時には消火栓による水利については水道管の破損等により、機能が低下する恐れがあるため、耐震性防火水槽等の充実に努めている。

【消防水利の整備】

(令和3年7月1日現在)

消火栓	防火水槽					プール	河川	その他	計
	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上	40 m ³ 以上	100 m ³ 以上	計				
720	2	6	246	11	265	14	1	34	1,034

② 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想される。

このため、消防活動に必要な道路の拡幅、無電柱化、狭い道路のセットバック推進による整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規

制等について福生警察署と協議するなど消防活動路等の確保に努める。

③ 消火活動が困難な地域への対策

震災時には、路面の損壊、道路周辺建物等の倒壊、断水、延焼拡大等により、消火活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、消防水利や、道路の整備及び消防団体制の充実などの対策を推進していく。

④ 地域防災体制の確立

地震発生時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また、様々な障害が発生し、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を確立しておく。

ア 自主防災組織と事業所等との連携体制

地震発生時における火災等の災害から市民や地域社会を守るため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力・連携する体制をつくる。

イ 合同防災訓練の実施

消防署をはじめ、消防団、地域の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等が連携・協力体制を強化するため、定期的に合同防災訓練を実施していく。

2 消防・救助・救急対策

(1) 市民の自主救出活動の向上

地震発生時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想される。このため、地域ぐるみでの救出活動が必要となることから、市民による救助・救急対策を強化する必要がある。

① 救出活動技術の普及・啓発

防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

② 救急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、市民に対して救急救護知識及び技術を普及するとともに、自治会・町内会、事業所等における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

③ 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を整備し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

(2) 消防活動体制

① 消防署の体制

市の常備消防力は、福生消防署のほか羽村、瑞穂、熊川の3出張所からなり、次のように消防関係車両を配置し災害に備えている。

また、平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、災害に必要な装備・資機材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備している。

【福生消防署の消防車両等】

(令和3年7月1日現在)

ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	合 計
7 (1)	1 (1)	1	4 (1)	9	22 (3)

※羽村出張所配備車両は()内書き

② 消防署の活動

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。
- 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資器材を活用する。
- 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、救助体制の強化を図る。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、非常用救急車を活用し、震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- 多数の傷病者に救命措置を実施する場合は、現場救護機能を有する特殊救急車（スーパー・アンビュランス）を応援要請する。（スーパー・アンビュランスの出場命令は、東京消防庁の警防本部が行う。）
- 現場での救命効果向上を図るため、高度救急資器材、トリアージタグ及び消防応急救護資器材を活用する。
- 傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 民間患者等搬送事業者、タクシー事業者（サポートCab）等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 長期間に及ぶ消火活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や消防車両の整備体制の充実を図る。

③ 消防団体制の強化（再掲）

消防団は、地域防災の中核として重要な役割を担っていることから、今後も体制の強化を図っていく。

第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 III 消防団の活動体制 参照

（3）警察署の救出救助体制

- 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。
- 市及び関係機関と協力して、被災者の救出や救護、負傷者、疾病者の応急的救護活動に努める。

（4）救出・救助活動拠点の確保

① 大規模救出救助活動拠点の確保

都では、発災直後の救出・救助等の初動体制を確立するため、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊などのベースキャンプとして活用するオープンスペースを関係機関と協議の上、あらかじめ確保していくこととし、多摩地域においては、屋外施設 18 施設、屋内施設 5 施設を候補地とし、立川地域防災センターを中心とした立川防災基地の諸施設の機能もひとつの拠点としている。

② ヘリコプター活動拠点の確保

震災時に道路障害物除去による交通路の回復が行われるまでの間、医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる空路を確保する必要がある。迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するために、ヘリコプターの緊急離発着場所を国、都及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保していく。

市内においては、災害時臨時離着陸場として、宮ノ下運動公園及び江戸街道公園（第2部 震災対策 第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化 III 応急活動拠点の整備 参照）を指定している。

応急対策（発災後 72 時間以内）

1 震災消防活動

震災時には、大規模な火災の発生により多くの被害が想定される。火災の拡大を防止し、被害を最小限に食い止めるためには、消防関係機関が連携、協力体制を確立し、万全の態勢で消防活動を行うことが必要であることから、震災消防活動に関し必要な事項を定める。

（1）市消防団の態勢

消防団は、消防署隊と連携を図りつつ、地域に密着した防災機関として、市民に対して

出火防止、初期消火、救出、救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。

① 出火防止

発災と同時に管轄内の市民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行うとともに、火災が発生した場合は、直ちに市民を督励して初期消火にあたり被害の軽減を図る。

② 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集、伝達を行う。

③ 消火活動

分団受持区域内の建物等の消火活動や避難道路の確保は、消防団独自若しくは消防署隊と協力して行う。

④ 消防署隊への応援

消防署隊の応援要員として、消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

⑤ 避難所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難の安全確保と避難所の防護活動を行う。

(2) 東京消防庁の態勢

東京消防庁では、本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ設置し、常時、震災に即応できる態勢を確保している。震災時には、これら各本部が機能を強力に發揮して震災消防活動態勢を確立する。

① 配備態勢

項目	活動態勢
震災配備態勢	<p>1 都23区、都多摩東部及び都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</p> <p>2 東京消防庁及び市の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき。</p> <p>3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。</p>
震災非常配備態勢	<p>1 都23区、都多摩東部及び都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</p>

項目	活動態勢
	<p>2 東京消防庁及び市の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 1の地域に震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。</p>
非常招集	<p>1 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</p> <p>2 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</p>

② 震災消防活動

項目	内容
活動方針	<p>ア 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。</p> <p>イ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。</p> <p>ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。</p> <p>エ 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。</p>
部隊の運用等	<p>ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。</p> <p>イ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。</p>
消防活動	<p>ア 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び鎮圧を図る。</p> <p>イ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。</p> <p>ウ 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。</p>
情報収集等	<p>ア 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。</p> <p>イ 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。</p> <p>ウ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。</p>

2 救助・救急活動

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板、窓ガラス等の落下、火災等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。こうした事態に対応するため、関係機関が連携、協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要であることから、救助・救急に関し必要な事項を定める。

(1) 救助・救急活動態勢

① 市消防団の態勢

- 簡易救助器具を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

② 福生消防署の態勢

- 救助・救急活動は消防隊及び救急隊が連携し、また必要な場合には消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を応援要請し、救助救急資器材を活用し組織的な人命救助、救急活動を行う。（ハイパーレスキューの出場命令は、東京消防庁の警防本部が行う。）
- 救助・救急活動に必要な重機や救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急性度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいう）に基づき、緊急性度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送する。
- 警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

③ 福生警察署の態勢

- 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- 救出・救護活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。
- 消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。

IV 交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 道路・橋梁等の安全対策 ⇒ ● 鉄道施設の安全対策 ⇒	● 警備・交通規制 ● 道路・橋梁等の応急対策 ⇒ ● 鉄道施設の応急対策 ⇒	● 道路・橋梁等の復旧 ● 鉄道施設の復旧

予防対策

1 道路・橋梁等の安全対策

道路や橋梁は、災害時に避難道路や救援物資等の輸送路として、防災上重要な役割を担う。これらの施設が、震災等により被災した場合、直接人命にかかわる重大事故の発生につながるばかりでなく、応急対策、復旧対策を阻害し、都市機能の麻痺を引き起こすことから、こうした被害を防止するため、道路・橋梁の安全対策を積極的に推進する必要がある。

（1）道路の安全対策

① 道路の現況

(令和2年4月1日現在)

種別	路線数(本)	延長(m)	面積(m ²)
市道	801	147,513	1,037,492
都道	主要地方道	2	7,646
	一般都道	6	8,815
	計	8	16,461
国道	1	430	10,556

② 道路の安全対策

道路については、定期的な保守点検とともに、地震発生時の落下物や障害物への必要な対策を講じ、安全性の確保に努めていく。

また、消防活動に支障をきたすことのないよう、狭い道路のセットバックなどを促進する。

③ 緊急道路障害物除去路線の指定

都では、緊急道路障害物除去路線として、避難・救護・救急対策等のための震災後初期における緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不能になった道路において、障害物除去や簡易

な応急復旧作業を優先的に行う道路をあらかじめ指定しておく。

(2) 橋梁対策

① 橋梁の概況

(令和3年4月1日現在)

種 別	鋼 橋	コンクリート橋	鋼・コンクリート混合橋	合 計
市道	数	2	5	7
	延長m	282.3	26.8	309.1
	面積m ²	772.23	202.64	974.87
都道	数	3		3
	延長m	666.57		666.57
	面積m ²	2,220.96		2,220.96

② 橋梁の安全対策

橋梁については、定期的な保守点検とともに、必要な対策を講じ、安全性の確保に努めていく。

市では、平成24年度に実施した、羽村堰下橋、羽村橋、堂橋の耐震診断の結果に基づき、耐震補強等の改修工事を実施した。

(3) 交通安全施設（交通信号等道路付帯施設対策）

① 交通信号機等防災対策

交通信号機については、交番等勤務員が通常勤務を通じ保守管理にあたる。また、交通標識についても、同様に警らその他所外活動を通じて保守管理にあたる。

② 街路灯防災対策

市内の街路灯については、保守点検を行っているが、さらに町内会・自治会及び付近住民の協力を得て保守管理に努める。

③ 道路標識等防災対策

市内に設置されている道路標識及び道路反射鏡については、保守点検を行っているが、さらに町内会・自治会及び付近住民の協力を得て保守管理に努める。

2 鉄道施設の安全対策

JR東日本では、次のような安全対策を講じる。

- 駅や駅間施設の耐震化を促進する。
- 情報連絡や関係機関との調整のための通信手段を確保する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 警備・交通規制

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安に万全を期す必要があることから、警備、交通規制に関する事項を定める。

（1）警備活動

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、警視庁（福生警察署）は、速やかに総力をあげて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

① 災害発生時における警察の任務

災害発生時の警察の任務は、次のとおりとする。

- ・被害実態の把握と各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出救助及び避難誘導
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・遺体の調査等及び検視
- ・公共の安全と秩序の維持に関すること

② 警備態勢

大地震により災害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び警察署にそれぞれ警備本部が設置される。福生警察署にあっては、現場警備本部を設置して指揮態勢をとり警備態勢を確立する。

③ 部隊編成

福生警察署長は必要最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たる。

④ 警備活動要領

福生警察署においては、あらかじめ定める警備実施計画に基づき、自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の把握、交通対策、避難誘導、救出救護等の措置をとる。

（2）交通規制

大地震（震度6弱以上）発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）する。

① 第一次交通規制（災害発生直後）

大地震の発生直後に、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通行させるために、道路交通法に基づき行う交通規制。

ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

都心部の交通量を削減するため、環状7号線から内側（都心方面）への一般車両の流入を禁止する。ただし、環状7号線は迂回路として通行可能。

イ 環状8号線内側への一般車両の流入抑制

環状8号線から内側（都心方面）への一般車両の流入を抑制する。

ウ 緊急自動車専用路の指定

次の路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山通りほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】 ※東京都地域防災計画より抜粋



② 第二次交通規制（被害状況を確認した後）

被害状況を確認した後、復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うために、災害対策基本法に基づき行う交通規制。

ア 「緊急交通路」の優先指定

緊急自動車専用路の7路線を優先的に緊急交通路に指定する。これらの路線では、災害応急対策に従事する車両のみ通行可。

イ 他の「緊急交通路」の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じて、次のような路線を「緊急交通路」として指定する。

国道 1 号 (永代通り)	国道 6 号 (水戸街道ほか)	国道 14 号 (京葉道路)	国道 15 号 (第一京浜ほか)
国道 1 号 (第二京浜ほか)			
国道 17 号 (新大宮バイパス)	国道 122 号 (北本通りほか)	国道 254 号 (川越街道ほか)	国道 357 号 (湾岸道路)
都道 2 号 (中原街道)	都道 4 号ほか (青梅街道ほか)	都道 7 号ほか (井の頭通りほか) 都道 7 号 (睦橋通り)	都道 312 号 (目黒通り)
都道 315 号 (蔵前橋通りほか)	国道 16 号 (東京環状ほか) 国道 16 号 (東京環状) 国道 16 号 (大和バイパスほか)	国道 20 号 (日野バイパスほか)	国道 139 号 (旧青梅街道)
国道 246 号 (大和厚木バイパス)	都道 9 号 (稻城大橋通りほか)	都道 14 号 (東八道路)	都道 15 号ほか (小金井街道)
都道 17 号ほか (府中街道ほか)	都道 18 号 (鎌倉街道ほか)	都道 20 号ほか (川崎街道)	都道 29 号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道 43 号ほか (芋窪街道ほか)	都道 47 号ほか (町田街道)	都道 51 号 (町田厚木線)	都道 59 号 (八王子武藏村山線)
都道 121 号 (三鷹通り)	都道 153 号ほか (中央南北線ほか)	都道 158 号 (多摩ニュータウン 通り)	都道 169 号ほか (新滝山街道ほか)
都道 173 号 (北野街道)	都道 248 号ほか (新小金井街道)	都道 256 号 (甲州街道)	

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】 ※東京都地域防災計画より抜粋



③ 緊急通行車両等の確認事務等

第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。都内では、原則として警視庁が緊急通行車両の確認、及び公安委員会の決定に基づく交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

④ 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の巡回及び消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

⑤ 交通規制の実行性を確保する手段・手法

ア 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

イ 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、巡回・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

ウ 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、福生警察署長は、規制要員が不足する

ことを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域住民による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

エ 装備資器（機）材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

オ 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

⑥ 広報活動

ア 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

イ 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

—— 運転者のとるべき措置 ——

- 1 家族との連絡や避難等のため、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路に車両を移動する。ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - ・あわてずに減速し、左側（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側）に寄せ、右側（又は道路中央部分）を空けて停車し、エンジンを切る。
 - ・カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - ・危険が迫っている場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - ・ラジオ、文字情報等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
- 4 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大原則を守る。
 - ・交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ・エンジンを切り、エンジンキーは付けたまます。
 - ・窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ・貴重品を車内に残さない。

2 道路・橋梁等の応急対策

地震が発生した場合、各道路管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回道路の選定等通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災道路、橋梁については、応急措置及び応急・復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後の本格的な復旧作業に着手するものとする。

各機関のとるべき応急措置及び応急対策は次のとおりである。

(1) 応急措置及び応急対策

道路管理者は、管理する道路について、亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋などによる通行不能箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。

また、被害を受けた道路については、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助・救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。

(2) 緊急道路障害物除去路線の選定

都は、震災時に、交通障害物の除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う緊急道路障害物除去路線を選定する。選定は、事前の路線指定も踏まえ、次の基準により行う。

- ・緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ・緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路＊）
- ・避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路であり、第一次から第三次まで設定されている。

(3) 復旧優先道路

市では、震災時における避難・救助・救急や緊急輸送を円滑に行うために、早期の道路機能の復旧を図る復旧優先道路を指定している。復旧優先道路は、緊急交通路、緊急輸送道路、避難所等防災上重要な拠点となる施設などを結ぶ市道となっており、最優先に応急復旧作業を行う。

- 資料編 「図2 緊急輸送道路及び復旧優先道路」 資-49 参照

市内の緊急交通路（警視庁）

- 新奥多摩街道全線

市内の緊急輸送道路（都建設局）

【第一次緊急輸送道路】

- 都道第29号線 主要地方道立川青梅線 新奥多摩街道全線
- 都道第249号線 一般都道福生青梅線
小作坂下～小作立体交差～末広二丁目西交差点

【第二次緊急輸送道路】

- 都道第29号線 主要地方道立川青梅線 奥多摩街道全線
- 都道第163号線 一般都道羽村瑞穂線
神明台一丁目交差点～瑞穂町境 羽村街道
- 市道第101号線 神明台一丁目交差点～小作駅東交差点 市役所通り

【第三次緊急輸送道路】

- 市道第101号線 神明台一丁目交差点～福生市境 市役所通り

3 鉄道施設の応急対策

JR東日本は、防災業務計画に基づき、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送などの災害対策活動を実施する。

（1）災害発生時の安全確保

- 災害対策本部を設置し活動体制を確立する。
- 情報通信体制を確保する。
- 列車及び旅客の安全を確保するため運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を行う。

（2）事故発生時の救護活動等

- 事故発生の場合、関係機関と協力し負傷者の救護を最優先に実施する。
- 続発事故等の二次災害の防止策を講ずる。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 道路・橋梁等の復旧

各道路管理者は、道路・橋梁の障害物の除去及び搬出、応急復旧等を実施する。

（1）復旧対策

① 市

- 市道上の障害物の除去と搬出を行う。
- 被害を受けた市道の応急復旧工事を行い、道路機能の回復を図る。
- 復旧作業は、緊急輸送道路及び復旧優先道路を優先して行い、その後順次一般市道を行う。

② 都

- 都道上の障害物の除去と搬出を行う。
- 被害を受けた都道の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。
- 復旧作業は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行い、その後逐次一般道路を行う。

2 鉄道施設の復旧

- JR東日本では、次のような復旧対策を講じる。
- 速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
 - 応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様の被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

V ライフライン対策

予防対策	⇒	応急対策（発災後 72 時間以内）	⇒	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 水道の安全対策	⇒	● 水道の応急対策	⇒	● 水道の復旧対策
● 下水道の安全対策	⇒	● 下水道の応急対策	⇒	● 下水道の復旧対策
● 電気の安全対策	⇒	● 電気施設の応急対策	⇒	● 電気施設の復旧対策
● ガスの安全対策	⇒	● ガス施設の応急対策	⇒	● ガス施設の復旧対策
● 通信等の安全対策	⇒	● 通信施設の応急対策	⇒	● 通信施設の復旧対策

予防対策

1 水道の安全対策

（1）水道施設の現況

市の水道施設には、取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設がある。

① 取水施設

ア 水源

令和3年3月31日現在

施設名	所在地	取水量	井戸の深さ	非常用自家発電設備
第1水源	羽加美 4-26-17	10,080 m ³ /日	7.2 m	有
第2水源	羽中 4-10-3	4,530 m ³ /日	10.6 m	有
		3,520 m ³ /日	10.6 m	
第3水源	羽中 4-688-11	11,870 m ³ /日	8.0 m	有

イ 導水管

導水管は、第1・第2・第3水源から浄水施設に原水を送るための管で、口径φ300mm～800mmのダクタイル鉄管である。

② 浄水施設

ア 浄水場

令和3年3月31日現在

施設名	所在地	備考
浄水場	羽中 4-10-3	大孔径膜ろ過最大処理水量 30,000 m ³ /日

イ 危険物

（ア）次亜塩素酸ナトリウム

原水（浅井戸）の消毒には、次亜塩素酸ナトリウムを使用している。浄水場には容量2tの次亜タンクが2基設置されており、漏えい防止のため防液堤を設けている。

（イ）燃料

非常用自家発電機用燃料は、消防法に基づき貯蔵庫施設を設置して保管している。

施設名	方式	燃料	貯蔵量	容器	貯蔵室	連続運転時間
第1水源	ディーゼル	軽油	490 ℥	鋼板製タンク	屋内	27.4 時間
浄水場	ガスタービン	軽油	950 ℥	鋼板製タンク	屋内	3.5 時間
第1配水場	ディーゼル	軽油	490 ℥	鋼板製タンク	屋内	26 時間
第2配水場	ガスタービン	軽油	990 ℥	鋼板製タンク	屋内	4.5 時間

③ 送水施設

ア 送水管

送水管は、浄水施設から配水施設へ水道を送るための管で、口径 ϕ 300mm～600mm のダクタイル鋳鉄管である。

④ 配水施設

ア 配水施設

令和3年3月31日現在

施設名	所在地	構造	配水池容量
第1配水場 配水塔	緑ヶ丘 2-18-5	円筒型プレストレス・コンクリート造 2槽式 ・内径 18m ・水深配水池 19.2m、高架水槽 6.8m	配水池 4,520 m ³ 高架水槽 1,730 m ³
第2配水場 高区配水塔	小作台 4-5-17	円筒型プレストレス・コンクリート造 ・内径 14m ・水深 27.5m	4,230 m ³
第2配水場 低区配水塔	小作台 4-6-9	円筒型プレストレス・コンクリート造 ・内径 28m ・水深 10.5m	6,470 m ³

※上記施設は非常用自家発電設備有り

配水場は、第1・第2配水場の2箇所があり、各配水場から市内に布設された配水管網を通じて各戸に給水されている。

(ア) 電源

配水場が2箇所あり、それぞれ別系統の配電線から受電している。電力は、広域的に送配電線で結ばれ比較的早く復旧するものと想定している。また、停電した場合にも、各施設には、予備電源として非常用自家発電設備があり、これを運転し配水ポンプを起動することができる。

(イ) 構築物

配水場内の構築物（建物・配水池）は、特に耐震性を考慮して建造されている。

イ 配水管

配水管の材質及びその構成割合は、令和3年3月31日現在、総延長 190,625m のうち、ダクタイル鋳鉄管 70.1%、鋳鉄管 11.6%、石綿セメント管 0.7%、硬質塩化ビニール管 17.3%、その他 0.3% となっている。

また、消火栓は、令和3年3月31日現在、地下式、地上式・単口・双口の計 723 箇所設置している。

(2) 水道施設の安全対策

大震災が発生した場合には、導水・送水・配水管が損傷し、一時的に断水が発生することが想定される。施設の被害を最小限にとどめ、給水ができるだけ確保するために、次のような耐震対策を推進している。

① 水源の電力確保

取水（水源）施設は、いずれもRC構造で、相当程度の揺れにも耐えられるようになっている。しかし、水源水の揚水は、電力による水中モーターポンプで行われていることから、停電が発生すると揚水不能となる。このため、各水源には非常用自家発電機を設置し、停電時には発電機によりポンプに電力を供給し、取水を確保することとしている。

② 導水・送水・配水管の耐震対策

導水・送水・配水管は、令和3年3月31日現在、市内全域に199,200m埋設されているが、その多くが耐震性の低い材質、継ぎ手であることから、平成29年3月策定の水道管路耐震化更新計画に基づき、耐震性の高いダクタイル鉄管に管種替えを進めている。

③ 配水場配水塔の貯留水流出防止対策

震災により配水管の破損による配水塔内の貯留水の流出防止、及び飲料水の確保のため、配水塔に緊急遮断弁を設置し、流出防止対策を行っている。

④ 資器材の備蓄

復旧に必要な管・弁などの材料は、平常業務との関連において、上下水道部が保有することが適当なものについては事前に確保し、不足する材料については関係機関及び他市町村などから調達する。

2 下水道の安全対策

(1) 下水道施設の現況

令和3年3月31日現在

区分	整備面積 (ha)	整備率 (%)	管渠延長 (m)
汚水	822.10	95.54	185,076.70

※市全体水洗化率 99.9%

(2) 下水道施設の安全対策

① 下水道管の機能維持

下水道管は、テレビカメラ等による点検・調査を計画的に実施し、排水機能を維持するとともに、老朽化の著しい管については、老化状況に応じた補修工事を計画的に実施していく。

② 災害用マンホールトイレの設置

災害発生時の避難所におけるトイレ対策として、各避難所に災害用マンホールトイレの設置を進めている。令和2年度までに設置した災害用マンホールトイレは74基で、設置場所は次のとおりとなる。

【災害用マンホールトイレの設置】

設置年度	設 置 避 難 所
平成9年度	松林小学校
平成24年度	羽村西小学校
平成25年度	小作台小学校、羽村第一中学校
平成26年度	栄小学校、武蔵野小学校、羽村第二中学校
平成27年度	羽村東小学校、富士見小学校、羽村第三中学校
平成28年度	福祉センター
平成29年度	中央児童館
平成30年度	東児童館
令和元年度	いこいの里
令和2年度	西児童館（あかしあ児童公園内）

※各避難所5基設置（東児童館のみ4基）

※令和3年度以降は、災害時の拠点となる公共施設（スポーツセンター、市役所、保健センター、水道事務所）への設置を進めていく。

3 電気の安全対策《東京電力パワーグリッド(株)》

(1) 電力設備の安全対策

① 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予測される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における変電設備の耐震基準指針」に基づいて設計を行う。

② 配電設備

架空電線路：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路：地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

③ 通信設備

屋内に設置される装置については、建物の設置階を考慮した設計とする。

④ 送電設備

架空電線路：電気施設の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路：終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における

る電気施設の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう制のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

4 ガス施設の安全対策《武陽ガス(株)》

(1) ガス施設の現況

① 供給施設

ア ガスホルダー

ガスホルダーは、ガス事業法などの諸法規及び基準に基づいて地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、隔離等を考慮している。

イ ガス導管

- ガス導管の設計は、ガス事業法、道路法等の諸法規によるほか、社内規定等により設計、施工している。
- 導管材料は、鋼管、ダクタイル鋳鉄管、PE管等耐震性のある導管を採用している。
- ガス導管には、分岐個所、敷地引込管の内径70mm以上には、遮断弁を全て設置している。
- ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、処理要員及び緊急工作車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡態勢を整えている。

ウ 保安電源の確保

停電に備え、自家用発電機を設置し、保安電源を確保している。

エ 移動式ガス発生設備

重要施設の仮供給のための移動式ガス発生設備を有している。

② 通信施設

- 通信施設には、デジタル無線システムを導入している。
- 無線には基地局と移動局があり、基地局は本社（福生市）と羽村供給センター（羽村市）に設置している。空中線は耐震性のあるタワーの上に設置し、電源は自家用発電設備で確保している。また、移動局は、車載用と携帯用があり、それぞれ電源は車両のバッテリー、リチウムイオン電池を運用しているので、停電時も正常な通信が可能である。

(2) 事業計画

① 供給施設

- 二次災害の防止を強化するという観点から整圧所施設の監視を遠隔監視としてあるが、更に、電気・通信設備・監視盤等の補強を図る。
- 整圧器に、圧力監視装置を取付けており、導管の地震による折損等には、各パイプラインのガス遮断が行えるように設備されているが、必要に応じさらに強化を図っていく。

- 地中埋設管の耐震性の検討を行う。
- 地震の強さを知り、緊急時操作の判断資料とするため、供給所等に地震計が設置されている。

(3) 供給状況

① 整圧器

- 地区整圧器は、電話回線により常時監視している。
- 地震対策が施してある。
- その他ガス事業法施行規則の保安基準による。

② 導管

中圧、低圧があり、以下の対策を講じている。

ア ガス遮断

地震、台風、地盤沈下対策として、災害発生時にガス漏えい等による被害を最小限に防止するため、ガス遮断のできるよう、次のようにバルブを設置してある。

- ・局部的にガスを遮断できるよう分岐点などの必要箇所
- ・河川の増水、はん濫時に架管部のガス遮断ができるように架管については上流に設置
- ・大地震発生時など、全般的にガスを遮断できるようにホルダー出入口

イ 地盤沈下対策

- 一般の地盤沈下対策として、鋼管又はPE管への管種変更を行っている。
- 地盤沈下による影響度の強い橋梁架管部分及びその前後には鋼管を用い、必要な箇所にはループ配管等を設け、堅固な防護を実施する等の対策をとっている。

ウ 緊急出動態勢

ガス導管の突発事故に対処するため、処理要員及び緊急工作車両を常時待機させ、事故の処置及び消防、警察関係機関への連絡態勢を整えている。

エ その他

導管の工事方法は、ガス事業法施行規則並びに道路法施行令による。

③ 需要家施設

市内の需要家関係施設については、通常業務において次のように防災対策を行っている。

ア ガス遮断

- マイコンメーターは一般需要家に設置済。マイコンメーターは需要家関係施設については、通常業務において次のように防災対策を行っている。
- 全需要家にメーター入側にはメーターガス栓を取付けている。
- ガス事業法に則り設置している。

イ 地震及び地盤沈下対策

耐震性のある溶接、ループ配管、ポリエチレン管で配管している。

ウ 出水対策

出水の恐れのある地域においては、メーター部分の位置を棚上にし、床上浸水程度では被害のないように対策を講じている。

④ 防災事業計画

ア 整圧器の巡回

電話回線により常時監視のほか、1ヶ月に1回の施設点検、必要に応じ分解掃除を行なう。

イ バルブの巡回

必要なバルブは6ヶ月に1回巡回し、異状のないことを確認する。

ウ 漏えい検査

ガス事業法に基づき道路に埋設されている導管線路上について、

中圧 4年に1回以上漏えい検査を実施している。

低圧 4年に1回以上漏えい検査を実施している。

エ 臭気について

ガスが漏えいした場合は、1,000分の1以下の濃度で臭うように付臭している。

オ 導管取替計画

耐震耐食性の高い導管に計画的に取替えを実施している。

カ 供内管検査

道路に埋設されている導管からガス栓までに設置された導管、メーターコック、ガスマーター、ガス栓について、ガス事業法で定められた方法により4年に1回以上の頻度で全需要家を巡回し、その検査を行っている。ただし、消防法で定める特定地下室の需要家及び中圧需要家については、1年に1回巡回し検査を行っている。

5 通信等の安全対策

《日本郵便(株)》

(1) 郵便物等の安全対策

① 計画目標

- 郵便物の運送、取集、配達確保を図るため、車両等運送集配施設用具の整備に努める。
- 社屋における防災設備の整備に努める。

② 事業計画

- 社屋の不燃堅ろう化、その他の改善計画を推進する。

《NTT東日本》

(1) 通信設備の安全対策

① 施設の防災態勢

ア NTT通信ビル

関東大震災の規模と被害状況を参考とし、耐震、耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等二次災害防止のため、地域条件に即した防火扉等を設置している。

イ ビル内の設備

- ビル内の電気通信設備は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行っている。
- ビル内機器の耐火対策、木製机、棚等の不燃化（スチール製への交換）を行っている。

ウ ビル外設備

（ア）通信ケーブル

通信ケーブルは、耐震性の高い地下管路等への収容及び移設を随時実施している。

（イ）橋梁添架ケーブル

二次災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

エ 災害対策用機器

（ア）各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機等を常備している。なお、移動無線車も、出動要請できる。

（イ）移動交換機装置

通信用ビル内の電気通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用移動交換機装置を主要地域に常備している。

（ウ）移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、主要通信ビル、無線中継所等を対象に配備している。

② 事業計画

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施している。

- 公共機関等、必要な通信を確保するため、伝送路を複数のルートに分散収容を図っている。
- 通信が途絶するような最悪な状況でも、通信ビルは、最小限度の通信ができるよう非常用公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- 市指定の避難場所等に特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- 架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進している。
- 都市防災上の要請に応えて、耐震、耐火性の強い洞道へのケーブル収容及び洞道網の建設を推進し、これに通信ビル間を結ぶ地下ケーブルを収容する。
- 通信ビル相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。
- 商用電源が停止した場合の対策として、予備発電機を常備しているが、さらに被災したときを考慮して、移動電源装置を常備している。
- 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動無線車、携帯用無線機、非常用移動交換機

装置等を主要地域に増配備するとともに、配備運用態勢の見直しを行っている。

応急対策（発災後72時間以内）

1 水道の応急対策

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、上下水道部は、必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡態勢等を確立する。

なお、発災時は市本部と一体となって水道施設の被害状況の把握、復旧の見通しを立てるほか、市民の混乱を防ぐため給水拠点の周知を図るなどの広報活動を行う。

（1）復旧活動態勢

水道施設が市内全域にわたっているので、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置し、水道施設の機能確保に万全を期するとともに、早急に復旧にあたる。

① 給水対策

災害時、上下水道部は状況により市本部等と密接な連絡を保ちつつ、給水スポットを設置するなど応急活動に対処する。

② 勤員体制の確立

災害時における飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資器材等を確保するため、勤員体制を確立する。

なお、上下水道部職員で不足する人員は他の職員、関係機関等の応援を求める。

また、不足する車両及び資器材については、関係機関及び関係業者の応援を求める。

③ 応急連絡体制の確立

災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、市防災行政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

④ 支援受入の検討

被災した自治体の体制だけでは困難な場合多いため、水道事業関係者間の支援体制を整備する。

（2）応急対策

① 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。取水、浄水、送水、配水施設の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。また、管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

② 災害復旧用資機材の確保

点検の結果、復旧に必要な管・弁などの材料を算出して備蓄と比べ、事前に備えてある

復旧資材に不足が生じる場合は関係会社から入手して対応する。あわせて復旧活動に必要な特殊な資機材については、関連機関及び他市町村から入手して対応する。

③ 応急対策

ア 取水施設

井筒及び取水ポンプが破壊されることは低いと考えられるが、状況によっては濁水が発生するおそれがある。また、導水管の損傷、停電等による取水不能も想定される。

こうしたことから、井筒及び取水ポンプについては、電気の復旧後、管路の損傷箇所の発見と復旧に努め、逐次濁水のないことを確認後、運転状態に入るものとする。

イ 浄水・送水・配水施設

浄水・送水・配水施設、特に浄水池や配水池は耐震性を考慮し築造されているが、施設の一部に被害を受けることが想定される。地震発生後は、速やかに被災状況を確認し、被害を受けた施設の応急復旧を急ぐとともに、稼働可能施設を有効に活用し、的確な配水調整で最大限の配水量の確保を図る。

さらに、停電に対して万全を期すため、非常用自家発電設備を各施設に設置しているほか、配水池には緊急遮断弁を設置し、貯えられた水が流出しないための対策を行っている。

ウ 管路及び給水装置

配水管路については、石綿セメント管が若干あり、損傷による漏れが発生することが想定される。また、その他給水装置についても、多くの被害が想定される。

管路の復旧は、導水管、送水管、配水管を最優先するものとする。給水装置及び管路の復旧にあたっては、適切な情報把握と実状に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定し、市指定上下水道工事店組合及び関係業者などの協力を得て実施する。

2 下水道の応急対策

震災時に下水道施設に被害が生じた場合は、下水の排水に支障のないように応急措置を講じていく。

(1) 復旧活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

① 動員体制の確立

災害時における下水の排水を確保するため、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資器材等についての動員体制を確立する。

なお、上下水道部職員で不足する人員は他の職員、関係機関等の応援を求める。

また、不足する車両及び資器材については、関係機関及び関係業者の応援を求める。

② 応急連絡体制の確立

災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、市防災行

政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

(2) 応急対策

① 施設の点検

地震発生後、速やかに下水道施設及び工事現場等を巡回・点検し、下水道施設の損傷及び道路陥没の有無等、被害状況を把握する。

② 災害復旧用資器材の確保

迅速に応急措置活動を実施するため、バキュームカー、可搬式排水ポンプ、土工器材及び作業用具などの災害復旧用資器材は、市指定上下水道工事店組合及び関係業者などの協力を得て確保する。

③ 下水道管の破損

下水道管の破損に対しては、汚水の排水に支障がないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針を立てる。管の破損状況に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

④ 支援受け入れの検討

被災した自治体の体制だけでは困難な場合が多いため、多摩地域の下水道事業関係者間の支援体制を整備する。

3 電気施設の応急対策《東京電力パワーグリッド(株)》

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

(1) 非常態勢の確立

① 非常態勢の区分

非常災害の発生のおそれがある場合または発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を下表のとおりとする。

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
・災害の発生が予想または発生した場合	第1非常態勢
・大規模な災害の発生が予想または発生した場合	第2非常態勢
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・供給区域あるいは東京都内で震度6弱以上の地震が発生した場合	第3非常態勢

② 非常態勢の発令

非常災害の発生のおそれがある場合または発生した場合の非常態勢の発令者は、下表のとおりとする。

非常態勢の区分	発 令 者	
	本 社	多摩総支社
第1非常態勢	秘書・リスクマネジメント室長	多摩総支社長
第2非常態勢	社長	多摩総支社長
第3非常態勢	社長	多摩総支社長

③ 要員の確保

非常災害対策要員は、非常態勢の発令の伝達があった場合は、すみやかに非常災害対策支所に出動する。供給区域内で震度6弱以上の地震発生した場合など、非常態勢自動発令基準である事象の場合には、関係箇所からの呼集を待つことなく、すみやかに非常災害対策支所に出動する。

④ 情報連絡活動

非常災害対策支所は、次に掲げる諸情報を多摩本部へ連絡する。多摩本部は、各種情報のうち必要な情報を本社本部へ連絡する。

ア 一般的被害情報等

- ・気象等に関する情報
- ・一般的被害情報
- ・停電による主な影響状況
- ・社外対応状況（市の災害対策本部等、官公署、報道機関及びお客様への対応状況）
- ・その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報等

- ・当社被害情報
- ・復旧資器材及び応援隊並びに食料等の要望事項
- ・人身災害及びその他の災害発生情報
- ・その他災害に関する情報

(2) 応急対策

① 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

青梅事務所は、予備品、貯蔵品等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資材は、多摩本部（資材班）と連携し次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・第一線機関相互の流用
- ・本社本部に対する応急資材の請求

イ 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。なお、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社等から車両等の調達を対策本部において行い、輸送力の確保を図る。

② 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

③ 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び多摩本部は、多摩本部の災害活動のみでは被害が多大で早期復旧が困難であると判断した場合は、他総支社本部・支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

④ 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、避難所等を優先する等、災害状況や各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効用の最も大きいものから行う。電力設備の復旧作業者は所定の腕章を、また作業車・連絡車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧隊であることを明示する。

⑤ 広報活動

東京電力パワーグリッド株立川支社は、市と打合せの上必要と認めたときは、広報車や窓口掲示等により、市民へ次の事項を広報する。

- ・災害の状況と復旧状況
- ・感電事故防止のための周知
- ・その他必要事項

4 ガス施設の応急対策《武陽ガス(株)》

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

(1) 震災時の活動態勢

震災時における武陽ガス(株)の活動態勢は、以下のとおりとする。

① 災害対策本部の設置

地震等の災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

① 震災時の初動措置

- ・官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- ・事業所設備等の点検
- ・供給所における送出量の調整または停止
- ・ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- ・その他、状況に応じた措置

② 応急措置

- 災害対策本部の指示に基づき、対策班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

5 通信施設の応急対策

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱の恐れを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

《日本郵便(株)》

(1) 震災時の活動態勢

① 非常災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を日本郵便株式会社羽村郵便局に設置する。

非常災害対策本部は、迅速・的確な情報連絡により、次の業務を行う。

- ・被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動
- ・郵便業務の確保
- ・要員措置、被災職員の援護等
- ・応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等
- ・被災した社屋の復旧
- ・その他

② 社員の動員

局長は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に備え、所属社員の一部、又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておくものとする。

③ 情報連絡

局長は、迅速・的確な活動ができるよう、市災害対策本部並びに他の指定行政機関及び公共機関との間において、緊密な連携の確保に努める。

(2) 応急対策

① 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保、又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路、又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

② 郵便局の窓口業務の維持

被災地における窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口取扱時間、又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

《NTT東日本》

(1) 震災時の活動態勢

① 災害対策本部の設置

大規模地震に際し警戒宣言が発せられた場合、及び地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、市災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

② 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

ア 災害対策本部要員の非常招集

東京地方に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行うものとする。

イ 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配置、担務、作業内容等の方法を定めている。

ウ 社員の非常招集方法

夜間・休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

エ 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

③ 情報連絡

- 地震等により災害の発生、又は発生する恐れがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。また、本社～支店、関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備・確立している。
- 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに市に通報する。

(2) 応急対策

① NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。

また、NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルや非常用移動無線車等により通信を確保する。

〈災害対策機器の配備〉

- ・非常用交換機
- ・移動電源車
- ・非常用移動無線車
- ・災害応急復旧用無線電話機
- ・衛星通信車載車
- ・ポータブル衛星通信装置
- ・応急ケーブル

② 応急対策及び応急復旧用資機材の確保

- 災害対策用資機材確保のため、支店毎に前進基地、方面毎に中間基地を設ける。
- 陸上輸送経路、ヘリポート等の輸送ルートを定めている。

③ 災害時に利用できる臨時電話、電報受付場所

ア 臨時電報電話受付所の開設

災害救助法が適用された場合（救助法の適用が確実と思われる場合を含む）は、当該地域を受け持つNTTビルの窓口、救助対策本部、避難所、救護所等に臨時電報・電話受付所を設置する。

イ 特設災害用公衆電話の設置

災害時には硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。

④ 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できること及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

⑤ 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生する恐れがある場合、及び発生とともに次の設備資器材の点検等を行う。

- ・電気通信設備の巡回・点検並びに防護
- ・災害対策用機器及び車両の点検・整備
- ・応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配
- ・災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

⑥ 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常輻輳^{ふくそう}の発生により、通信の疎通が困難、又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- ・臨時回線の作成
- ・中継順路の変更
- ・規制等疎通確保
- ・災害応急復旧用無線電話機等の運用
- ・特設公衆電話の設置
- ・その他必要な措置

⑦ 広報活動

各営業所は、必要と認めたときは窓口に掲示、広報車の使用、印刷物の配布等により、市民に対し、次の事項を広報する。

- ・被災地域の回線疎通状況
- ・利用制限の予告及び利用制限の状況

- ・利用上の注意事項
- ・非常災害対策措置及び通信サービスの復旧見込み状況
- ・その他必要事項

復旧対策（発災後1週間目途）

1 水道の復旧対策

（1）取水・浄水・送水施設の復旧対策

取水・浄水・送水施設の損傷は、浄水機能に大きな支障をきたすため、最優先で復旧にあたる。

（2）管路及び給水装置の復旧対策

- 管路の復旧順位は、導水管、送水管、配水管の順番を基本とする。
- 管路の復旧にあたっては、隨時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、浄水場・配水場の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。
- 管路及び給水装置の復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

2 下水道の復旧対策

（1）下水管の復旧対策

応急対策時の緊急調査により判明した下水管の被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、排水機能を確保するための復旧対策を実施する。

また、日常生活に最も関連する汚水管の復旧を最優先とするが、豪雨時に備えた雨水管についても、市民生活の妨げにならないよう復旧対策を実施する。

3 電気施設の復旧対策《東京電力パワーグリッド(株)》

（1）復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性度を勘案して、迅速適切に実施する。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

① 送電設備

- ・全回線送電不能の主要線路

- ・全回線送電不能のその他の線路
- ・一部回線送電不能の重要線路
- ・一部回線送電不能のその他の線路

② 変電設備

- ・主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ・都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- ・重要施設に送電する配電用変電所

③ 配電設備

- 官公庁等の公共機関、病院、避難場所、避難所、交通、通信、水道、ガス、その他の重要施設に対しては、優先的に送電する等、具体的な復旧順位を定めておく。
- 長期浸水地区等における重要施設に対しては、負荷切替や仮連絡ケーブルの施設等により仮送電する。

④ 通信設備

- ・給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
- ・保守用回線
- ・業務用回線

4 ガス施設の復旧対策《武陽ガス(株)》

① ガス施設の復旧作業

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入・送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

イ 中圧導管の復旧作業

- ・区間遮断
- ・気密試験（漏えい箇所の発見）
- ・漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- ・閉栓確認作業
- ・被災地域の復旧ブロック化
- ・復旧ブロック内巡回点検作業
- ・復旧ブロック内の漏えい検査
- ・本支管・供内管漏えい箇所の修理
- ・本支管混入空気除去

- ・内管検査及び内管の修理
- ・点火・燃焼試験
- ・開栓

② 再供給時事故防止措置

ガスの供給を停止した場合、次のとおりの手順をもって慎重に行う。

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスマーティーの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設の復旧対策《NTT東日本》

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

① 災害復旧工事の計画、実施

ア 応急復旧工事

- ・設備等を応急的に復旧する工事
- ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ 原状復旧工事

- ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

ウ 本復旧工事

- ・被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

② 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

VI 公共施設対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 公共施設等の整備 ⇒	● 公共施設等の応急対策 ⇒	● 公共施設等の復旧

予防対策

1 公共施設等の整備

(1) 活動庁舎（市役所本庁舎）の整備

① 本庁舎の防災拠点としての整備

市役所本庁舎は、災害発生時には市及び関係機関の活動拠点として重要な機能を担う。首都直下地震等の発生に備え、庁舎の耐震改修工事を行い、東庁舎2階に防災関係部署、防災関係機器及び災害対策本部設置用の会議室を集約し、ここを効率性と機能性を兼ね備えた防災拠点としての機能強化を図っている。

また、地震等の災害発生時に、防災拠点としての市役所の機能を維持すると同時に、一定水準の行政サービスを提供するために必要となる発電量を確保できるよう、発電設備等の改修工事等を行い、本庁舎の整備を行っている。

② 庁舎の規模【耐震改修後】

項目		本 庁 舎
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造（東庁舎）・鉄筋コンクリート造（西庁舎）
地上6階・塔屋2階		
面積	敷地	9,009.03 m ²
	延床	12,435.616 m ²
電気設備		高圧受変電設備 6,600V 高圧変電設備 電気室1ヶ所
非常用電気設備 【改修後】		ディーゼル発電装置（低圧） 500KVA 燃料タンク 8,000ℓ 稼動時間 72時間 電力供給先 庁舎内を3系統に分けてエリア区分ごとに供給
給水衛生設備	上水受水槽 30 m ³ 高架水槽 10 m ³	

(2) 避難所のバリアフリー化

市では、災害時に避難所となる小中学校校舎・体育館についての耐震改修工事は既に実施した。今後は、避難所のバリアフリー化に取り組み、災害時に安心して生活できる環境の整備を図る。

(3) エレベーターの安全対策

市は、震災時における市の公共建築物のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

(4) 非構造部材の安全対策

市は、地震発生時に市の公共建築物における非構造部材の落下、損壊等による被害を防止するため、非構造部材の安全対策を実施する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 公共施設等の応急対策

公共施設等は、災害時に応急対策上重要な役割を果たすことから、地震による被害が発生した場合には、速やかに施設等の応急・復旧措置を行う。

(1) 公共施設等の応急危険度判定

地震発生時に公共施設等に被害が発生した場合、その後の余震等による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用可能かどうかを応急的に判定する。

① 市の公共施設が被災した場合

- 市は、その所管する公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。
- 都災害対策本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。

② 他の公共施設等が被災した場合

- 公共施設等の管理者は、その所管する施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 公共施設等の管理者は、その所管する公共施設の判定が困難な場合、都又は市に判定実施の支援を要請する。

(2) 公共施設等の応急対策

① 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下、倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、防災行政機関本部に連絡し、援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者

の安全を確保する。

② 学校施設

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。
- 学校の応急修理を迅速に実施する。

③ 文化財施設

文化財は、貴重な国民的財産であることにかんがみ、次のような災害応急措置を講ずるものとする。

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに市教育委員会並びに福生消防署に通報するとともに、市教育委員会や福生消防署の指導等にも配慮し、被害の拡大防止に努める。
- 被害が発生した文化財が指定文化財の場合は、上記に加え、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その指定区分により、市教育委員会及び都教育委員会を経由して文化庁長官に届出なければならない。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

④ 社会教育施設

- 社会教育施設管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるように、市教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

⑤ 市営住宅

- 市営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講ずる。緊急の場合は、市へ通報する。なお、応急修理等必要な処置は市が行う。

⑥ 動物公園

- 園長は、入園者の避難誘導にあたり、パニックを防止し、あらかじめ定める避難場所に誘導し、安全確保に万全を期する。
- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちにその破損箇所を補修するなど、応急措置を行う。

復旧対策（発災後1週間目途）**1 公共施設等の復旧****(1) 学校施設**

- 地震により学校施設が甚大な被害を受け、市教育委員会が被害状況を調査した結果、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。
- 被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。なお、甚大な被害を受けた場合、市教育委員会は都教育委員会と連絡を密にしながら被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続きを行い、国庫補助金の交付を受ける。

(2) 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(3) 社会教育施設

社会教育施設は市民が日頃から利用する施設であることから、市は震災後、直ちに被害状況を調査のうえ、状況に応じて施設ごとの再開等の計画を策定し、早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会全体が平常に戻った後、復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。

(4) 動物園施設等

施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、脱出により人に危害を及ぼすおそれのある動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

VII 危険物対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ⇒ ● 危険物等の輸送の安全化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物等の応急措置による危険防止 ● 危険物輸送車両等の応急対策 ● 危険動物の逸走時対策 	

予防対策

1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

石油、高圧ガス等の保管施設について立入検査を実施し、危険物等を取り扱う者に対して該当物件の取得指導、訓練等を行うことにより災害の予防を図る。

(1) 石油等危険物施設の安全化

市内における石油等の危険物施設数は、製造所1施設、貯蔵所77施設、取扱所51施設となっている（令和3年3月末現在）。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から法令や指導のほか業界事業所に対する集合教育等により安全化を進めてきたが、今後とも耐震性の向上、自主防災体制の強化、防災資器材の整備促進、立入検査や行政指導により、出火防止や流出防止対策の推進を図っていく。

① 東京消防庁（福生消防署）

- 東京消防庁（福生消防署）は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施など出火防止、流出防止対策の推進を図る。
- 東京消防庁（福生消防署）は、製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 東京消防庁（福生消防署）は、都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 東京消防庁（福生消防署）は、消防法等に基づき、自衛防災組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

① 都

- 都環境局は、所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るために、液化石油ガスの保安の確保及び取引

の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を構ずるよう指導する。

- ・学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- ・料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 都環境局は、地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。
- 都環境局は、災害時のLPG活用のあり方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。

（3）高圧ガス保管施設の安全化

① 都

- 都環境局は、事業者が施設を設置する際には、法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理するほか、設置時の完成検査と、定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 都環境局は、都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行う。
- 都環境局は、高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。
- 都環境局は、高圧ガス施設の安全性確保について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえた検討を行う。
- 都環境局は、都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

（4）毒物・劇物取扱施設の安全化

① 都

- 都福祉保健局（西多摩保健所、健康安全研究センター）は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- 都福祉保健局（西多摩保健所、健康安全研究センター）は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。

- 都生活文化局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

② 事業者

- 事業者は、漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。

(5) 放射線等使用施設の安全化

① 都

- 都福祉保健局は、R I（ラジオアイソotope）使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射能の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。
- R Iによる、環境汚染に伴う被爆及び医療、職業上の被爆等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、R I対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国と関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれR I対策を推進する。

(6) 化学薬品の安全化

① 東京消防庁（福生消防署）

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所は、取扱う薬品のうち消防法上の危険物に該当するものは福生消防署の規制・指導を受け、化学物質関連施設の安全化については、都環境局の規制・指導を受け、個別的・部隊的な安全対策を実施し、化学薬品の保管適正化の推進を図る。

2 危険物等の輸送の安全化

輸送する危険物からの出火防止並びに転倒等による流出拡散防止を図るために、危険物等の輸送に関する安全対策について定める。

(1) 危険物輸送の現況

危険物等を大量に輸送する場合、転倒、転落防止義務、警戒標識の表示義務、消火器等防災資機材等の携行義務など、種々の規制が行われている。危険物輸送車両については、常置場所や路上において定期的に車両の点検を実施し、法令基準の遵守について指導を行うなど安全確保に努めている。

また、危険物移動タンク貯蔵所については、常置場所等において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図るとともに、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、意識の高揚に努めている。

(2) 輸送車両の安全対策

東京消防庁（福生消防署）は、危険物の輸送関係者に対し、関係法令で定める保安対策上の技術基準の遵守について行政指導を行うとともに、危険物等の輸送実態調査の結果や

立入検査の結果を踏まえ、危険物等の輸送に伴う安全対策の推進を図る。

① 危険物輸送車両の安全対策

トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。

② イエローカードの活用

「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

応急対策（発災後72時間以内）

1 危険物等の応急措置による危険防止

石油、高圧ガス等の危険物貯蔵取扱所において、地震発生時の揺れや火災等により貯蔵している危険物が爆発、漏えいした場合、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害が及ぶおそれがある。危険物貯蔵施設については、関係法令等に基づき防災計画が定められ、防災体制が強化されているが、一方で、災害時の被害を最小限に抑えるためには、施設ごとの応急対策を確立する必要があることから、これについて定める。

（1）石油類等危険物保管施設の応急措置

① 東京消防庁（福生消防署）

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるように指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

② 市

事故発生時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

① 都

- 都環境局は、液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 都環境局は、関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 都環境局は、被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者に対し緊急措置を講ずるよう指示する。

② 市

事故発生時には必要に応じ、次の措置を講ずる。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

(3) 高圧ガス保管施設の応急措置

① 都

- 都環境局は、高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 都環境局は、関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。
- 都環境局は、被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。

② 警視庁（福生警察署）

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

③ 東京消防庁（福生消防署）

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は市に通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合に、関係機関と連携した避難勧告又は指示を行うとともに、市にその内容を通報する。
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 関係機関との情報連絡を行う。

④ 市

事故発生時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

(4) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災時に建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合における各機関の対応措置は、次のとおりとする。

①都福祉保健局（西多摩保健所・健康安全研究センター）

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

② 警視庁（福生警察署）

- 毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

③ 東京消防庁（福生消防署）

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合に、関係機関と連携した避難勧告又は指示を行うとともに、市にその内容を通報する。
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 関係機関との間で必要な情報連絡を行う。

④ 市

○ 事故発生時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
 - ・住民の避難誘導
 - ・避難所の開設、避難住民の保護
 - ・情報提供、関係機関との連絡
- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指示し、関係機関との連絡を密にするとともに、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。また、ただちに都下水道局流域下水道本部に状況を報告する。

(5) 化学物質関連施設の応急措置

① 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

② P C B対策

P C B保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びP C B汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

(6) 放射線等使用施設の応急措置

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和36年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

原子力規制委員会は必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

① 東京消防庁（福生消防署）

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
 - ・事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

② 都福祉保健局

R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

③ 市

事故発生時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物輸送車両の応急対策

高圧ガス等危険物輸送車両の事故等が発生した場合、各機関は連携し出火防止・事故の拡大防止のための応急対策を講じる。

① 警視庁（福生警察署）

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について住民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

② 東京消防庁（福生消防署）

- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
- 関係機関と密接な情報連絡を行う。

③ 市

事故発生時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

- ・事故情報の収集、整理及び分析
- ・関係省庁の講すべき措置
- ・係官及び専門家の現地派遣
- ・対外発表
- ・その他必要な事項

① 警視庁（福生警察署）

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について住民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

② 東京消防庁（福生消防署）

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

③ 市

事故発生時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

3 危険動物の逸走時対策

市は、動物公園にて飼育している動物が逸走した場合は、関係機関と連携しながら捕獲等必要な措置を講ずる。

また、住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力し、動物の捕獲又は殺処分支援、一時収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

なお、事故発生時には、必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【体系図】



第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 基本的な考え方

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動体制が多くの命を救うこととなる。このため、市では被害の状況に応じた機動的な対応や、関係防災機関や民間事業者との迅速かつ円滑な連携体制を早期に確立する必要がある。また、東日本大震災や近年の災害での教訓から、大規模災害に対しては一自治体での対応には限界もあり、初動時から国、都をはじめ広域応援の調整が必要である。

本章では、広域的な視点からの自治体間及び民間事業者との連携体制の整備による、応急対応力の強化について定める。

【対策の状況と課題】

市は、大規模な災害が発生し、または発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう、羽村市災害対策本部を設置し、非常配備態勢により職員が参集する態勢を整えている。

また、災害発生時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、次の自治体と災害時相互応援協定を締結している。

【災害時相互応援協定一覧】

協定名称	協定先	締結年月日
震災時等の相互応援に関する協定	多摩地域30市町村（羽村市含む）	平成8年3月1日
災害相互応援協定	山梨県北杜市（旧高根町）	平成8年11月1日
渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定	渋谷区	平成13年7月31日
羽村市及び太田市災害時相互応援協定	群馬県太田市（旧新田町）	平成15年7月30日
平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県袖ヶ浦市 ・埼玉県鶴ヶ島市 ・大阪府阪南市 ・埼玉県日高市 ・奈良県香芝市 	平成16年5月1日
南足柄市及び羽村市災害時相互応援協定	神奈川県南足柄市	平成17年8月2日
羽村市及び真鶴町災害時相互応援協定 羽村市及び清須市災害時相互応援協定 羽村市及び大山崎町災害時相互応援協定	旧 全国ミニ団体連絡会議 構成団体 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県真鶴町 ・愛知県清須市 ・京都府大山崎町 ・大阪府忠岡町 ・大阪府田尻町 ・兵庫県播磨町 	平成25年1月23日
羽村市及び忠岡町災害時相互応援協定 羽村市及び田尻町災害時相互応援協定 羽村市及び播磨町災害時相互応援協定		
古河市・羽村市災害時相互応援協定	茨城県古河市	平成25年1月30日

●被害想定（立川断層帯地震）

被　害　項　目	想　定　さ　れ　る　被　害
負傷者数	最大 587 人
うち、重傷者数	最大 101 人
建物被害棟数	最大 2,584 棟
全壊（ゆれ、急傾斜地崩壊）	最大 490 棟
火災（倒壊建物を含まない。）	最大 2,094 棟
自力脱出困難者数	最大 206 人

東日本大震災では、被災自治体は広範かつ甚大な被害に見舞われ、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。都が公表している被害想定では、本市においても甚大な被害が想定されており、多くの負傷者、自力脱出困難者及び建物被害が発生するなかで、迅速な救出・救助活動を行うため、情報収集や発信・分析、救助活動の展開などを、より効率的かつ効果的に行う体制を構築する必要がある。市と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、災害対応・連絡調整機能の強化を図り、迅速かつ的確な初動体制を構築する。

また、大規模な災害発生時においては、広域的な物資調達をはじめ、避難者対策などは自治体の枠を超えた対応が求められることから、広域連携体制の実効性を高めることが必要である。災害時の応援協定自治体との円滑な連絡調整や情報共有ができるように広域連携に係る調整機能を強化するとともに、関係防災機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

【対策の方向性】

- ▶ 迅速かつ的確な初動態勢の整備
- ▶ 他自治体や民間事業者との連携強化

第2節 具体的な施策

I 初動態勢の確立

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の設置 ● 防災関係機関の初動態勢 	

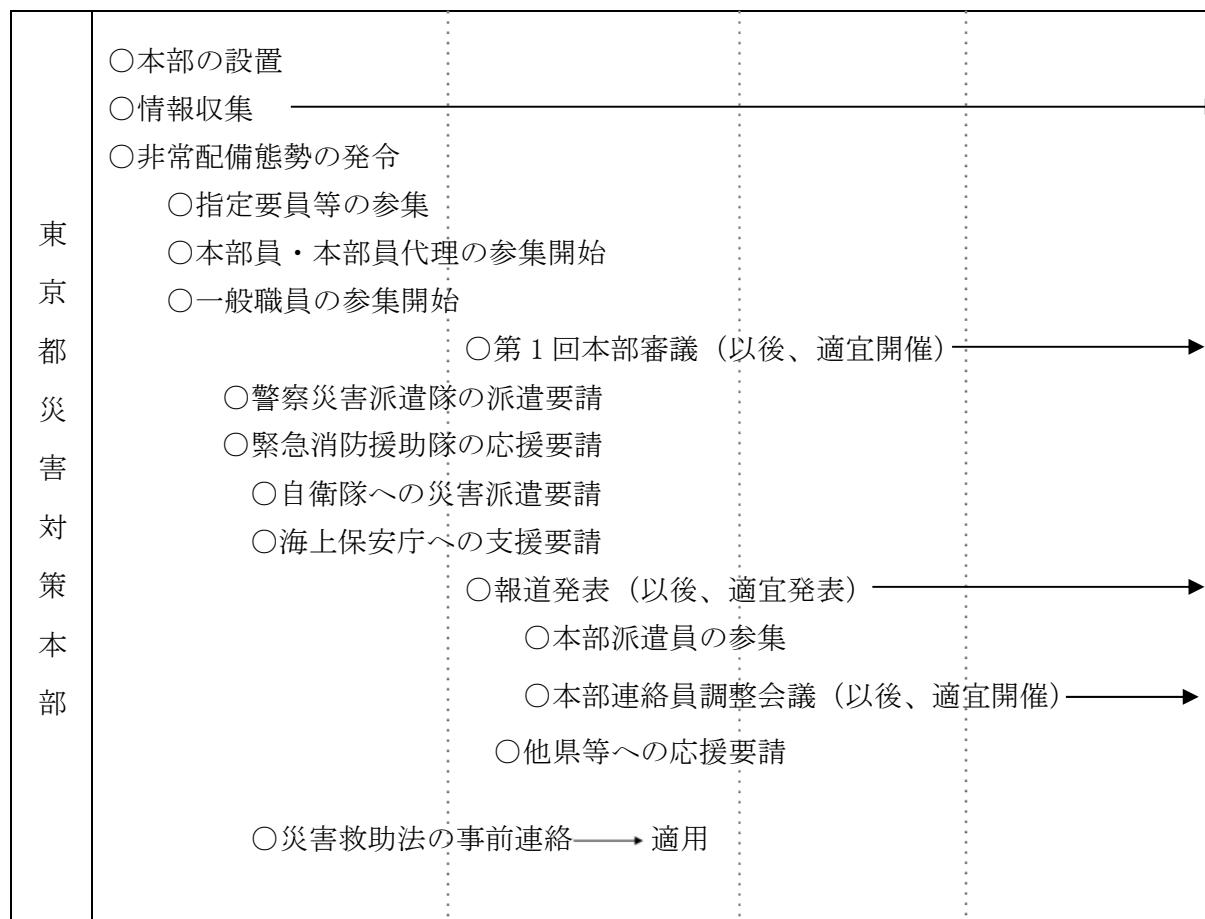
応急対策（発災後72時間以内）

1 災害対策本部の設置

震災発生時には、市及び防災関係機関は密接な協力体制のもと、災害対策本部等の速やかな設置、被災者の救助その他の防災業務の遂行等、応急対策に万全を期さなければならぬ。

（1）災害対策本部の設置・活動等

機関	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期	
羽村市灾害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員の参集 ○一般職員の参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回本部会議（以後、適宜開催） ○都及び防災関係機関への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○災害救助法の適用申請 ○報道発表（以後、適宜発表） 		



(2) 災害対策本部の運営

市は、災害対策基本法、羽村市災害対策本部条例及び羽村市災害対策本部条例施行規則の定めるところにより、災害対策本部を運営する。

○第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第1節 羽村市災害対策本部の組織・運営
参照

(3) 市防災会議の招集

市内に災害が発生した場合において、市及び防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、市防災会議を招集する。

○第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第3節 防災会議の招集 参照

2 防災関係機関の初動態勢

(1) 警察署の初動態勢

①警察署の応急活動

機 関	発災	1 h	24 h	72 h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
警察署	○現場警備本部の設置	↓	↓	↓
	○救出救助活動	↓	↓	↓
	○警備活動・交通規制	↓	↓	↓

② 警察署の活動態勢

地震により災害が発生した場合、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び警察署にそれぞれ警備本部が設置される。福生警察署にあっては、現場警備本部を設置して指揮態勢をとり、警備態勢を確立する。

福生警察署長は、次のような部隊を編成し、あらかじめ定める警備実施計画に基づき、自動的かつ段階的に警備要員を配備し警備にあたる。

○第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第4節 防災関係機関の活動態勢

【福生警察署災害時部隊編成表】 参照

(2) 消防署の初動態勢

① 消防署の応急活動

機 関	発災	1 h	24 h	72 h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
消防署	○警防本部運用等による消防活動	↓	↓	↓

② 消防署の活動態勢

東京消防庁では、本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる態勢を確保しており、震災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

○第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第4節 防災関係機関の活動態勢

【福生消防署災害時組織編成表】 参照

(3) 防災関係機関の初動態勢

- 地震による被害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方公共機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

- 第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第4節 防災関係機関の活動態勢
参照

II 相互応援協力・派遣要請

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 広域連携体制の構築 ⇒	● 応援協力・派遣要請 ● 自衛隊への災害派遣要請	

予防対策

1 広域連携体制の構築

地震等による災害発生時に、災害対策基本法第 67 条の規定に基づいて、市が他の区市町村に対し応援を求めまたは応援する場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について相互応援の協定を締結しておく必要がある。また、応急対策を効率的・効果的に実施するためには、民間団体との連携も欠かせない。

市では、災害時において他の地方公共団体及び民間団体の円滑な協力が得られるよう、他の地方公共団体及び民間団体等と協定を締結し、連携・協力体制を確立している。

① 多摩地域 30 市町村における協定

災害時において、被災を免れた市町村、あるいは被害の軽微な市町村が、相互に協力して被災した市町村の支援にあたれるよう、多摩地域 30 市町村の間で「震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。

② 交流自治体との協定

災害時における相互応援協定の相手となる区市町村は、同時に被災することのないよう、ある程度遠隔地の区市町村とする必要がある。そのため、さまざまな形で交流のある自治体との間で、災害時における相互応援協定を締結し、広域的な連携体制の強化を図っている。

○資料編 「資料 10 災害時に関する協定締結一覧」 資-13 参照

③ 民間団体等との協定

市は、災害時に民間団体等から支援・協力が得られるよう、協力体制の構築に努めるものとし、現在締結している協定の見直し、充実を図る。

○資料編 「資料 10 災害時に関する協定締結一覧」 資-13 参照

④ 災害時受援応援計画の策定

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、国、都、自衛隊、他自治体等からの支援を円滑に受け入れるため、あらかじめ支援を受ける業務、受入態勢等を定めるとともに、災害が発生、又は発生する恐れがある自治体に対し、応援者の派遣、物資の提供等を行うための体制等を定めた災害時受援応援計画の策定に努める。

応急対策（発災後72時間以内）

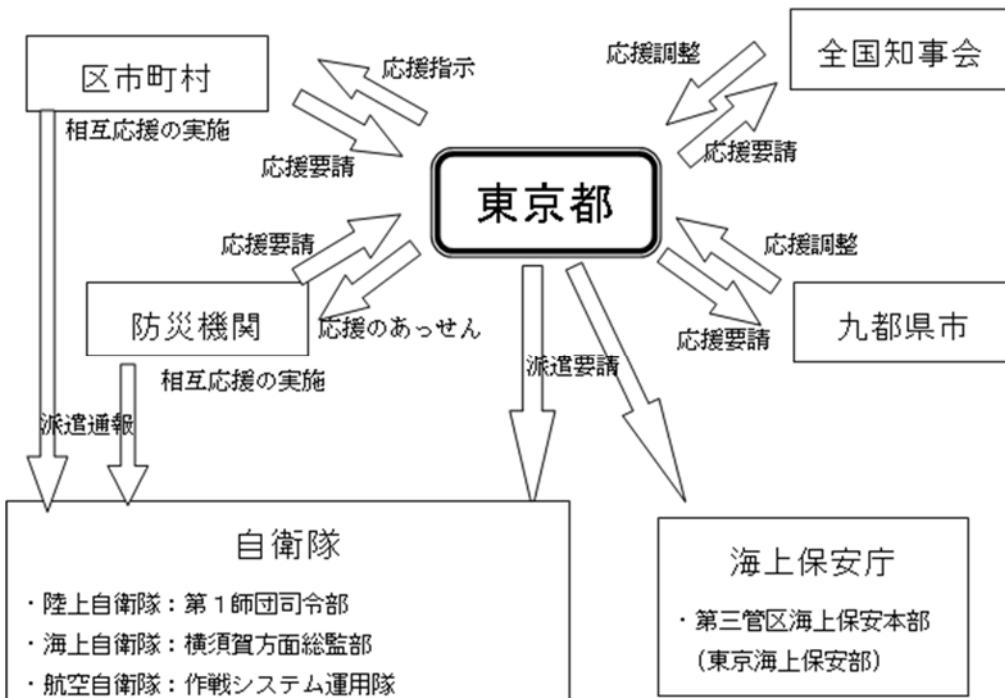
1 応援協力・派遣要請

地震等による災害が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めた所掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、災害の状況により、市の関係防災機関のみでは対応が困難な場合、都、他の区市町村、民間などの協力を得て、対策に万全を期す必要がある。

このため、平時より関係機関との連携を強化し、協力体制を確立しておくことが必要である。

【応援協力・派遣要請のフロー】

※東京都地域防災計画より抜粋



(1) 区市町村の応援協力

① 都への協力要請等

ア 都への協力要請

市が被災した場合、市長は知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期する。市が被災し、市長が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話等をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

- ・災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由）
- ・応援を希望する機関名
- ・応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を必要とする活動内容

- ・その他必要な事項

イ 知事による調整等

- 知事は、被災した区市町村から応援を求められ、または災害応急対策の実施を要請された場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあつ旋する。

ウ 他の区市町村又は防災関係機関への協力

都から他の区市町村または防災関係機関に協力することを指示されたときは、応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

② 他の区市町村への応援要請

市長は、災害の状況などにより必要に応じて、災害対策基本法第67条及び災害時相互応援協定に基づき、協定区市町村または他の市町村の長に対し応援の要請を行う。

他の区市町村長への応援要請は、「① ア 都への協力要請」と同様に行う。

(2) 関係防災機関等の応援協力

- 防災機関の長または代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または区市町村もしくは他の防災機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）
 - ・応援を希望する機関名
 - ・応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・応援を必要とする場所、期間
 - ・応援を必要とする活動内容
 - ・その他必要な事項
- 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。
- 各防災機関の協力業務の内容は、本計画における各機関の役割の範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
- 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前に協議を加える。
- 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあつ旋をする。

(3) 民間団体との応援協力

市及び関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体等に対し、災害時における協定書等に基づき、応急対策等に関する協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

(4) 経費の負担

- 国、都及び他区市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災

害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

- 防災機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、または事前に協議して定める。

2 自衛隊への災害派遣要請

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、人命、または財産の保護のため、必要があると認める場合には、都知事に対し自衛隊の派遣要請に係る要求を行うものとする。

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

① 知事の要請による災害派遣

- ・災害が発生し、都知事が人命、または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けた都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

② 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これらに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・庁舎・営舎その他防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

① 市が行う要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部）に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となる事項

※患者輸送の場合の航空機の要請には、次の項目を追加するものとする。

- ・患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体
- ・患者の付添、医師の有無、収容先
- ・気象情報、使用飛行場（ヘリポート）

② 各防災機関が行う要請手続き

災害派遣の対象となる事態が発生し、各防災機関の長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、(2) ①に掲げる事態を明らかにし、電話又は口頭をもって市を通じ都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。

③ 緊急の場合の通報

緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

④ 緊急の場合の連絡先

部隊名	連絡責任者		電話
陸上自衛隊第1師団 第1施設大隊(朝霞)	時間内	時間外	
	第2係 (内線 4820)	部隊当直司令室 (内線 4898)	048-460-1711

(3) 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

区分	活動内容
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、市の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。（食材は市が用意する。）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は、海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

（4）陸上部隊災害派遣担任区分

① 災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊第1師団）

担当	地区担任部隊		担当地域
第1師団長（練馬）	（多摩西分区）	第1施設大隊（朝霞）	八王子、青梅、町田、日野、福生、羽村、あきる野の各市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

② 災害派遣部隊の受け入れ体制

○ 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう重点的、効率的に作業が分担できるよう配慮するものとする。

○ 作業計画及び資器材の準備

自衛隊に対する作業に関し、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救護活動の実施に必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際しての管理者の了解を取りつけておくものとする。

○ 連絡員等の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう部隊の誘導及び市本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置するものとする。

○ 仮泊予定地

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、宿舎等必要な設備を配慮するものとする。

○ ヘリコプター発着可能地点

- ・市内のヘリコプター発着可能地点は、別表のとおりである。
- ・別表以外でも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

③ 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、住民の心の安定、生活の復興に支障がないよう関係する機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

④ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ・天幕等の管理換に伴う修理費
- ・その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

【別 表】

ヘリコプター発着可能地点一覧表

名 称	所 在 地	発着場面積 辺×辺 (m ²)	適 否			備考
			UH - 1H(J)	UH - 60J SH - 60J SH - 60K	CH - 47J CH - 47JA	
			中型機	中型機	大型機	
① 羽村東小学校	羽東 2-18-1	65 × 72	○	○		
② 羽村西小学校	羽加美 4-2-9	70 × 60	○	○		
③ 富士見小学校	五ノ神 4-9-5	65 × 70	○	○		
④ 栄小学校	栄町 2-17	62 × 78	○	○		
⑤ 松林小学校	羽 4122-2	78 × 90	○	○		
⑥ 小作台小学校	小作台 4-13-1	60 × 82	○	○		
⑦ 武藏野小学校	川崎 693-1	50 × 103	○	○		
⑧ 羽村第一中学校	羽中 3-6-33	72 × 110	○	○		
⑨ 羽村第二中学校	富士見平 1-16	65 × 95	○	○		
⑩ 羽村第三中学校	川崎 697-1	85 × 105	○	○		
⑪ 武藏野公園	栄町 2-5	95 × 95	○	○		
⑫ 富士見公園	緑ヶ丘 4-11	90 × 130	○	○		
⑬ あさひ公園	神明台 3-31	60 × 65	○	○		
⑭ 宮ノ下運動公園	羽加美 4-9-23 先	90 × 250	○	○		※
⑮ 江戸街道公園	五ノ神 347-1	95 × 70	○	○		※

※災害時臨時離着陸場

(注) ヘリコプター 離着陸場所要面積 (長さ×幅 (m))

中型機 (UH-1H J) 36 × 36

中型機 (UH-60J) 60 × 60

S H - 6 0 J

S H - 6 0 K)

大型機 (CH-47J) 100 × 100

C H - 4 7 J A)

III 応急活動拠点の整備

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 応急活動拠点の整備		

予防対策

1 応急活動拠点の整備

(1) オープンスペースの確保

市内における公園や緑地等のオープンスペースは、市民のスポーツ・レクリエーションの場やコミュニティ活動の場として利用されているほか、防災空間としての火災の延焼拡大の防止や防災活動拠点、更には仮設住宅用地など災害対策上重要な役割を担っていることから、今後も公園の整備及び緑地等の確保や保全に努めていく。

○第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 第2節 具体的な施策 参照

(2) ヘリコプター活動拠点の確保

震災時に道路障害物除去による交通路の回復が行われるまでの間の医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる空路を確保する必要がある。迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するために、市はヘリコプターの緊急離着陸場所を国、都及び関係機関と協議のうえ確保していく。

市内においては、現在、災害時臨時離着陸場として、宮ノ下運動公園及び江戸街道公園を選定している。

(3) 大規模救出救助活動拠点等の確保

都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保することとしている。

広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、多摩地域においては、屋外施設18施設、屋内施設5施設を候補地とし、立川地域防災センターを中心とした立川防災基地の諸施設の機能もひとつの拠点としている。

(4) ヘリサインの表示

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うための応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所などの災害対策上重要な施設を上空から即時に特定

する上で、重要な役割を果たすため、市の所有する建築物等の屋上に上空から施設名を視認できるヘリサインの表示を推進する。

IV 業務継続体制の確保

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 業務継続体制の確保		

予防対策

1 業務継続体制の確保

B C Pとは、Business Continuity Plan の略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。

（1）業務継続の取り組みの特徴

業務継続の取り組みは、次のような特徴を持っている。

- ・災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
- ・非常時優先業務の特定に当たっては、業務の継続に著しい影響を与えるかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
- ・非常時優先業務は、すべての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
- ・各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・B C Pに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。

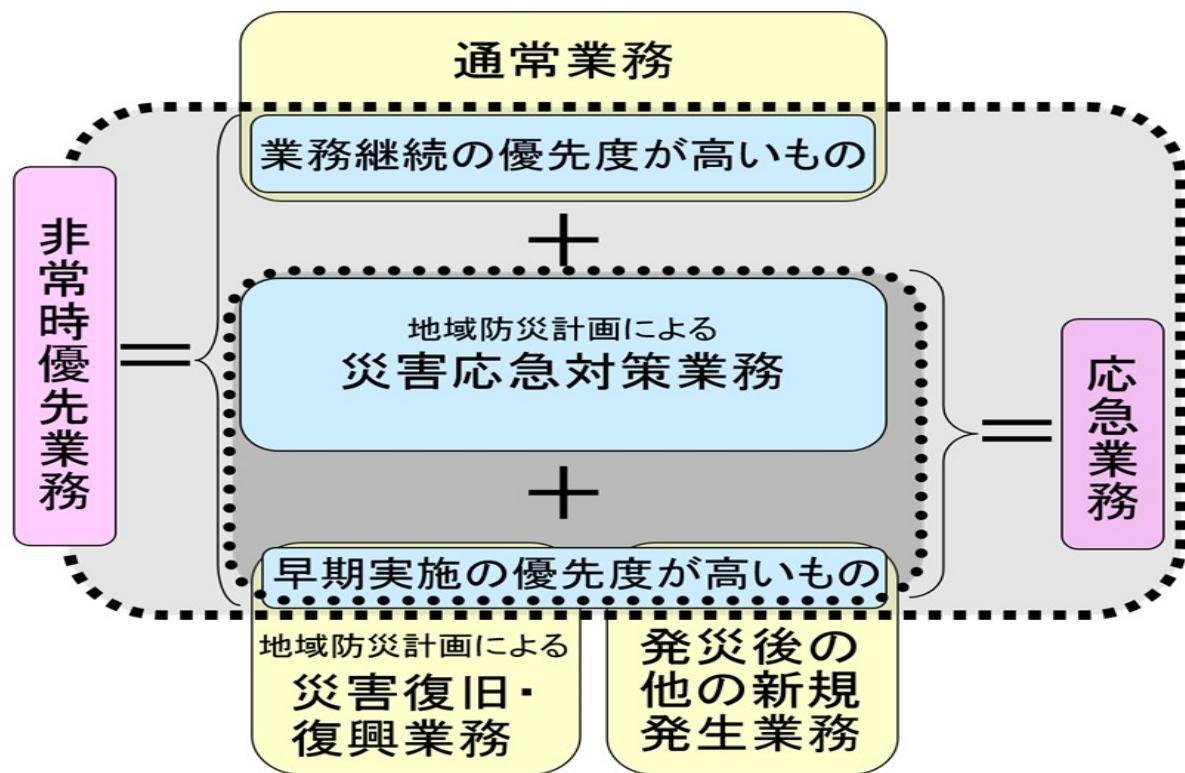
(2) 市の業務継続計画（B C P）地震編

市は、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、消火、救助、救急などの応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、非常時優先業務を特定し、災害発生直後の混乱により行政が機能不全に陥ることを避ける必要がある。

このため、市は、策定した業務継続計画地震編に基づき、活用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をすすめ、適切に業務を執行する。

また、あわせて市内の事業者のB C P策定を支援していく。

【非常時優先業務のイメージ】



第7章 情報通信の確保

【体系図】

第1節 基本的な考え方 P2-181

第2節 具体的な施策 P2-182

I 防災機関相互の通信連絡体制 P2-182

II 住民等への情報提供体制 P2-190

第7章 情報通信の確保

第1節 基本的な考え方

首都直下地震のような大規模災害が発生した場合、被災状況などの災害関連情報の提供は応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かすことのできないものである。さらには行政機関等における通信だけではなく家族の安否確認のための情報通信など、様々な災害時の通信需要に対応するためには、より多くの通信手段を確保することが必要である。

また、被災者への迅速かつ適切な情報提供と合わせ、被災者の状況把握のための広聴活動は、発災時の混乱を回避するために必要不可欠である。

本章では、発災時の情報通信の確保への取り組みと、市民への災害関連情報の伝達及び広聴活動を通じた状況把握のあり方について定める。

【対策の状況と課題】

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災行政無線難聴地域の解消のための子局の増設・移設や、避難所となる学校施設への衛星電話の導入、学校施設及び学童クラブへの携帯電話の配備、携帯電話会社4社の緊急速報メールの導入など、情報通信手段の重層化に取り組んできた。

しかしながら、被災時には、市内の電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、行政機関内部における情報連絡、外郭団体や防災関係機関等との情報連絡が影響を受け、発災後の初動対応の遅れや応急・復旧活動に支障が生じる可能性がある。

また、携帯電話の通信規制等により、家族等の安否や交通機関の運行状況に関する情報が不足するなど、避難者や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

●被害想定（立川断層帯地震）

被　害　項　目	想　定　さ　れ　る　被　害
固定電話不通率	最大 13.7%
停電率	最大 19.4%

【対策の方向性】

- ▶ 多様な通信手段の確保による情報伝達、情報提供体制の整備
- ▶ 迅速かつ適切な広報・広聴活動の実施

第2節 具体的な施策

I 防災機関相互の通信連絡体制

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 情報通信連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） ● 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） 	

予防対策

1 情報通信連絡体制の整備

(1) 都との情報連絡体制

市は、東京都災害情報システム（DIS）、防災画像伝送端末装置、無線ファクシミリを設置し、都災害対策本部との情報連絡体制を確保している。

(2) 防災行政無線の整備

市は、災害時における有線の途絶に備え、次とおり防災行政無線の整備を行っている。なお、電波法令等の改正に伴い、防災行政無線のデジタル化に向けた整備を令和3年度中に完了する。

① 固定系無線

同報通信方式により災害情報を伝達するため、市庁舎に基地局を設置。

屋外に設置した子局は、東日本大震災以降、難聴地域の解消のため、市内全域に渡る伝播調査を実施し、子局の増設や移設、スピーカーの調整等を行い、現在52カ所により運用している。

また、天候等の状況により放送が聞き取れなかつた場合などの対応として、市メール配信サービスや自動音声対応方式により防災行政無線の放送内容がフリーダイヤルで確認できる体制を整えている。

② 移動系無線

庁舎内に基地局を設置し、車載14局、携帯32局を整備している。

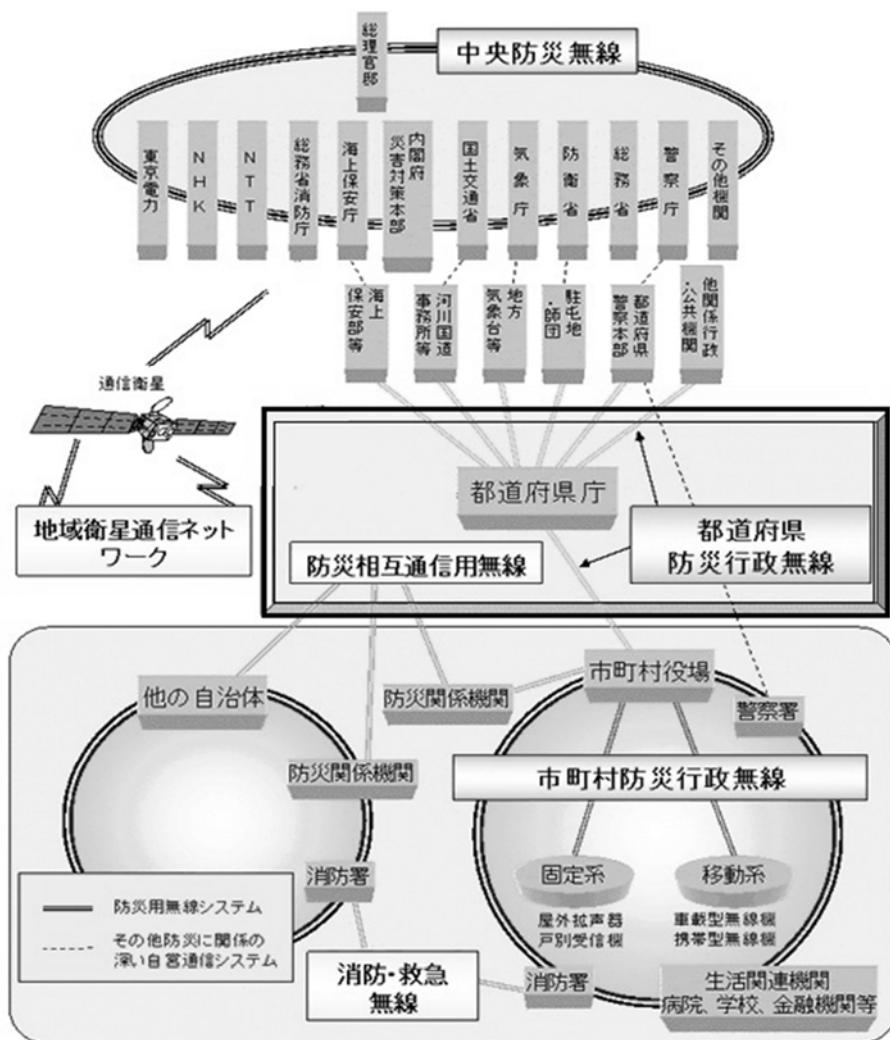
統制装置は次の4か所に設置している。

▶ 防災安全課、土木課、201会議室、庁舎管理員室

市内の全小中学校10か所に半固定局を設置している。

- 資料編 「資料11 羽村市防災行政無線配備一覧表」 資-17 参照

【無線体系イメージ】(※総務省ホームページより抜粋)



(3) その他の情報通信手段

① 衛星電話

災害時において避難所となる市内小中学校に各1台、災害対策本部用に1台、携帯移動用に1台、合計12台を配備している。

② 携帯電話

市内小中学校及び学童クラブへ携帯電話を配備し、災害時における関係機関間での情報通信手段の重層化を図っている。

③ 災害時優先電話

電話回線が輻輳している際に、一般電話は発信規制され、かかりにくくなる中、災害時優先電話の指定を受けている電話は優先的に発信することが可能であり、非常通信手段として活用される。市では市役所、水道施設、小中学校、児童館等に合わせて21回線を敷設している。

④ 災害時特設公衆電話

災害発生時でも輻輳の影響が少ない公衆電話回線を、災害時において避難所となる市内小中学校に各3回線敷設している。

⑤ その他

電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用などの手段により情報通信を確保している。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用

全国瞬時警報システムは、気象庁から発信される気象関係情報や、内閣官房から発信される有事関係情報を、人工衛星を経由して地方公共団体が受信し、同報系防災行政無線等を自動起動するシステムであり、市では平成23年から導入している。

市では、緊急地震速報や、気象警報、国民保護情報（弾道ミサイル情報や大規模テロ情報等）について、防災行政無線が自動起動する体制を整備している。

※ 緊急地震速報においては、地震が発生するまでの時間が短い場合には、発生後に放送が流れてしまうことになるため、こうした場合には放送しない仕組みとしている。

(5) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うシステムであり、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する仕組みとなっている。市では、平成22年から導入し、国（官邸）からの緊急情報に対し迅速に対応する体制を整備している。

(6) レアート（災害情報共有システム）の利用

総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示などの地域の情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなど様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効果的に提供することを実現する情報基盤となっている。市では、平成26年から運用し、災害時の避難情報や避難所の開設情報等を迅速に発信する体制を整備している。

(7) 訓練による各種通信連絡手段の作動状況確認

防災訓練時や都や関係機関が行う通信訓練を通じて、各種通信連絡手段の作動状況を確認するとともに普段からの業務の習熟に努め、発災時に円滑に作動できるよう訓練を推進していく。

(8) 各機関における取り組み

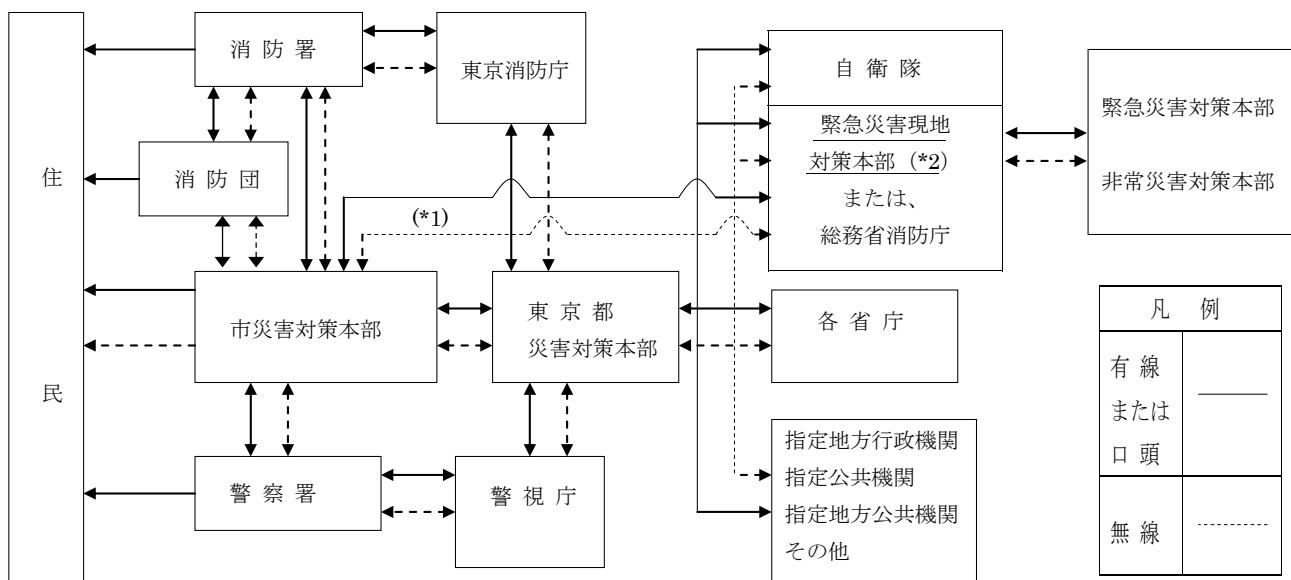
実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	○ 各方面本部、各警察署及び関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁 (福生消防署)	○ 各方面本部、各消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急無線等の整備 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築

応急対策（発災後72時間以内）

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

市及び各関係防災機関は連携して、被害・措置情報を迅速かつ的確に把握・伝達することにより、被害の拡大を防ぐとともに被害を最小限に止めるよう努める。

(1) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋



(*1) 災害の状況により東京都災害対策本部に報告できない場合

(*2) 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

(2) 市の取り組み内容

- 都災害対策本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。

- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部、又は総務省消防庁に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある現象を確認した場合や通報を受けた場合には、関係防災機関へ連絡する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または通報などにより知ったときは直ちに区域内の公共的団体、その他重要施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する。

(3) 避難指示等の情報伝達

- 市は、災害発生時、災害対策本部設置時には、避難指示等の情報伝達について放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しスマスコミと連携した情報提供、Lアラート（災害情報共有システム）の活用など、より一層の災害対応を実施する。具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

【実施機関】

東京都、都内区市町村、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

【伝達する情報】

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・緊急安全確保
- ・警戒区域の設定

(4) 各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
警視庁 (福生警察署)	○ 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、市に通報
東京消防庁 (福生消防署)	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、消防署等は、市民に周知 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報とともに、市民に周知
N T T 東日本	○ 各種警報の通報 ○ 警報の優先取扱い

2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

市災害対策本部の各部及び関係機関は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策

が完了するまで、被害状況、所管業務に関する活動状況等を市本部に報告する。市本部は当該情報について、東京都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都へ報告できない場合には、国（総務省消防庁）へ報告する。

(1) 情報収集伝達体制

- 情報の統括責任者は市民生活部長とし、収集した情報を整理のうえ、都または防災機関に対し、報告または通報する。
- 市民への伝達は、本章の「広報及び広聴活動」により実施する。

(2) 都に対する報告

① 報告する事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所または地域
- ・被害状況（「被害程度の認定基準」に基づき認定する。）
- ・災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・その他必要な事項

② 報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力による。ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

③ 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	災害数値報告

④ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第2部 震災対策 第10章 第2節 IV災害救助法に定めるところによる。

⑤ 被害程度の認定基準

ア 人的被害

区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なものをいう。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのものをいう。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月末満で治療できる見込みのものをいう。

イ 住家の被害

区分	認定基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家あるかどうかは問わない。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものをいう。 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものをいう。 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなもののは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができないものをいう。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。

ウ 非住家の被害

区分	認定基準
非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものをいう。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家という。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。

エ 田畠の被害

区分	認定基準
流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものをいう。

オ その他の被害

区分	認定基準
道路の決壊	高速自動車道、一般国道、都道府県及び区市町村道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたものをいう。
道路の一部破損	前号に掲げる道路の一部が破損し、道路の決壊に至らない程度に被害を受けたものをいう。
橋梁損壊	区市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部損壊し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたものをいう。
橋梁の一部損壊	前号に掲げる道路に架設した橋の一部を損壊し、橋梁の損壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するものをいう。
堤防決壊	河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたものをいう。
堤防の一部破損	堤防決壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するものをいう。
その他	農業用施設、林業用施設、砂防施設、農作物等の被害で、特に報告を必要とするものをいう。

カ 被災者

区分	認定基準
被災世帯	災害によって何等かの被害を受けた世帯をいう。
被災者	被災世帯の構成員をいう。

キ 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

(3) 各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
警視庁 (福生警察署)	<input type="radio"/> 市及び関係機関との情報交換
東京消防庁 (福生消防署)	<input type="radio"/> 管内の被害状況及び各種消防活動の把握 <input type="radio"/> 市及び関係機関との情報交換 <input type="radio"/> 早期災害情報システム等による災害情報収集

II 住民等への情報提供体制

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等への情報提供体制の整備 ⇒ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報 ● 広聴活動 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民相互の情報連絡等の環境整備 		

予防対策**1 住民等への情報提供体制の整備**

住民等に対する重層的な情報提供体制の整備を図るとともに、情報入手方法等を周知する。

(1) 市民への情報提供手段

市民への情報提供手段については、次のとおり重層的な提供体制の整備を図る。

① 防災行政無線による情報提供

固定系防災行政無線により、市内全域、または子局を指定した情報提供を行う体制を構築していることから、地域を特定した情報提供を行うことも可能で、必要な情報提供体制を構築しており、天候等の状況により放送が聞き取れなかつた場合などは、市メール配信サービスや自動音声対応方式により防災行政無線の放送内容が確認できる体制をとっている。

また、防災行政無線のデジタル化に伴い、屋外表示板を活用した情報提供体制を整備する。

② 広報車による情報提供

危険が予想される地域等に重点的に広報車を出動させ、市本部と密接に連絡を取りながら、状況に応じた効果的な広報活動体制を整える。

③ 市公式サイトによる情報提供

市の発表内容や生活情報などを正確に伝えるため、市公式サイトを活用し、情報提供を行う。

④ 市メール配信サービスによる情報提供

登録したサービス利用者に対して携帯電話、パソコンの電子メールにより、災害情報などの情報提供を行う。

⑤ 緊急速報メールによる情報提供

携帯電話会社4社（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）が提供する緊急速報メール（エリアメール）を活用して、災害情報などの情報提供を行う。

⑥ ケーブルテレビを活用した情報提供

テレビはむらの番組を通じた情報提供を行う。

また、多摩ケーブルネットワーク㈱とは「火災・防災等告知情報に関する覚書」を締結しており、テロップによる文字情報での災害情報等を提供できる体制を整えている。

⑦ ソーシャルメディアの活用

市公式ツイッターやヤフー社アプリによる情報提供のほか、スマートフォンによる防災行政無線放送の受信アプリを導入し、ソーシャルメディアを活用した新たな情報提供体制を構築する。

⑧ その他

必要に応じて、福生消防署及び福生警察署に協力を依頼し、情報提供を行う体制を整える。また、状況に応じて口頭、掲示、印刷物の配布などの情報提供手段を検討する。

（2）各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	○ 効果的かつ確実な避難情報等の提供体制の整備
東京消防庁 (福生消防署)	○ 効果的かつ確実な避難情報等の提供体制の整備 ○ ホームページ、SNS等を活用した各種情報の提供

2 住民相互の情報連絡等の環境整備

災害発生時においても、住民相互が安否確認を行うことが可能な環境を整えるとともに、市民には、安否情報や災害情報などの入手方法についての啓発に努める。

（1）市の取り組み内容

- 市は、防災意識の啓発活動を通じて、市民が日頃から安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知に努める。

- 市民が安否確認の連絡等に使用できるよう、災害時に輻輳^{ふくそう}が起こりにくい特設公衆電話回線の敷設を避難所となる学校施設に行う。
- 市は、市の区域に災害が発生した場合において、内閣府令に定めるところにより当該災害の被災者の安否に関する情報の照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するとともに、災害応急活動に支障のない範囲で安否情報の回答に努めるものとする。また、当該回答を適切に行うために必要があると認めたときは、関係地方公共団体の長、関係防災機関及びその他の者に対して被災者に関する情報提供等を求めるものとする。

(2) 各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
N T T 東日本	○ 安否確認手段の確保及び周知
J R 東日本 (八王子支社)	○ 駅における情報提供体制の整備

応急対策（発災後 72 時間以内）

1 広報

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 市が行う広報

① 震災発生直後の広報

- ・ 地震の規模、気象の状況
- ・ 混乱防止の呼びかけ
- ・ 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
- ・ 避難及び避難時の方法等
- ・ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- ・ 学校等の措置状況
- ・ 市の体制・措置状況

② 被災者に対する広報

- ・ 被害情報
- ・ 避難所開設状況
- ・ 食料・生活物資等の供給状況
- ・ 医療機関の診療状況
- ・ 電気・通信等ライフラインの被害及び復旧状況

- ・水道、下水道の被害及び復旧状況（復旧作業が長期化の場合、節水、下水道使用の自粛呼びかけ）
- ・道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
- ・防疫・保健衛生措置状況
- ・学校の休校・再開等の措置状況

③ 広報文

広報文は「災害広報文例集」（昭和60年3月都総務局災害対策部）等に準じて作成する。

④ 広報の手段

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車による広報
- ・市公式サイトによる広報
- ・市メール配信サービスによる広報
- ・緊急速報メールによる広報
- ・ケーブルテレビを活用した広報
- ・市公式ツイッターやヤフー社アプリを活用した広報
- ・福生消防署及び福生警察署に協力依頼した広報
- ・口頭、掲示、印刷物の配布による広報

⑤ 避難行動要支援者に対する広報

災害時の情報等について、市は次のように多様な手段を講じて伝達するとともに、避難行動要支援者へは、地域の町内会・自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、情報伝達する体制を整備する。

【情報伝達手段の一覧】

情報伝達手段	情報の種別	
	音 声	文 字
防災行政無線による放送 (屋外文字表示板含む)	○	○
広報車両等による広報	○	
市公式サイトへの掲載	※	○
市メール配信サービス・緊急速報メール・市公式ツイッター、ヤフー社アプリ等	※	○
避難所などにおける口頭、掲示、印刷物の配布による広報	○	○

※対応する機能やソフトがあれば、音声での読み上げも可能。

(2) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難を必要とする情報 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生及び延焼状況 ・高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ・津波のおそれ ・崖（山）崩れのおそれ ・その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ ② 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 <ul style="list-style-type: none"> ・余震、津波等の気象庁の情報 ・地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ・ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し ・主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧の見通し ・交通機関の被害状況及び復旧の見通し ・被災地域・広域避難場所等に対する警戒状況等 ・その他混乱防止等を図るための情報 ③ デマ・流言打ち消し情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジスター・メガホン ・交番（駐在所）備付けマイク ・パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー ・ヘリコプター ・交通情報板、光ビーコン、ラジオ ・ホームページ等
東京消防庁 (福生消防署)	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止、初期消火、救出救護及び避難行動要支援者支援の呼びかけ ・火災及び水災に関する情報 ・避難指示に関する情報 ・救急告示医療機関等の診療情報 ・その他市民が必要としている情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の拡声装置等 ・消防署、消防団及び町内会・自治会の掲示板等への掲示 ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ・ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 ・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

実施主体	対策内容
日本郵便 (羽村郵便局)	<p>業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。</p> <p>1 公示内容</p> <p>災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 ・郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局窓口又は局前等に掲出
N T T 東日本	<p>1 被害状況等の広報</p> <p>① 広報内容</p> <p>災害の発生が予想される場合又は発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信のそ通状況 ・利用制限の措置状況 ・被災した電気通信設備等の応急復旧状況 等 <p>② 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット ・支店前掲示等 <p>2 災害用伝言ダイヤル等の利用案内</p> <p>① 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル等の利用案内 <p>② 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換機よりの幅縫トーキ案内 ・避難所等での利用案内 ・必要に応じて、報道機関との協力体制（テレビ、ラジオ等の活用） ・必要に応じて、自治体との協力体制（防災行政無線等の活用）
東京電力 パワーグリッド (立川支社)	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れた電線に触れ感電するなど、二次災害等を防止するための方法 ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報

実 施 主 体	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の防災行政無線（同報系）の活用 ・広報車等による直接当該地域への周知
J R 東日本 (八王子支社)	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 ・列車の不通線区や開通見込み等 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等での情報提供に努める。 ・乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。
武陽ガス	<p>ガスによる二次災害事故の防止、住民の不安除去のため被災地区におけるガス機器の使用上の注意事項・ガス供給状況・供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <p>1 広報内容</p> <p>① 地震発生時には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス栓を全部閉めること。 ・ガスマーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。 ・ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓、メーターガス栓を閉め武陽ガスに連絡すること。 <p>② 供給停止をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス栓を開いてもガスがない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉じ、武陽ガスから連絡があるまで待つこと。 ・ガス供給が再開される時には、必ず、あらかじめ武陽ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するのでそれまでガスは使用できること。 <p>③ 供給再開時の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。 ・点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。 ・内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず武陽ガスに連絡すること。 ・ガス使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること。 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報車による巡回広報のほか、市、消防署、警察署、報道

実施主体	対策内容
	機関等に協力を要請。
伊吹石油ガス	<p>二次災害事故の防止、住民の不安除去のため被災地区におけるガス機器の使用上の注意事項・被害状況・復旧の見通しについて広報する。</p> <p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・器具栓、ガス栓を閉めること。 ・メーターバルブを閉めること。 ・容器バルブを閉めること。 ・L P ガスは安全が確認されるまで使用しないこと。 ・ガス臭い等異常がある場合には、火気の使用は避け、L P ガス販売店に連絡すること。 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス巡回車のほか、L P ガス協会、市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請。

(3) 報道機関への発表

① 市本部の発表

- 市災害対策本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、市本部統括部とする。市本部統括部長は、各部の報道機関発表事項の総合調整を図る。
- 市本部統括部長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。
- 発表にあたっては、「防災報道センター」を開設し、統一的な対応を図る。
- 夜間又は勤務時間外等に突発災害が発生し、前記の対応が困難な場合は、市本部統括部長は関係部の部長と協議のうえ、発表する。

② 福生消防署の発表

福生消防署が収集した被害情報等を発表するときは、その内容を市本部統括部長に通報するものとし、同時に市本部においても前記①により発表する。

③ 放送要請

市及び関係機関が災害のため、電気通信設備、優先電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定に基づき放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同実施細目の規定により、原則として都知事に要請依頼する。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後速やかに都に報告するものとする。

2 広聴活動

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置し、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

(1) 市の取り組み

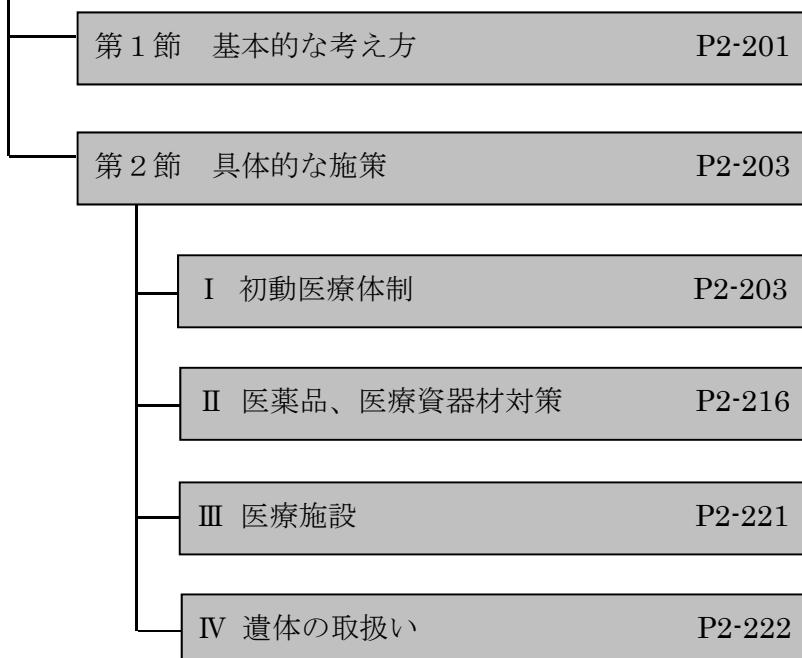
- 市民生活の速やかな復旧を図るため、広報車により被災地を巡回して移動相談を実施し、被災住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所を設け、問い合わせ、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。
- 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を勘案して決定する。

(2) 関係機関の取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
警視庁 (福生警察署)	○ 臨時相談所を開設
東京消防庁 (福生消防署)	○ 消防相談所を開設

第8章 医療救護等対策

【体系図】



第8章 医療救護等対策

第1節 基本的な考え方

震災時には、家屋等の倒壊や火災により多数の負傷者が発生することが想定され、また、感染症流行時に震災が発生することも想定されることから、発災直後から感染拡大防止対策を講じながら、迅速な医療救護活動を実施することが求められる。被災の状況や感染症の感染拡大状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、都が設置する地域災害医療コーディネーター、市災害医療コーディネーター、医師会などの関係機関と連携を図りながら、初動医療体制を確立することが必要である。

また、治療に使われる医薬品についても、不足を回避し的確な医療を提供できるよう、一定量の備蓄に加え供給体制を強化する必要がある。

遺体については死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱わなければならない。

本章では、発災後の迅速な医療救護体制の確保と医薬品及び資器材の調達方法及び遺体の取扱いについて定める。

【対策の状況と課題】

市では、これまでに地区医師会、地区柔道整復師会、地区薬剤師会と医療救護活動等に関する協定を締結し、災害時における初動医療体制を確立している。また、災害対策本部には保健師、看護師、栄養士などを構成員とする救護班を設置し、避難住民等の健康管理や感染症予防など保健衛生、防疫体制を整備している。

立川断層帯で地震が発生した場合に、市内では最大 587 人の負傷者（うち重傷者は 101 人）が発生すると想定されており、東京 DMAT（※）等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受け入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

医薬品等については、不足した場合に医療機能の維持に大きな支障をきたすことが想定されることから、医薬品及び災害時応急用資器材等を確保する必要がある。

被災地での生活、避難所での生活においては、調理、食事、ごみ出し、排泄等様々な場面で衛生上の問題が発生するため、適切な管理・指導を行うとともに、感染症の媒体となる害虫等の発生防止と駆除を行う必要がある。

市の被災による死者は、最大で 62 人と想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関との連携強化が必要である。

(※)DMAT – 「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」であり、Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとって略してDMAT

(ディーマット) と呼ばれている。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

●被害想定（立川断層帯地震）

被　害　項　目	想　定　さ　れ　る　被　害
負傷者数	最大 587人
うち、重傷者数	最大 101人
死者数	最大 62人

【対策の方向性】

- ▶ 速やかな初動医療体制の確保
- ▶ 備蓄の充実と医薬品等の供給体制の強化
- ▶ 遺体の適正な取扱い

第2節 具体的な施策

I 初動医療体制

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 情報連絡体制等の確保	⇒ ● 医療情報の収集伝達	
● 医療救護活動の確保	⇒ ● 初動期の医療救護活動	
● 負傷者等の搬送体制の整備	⇒ ● 負傷者等の搬送 ● 保健衛生対策	
● 防疫体制の整備		⇒ ● 防疫体制の確立

予防対策

1 情報連絡体制等の確保

（1）市の情報連絡体制

- 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを任命する。
- 市は、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- 市は、災害時における円滑な医療連携体制を構築するため、市災害医療コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、災害拠点病院のほか、関係機関の間での連絡体制の確立に努める。
- 都、二次保健医療圏と、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の調整を行えるよう、都災害医療コーディネーター、都地域災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を構築する。

（2）災害医療コーディネーターの区分

名 称	説 明
都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
都地域災害医療 コーディネーター	二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
市災害医療 コーディネーター	市の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター

(3) 都の情報連絡体制等

- 都は、都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連絡会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
- 都は、二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

【東京都の医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集し、情報共有や災害医療に対する具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

2 医療救護活動の確保

(1) 医療救護班等の確保

医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成など、医療救護活動体制について市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会等と協議し、連絡体制の一層の強化を図る。

また、感染症流行時においても、関係機関と連携しながら感染拡大防止対策を講じた医療救護活動体制を整備する。

(2) 医療救護所等の確保

あらかじめ医療救護所、緊急医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所の検討を進め、確保を図る。

① 医療救護所の設置

市は、医療救護活動を行う医療救護所を原則として次の場所に設置する。

- ・被災現場
- ・避難所（概ね500人以上収容の避難所）
- ・福祉避難所

② 緊急医療救護所の設置

市は災害拠点病院等と連携を図り、緊急医療救護所の設置場所の確保を図る。なお、市が属する西多摩二次保健医療圏における災害拠点病院等は、次のとおりであり、市の緊急医療救護所は公立福生病院となる。

種 別	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
災害拠点病院	☆青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	042-558-0321
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042-551-1111
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-9	0428-31-5255
	日白第二病院	福生市福生1980	042-553-3511
	大聖病院	福生市福生871	042-551-1311

☆印は、地域災害拠点病院

③ 医療救護活動拠点の設置

急性期以降において、市災害医療コーディネーターを中心に医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換・巡回保健・衛生及び感染症対策等医療救護活動についての検討等を行うことができるよう、医療救護活動拠点を保健センターに設置する。

【医療救護所等の区分】

名 称	説 明
医療救護所	市が地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
緊急医療救護所	市が発災後すみやかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ(※)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	市が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

(※) 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めるなどをいう。

3 負傷者等の搬送体制の整備

負傷者の搬送方法について検討し、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築を図る。また、民間事業者等との協定締結などを調整し、搬送手段の更なる拡充を図る。

4 防疫体制の整備

(1) 防疫・保健衛生活動の実施体制の整備

市は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定するとともに、避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成する。

(2) 動物救護活動への協力体制の整備

市は都や関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

応急対策（発災後72時間以内）

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想 定 さ れ る 状 況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しづつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

※東京都地域防災計画より抜粋

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動		フェーズ1発災直後 発災～72時間まで	フェーズ1超急性期 72時間まで	フェーズ2急性期 1週間程度まで	フェーズ3亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4慢性期 3か月程度まで	フェーズ5中長期 3か月程度以降
全 体 概 要	医療ニーズ	外傷治療・救急救護のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	① 区市町村	都内全域の広範囲な活動		区市町村中心の救援活動			
	区市町村災害医療コ-ティ-ナ						
	② 都						
	東京都災害医療コ-ティ-ナ		災害医療コ-ティ-ナの収集 医療対策拠点の設置				
	地域災害医療コ-ティ-ナ		都医療救援班・都科医療救援班・要介護認定等の派遣		主に日本DMA-Tによる支援活動	主に地方府県の医療救援隊による支援活動	
						東京DMA-T(地點DPA-T)の派遣	
	③ 災害拠点病院			主に重症者の收容・治療		平常時の医療体制への移行	
	④ 災害拠点連携病院			主に中等症者又は容態の安定した重症者の收容・治療		平常時の医療体制への移行	
	⑤ 災害療支慢病院					平常時の医療体制への移行	
	⑥ 診療所等						※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

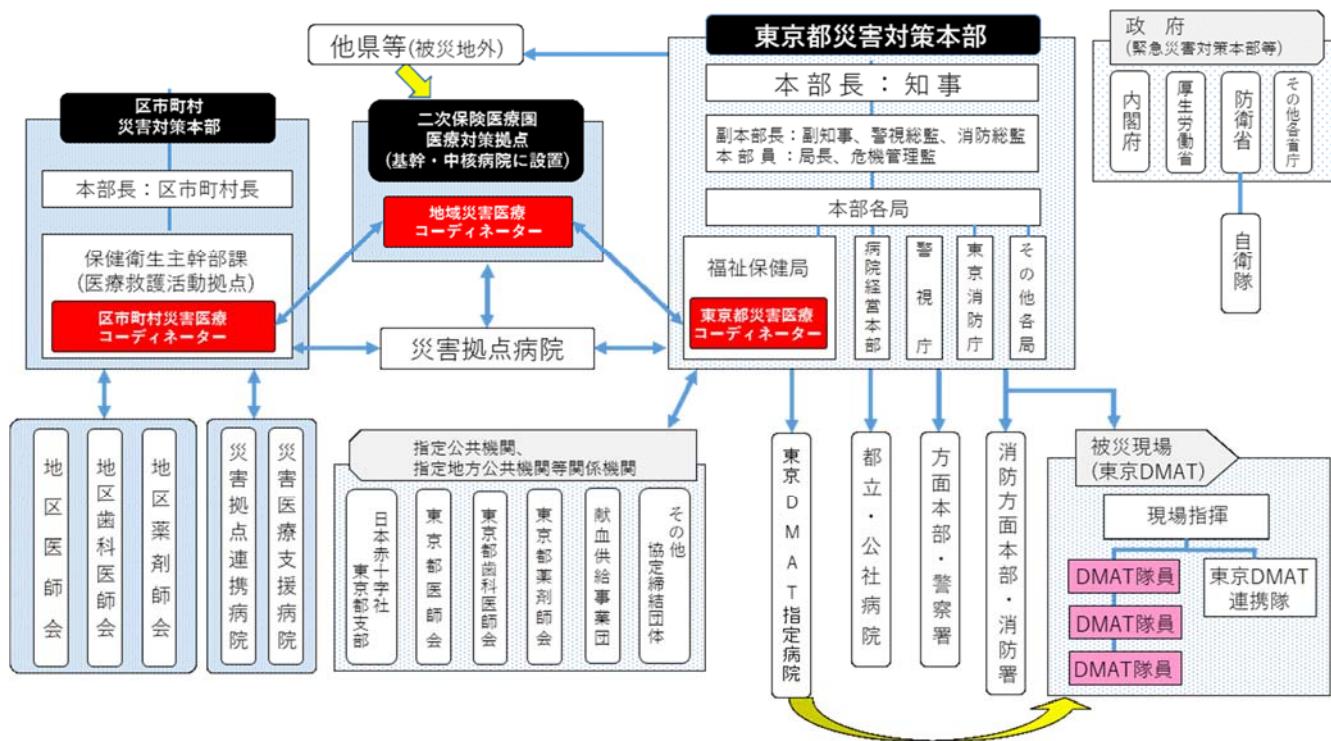
1 医療情報の収集伝達

市は、市医師会及び市災害医療コーディネーターなど関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況などを把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに報告する。

また、市民に対する相談窓口の設置、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況等を周知する。

(1) 業務手順

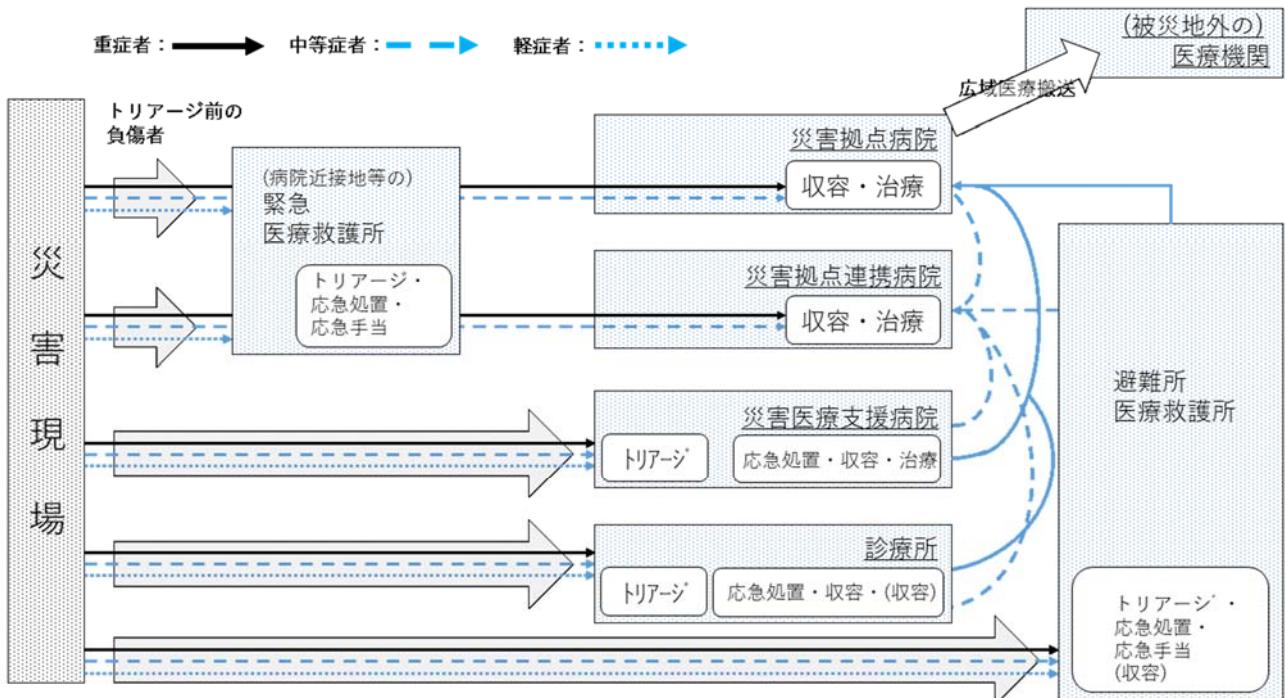
【発災直後の連携体制イメージ】 ※東京都地域防災計画より抜粋



2 初動期の医療救護活動

(1) 業務手順

【災害時医療救護の流れ】 ※東京都地域防災計画より抜粋



※災害拠点病院は主に重傷者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

(2) 市の取り組み内容

- 市災害医療コーディネーターの助言及び市医師会等と調整し、医療救護所の開設、医療救護班の編成・派遣、応援医療機関受け入れ、調整、医薬品の調達、運搬など、市内の医療救護活動等を統括・調整する。
- 感染症流行時においては、関係機関と連携して、感染拡大防止対策を講じながら、医療救護活動を実施する。
- 多数の負傷者の発生を確認した場合は、市本部長の決定により、すみやかに市医師会へ出動の協力要請を行い、医療救護班を派遣する。
- 市本部長の決定により、必要に応じて市歯科医師会に歯科医の派遣を要請する。
- 市本部長の決定により、必要に応じて市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。
- 市本部長の決定により、必要に応じて市柔道整復師会に柔道整復師の派遣を要請する。
- 災害救護の必要があると認めたときは、市本部長の決定により、都災害対策本部に、医療・助産救護について、迅速にその出動を要請する。

(3) 医療救護班等の編成及び医療救護活動

① 市医師会

市医師会は、災害時に市から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合

は、直ちに医療救護班を編成し医療救護所等に派遣するものとする。

- 医療救護班は、医師、看護要員、事務員等をもって編成する。
- 医療救護活動に出動する班の数は、災害の状況により市本部長と市医師会長とが協議して決定する。
- 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）」（平成30年3月）を準用する。

② 市歯科医師会

市歯科医師会は、災害時に市から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し医療救護所等に派遣するものとする。

- 歯科医療救護班の編成は、歯科医師、歯科衛生士、その他で編成する。
- 医療救護所等において、市医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」（平成29年12月）を準用する。

③ 市薬剤師会

市薬剤師会は、災害時に市から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し医療救護所等に派遣するものとする。

- 薬剤師班の編成は、薬剤師、その他で編成する。
- 医療救護所等において、市医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。

④ 東京都柔道整復師会西多摩支部

東京都柔道整復師会西多摩支部は、災害時に市から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、直ちに柔道整復師班を編成し、医療救護所等に派遣するものとする。

【医療救護班等の活動内容】

名 称	説 明
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 ○ 助産救護 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検査に際しての法医学上の協力

名 称	説 明
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
柔道整復師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者に対する医師の指示に基づく応急救護 ○ 応急救護に関する衛生材料等の提供

(4) 医療救護活動の確保

① 緊急医療救護所の設置

- 市は、発災後すみやかに緊急医療救護所を設置する。
- 緊急医療救護所は公立福生病院とする。
- 緊急医療救護所では、一次トリアージ、重傷者・中等症者の搬送、軽症者の応急手当・避難所への誘導等を行う。

② 医療救護所の設置

- 市は、発災後72時間（超急性期）をめどに医療救護所を設置する。
- 医療救護所は状況に応じて、医療救護班等の巡回によりその機能を代えることができる。
- 医療救護所では、診察、応急手当、服薬指導等を行うほか、健康相談に応じる。

③ 医療救護活動拠点の設置

- 医療救護活動拠点では、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するほか、市内の医療機関の情報を収集し市民に周知する。また、医療に関する相談を受け付ける。

3 負傷者等の搬送

(1) 搬送先と役割分担

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは市及び都が対応する。

(2) 医療救護所から災害拠点病院等の医療機関への搬送体制

① 搬送の要請等

医療救護所等で、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に収容する必要のある負傷者等が発生した場合、次の対応を行う。

- 搬送先施設等の受け入れ態勢を確認する。
- 市又は都に搬送を要請する。

② 搬送手段の確保

- 市及び都は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段

の確保に努める。

- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、市及び都が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター等により行う。
- 都災害対策本部に集まる道路障害物除去情報及び警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報をはじめとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

(3) 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については、市が対応し、都が派遣する医療救護班等については、都が対応する。なお、市による搬送ができない場合においては、都に応援を要請する。

4 保健衛生対策

(1) 保健活動班の編成

市は保健所と連携し、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

① 保健活動班の活動内容

- ・避難所における健康相談
- ・地域における巡回健康相談
- ・その他必要な保健活動

(2) 他県市からの応援職員の受け入れ

市は、都と協議のうえ、必要により他県市に保健活動のための応援職員の派遣を要請するほか、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(3) メンタルヘルスケア

市は、保健所と連携して民間精神科病院等関係機関と協力し、一般の医療救護体制とは別に、巡回精神相談チームを編成するなど精神疾患者及び心的外傷後ストレス障害(PTSD)も視野にいれたメンタルヘルスケア対策を行う体制の整備を図る。

(4) 在宅難病患者への対応

市は、保健所と連携して在宅難病患者の状態把握に努めるとともに、都、医療機関及び他県市等との連携により、災害時における搬送及び救護の体制を確立する。

(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応

○ 市は、「災害時人工呼吸器使用者リスト」などの情報を基に、保健所、事業者などと連携し、在宅人工呼吸器使用者の「災害時個別支援計画」の策定に努め、計画で定めた機関において安否確認を行う。

- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(6) 透析患者への対応

- 市は市医師会等の協力を得て、透析可能な施設の情報収集を行う。
- 都は日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

(7) 被災動物の保護

- 市は被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 防疫体制の確立

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

(1) 市の取り組み

- 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。
- 災害時における防疫活動を実施するために、市職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」を編成するとともに、保健所と連携して防疫活動を実施する。
- 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局へ迅速に報告する。
- 防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認めるときは、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。
- 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。

(2) 各班の編成及び役割

班 名	役 割	機 関 名
防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ○ 感染症予防のため広報及び健康指導 ○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 	市
消毒班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者発生時の消毒(指導) ○ 避難所の消毒の実施及び指導 	

班 名	役 割	機 関 名
保健活動班	<input type="radio"/> 健康調査及び健康相談 <input type="radio"/> 広報及び健康相談	
食品衛生指導班	<input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 <input type="radio"/> 食品集積所の衛生確保 <input type="radio"/> 避難所の食品衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 殺菌、消毒剤の調整	保健所等
環境衛生指導班	<input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 <input type="radio"/> 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導	保健所等

(3) 避難所の防疫措置

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班と連携して、避難所等の防疫指導、感染症発生状況等を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 消毒班は、避難所開設後、直ちにトイレその他の要消毒場所の消毒を行い、以後、継続して生活施設の衛生的管理、消毒指導を行う。
- 保健活動班は、避難所開設後、速やかに医療救護班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

(4) 消毒とその確認

- 消毒班は、被災家屋、下水及びその他不衛生箇所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。
- 環境衛生指導班は、飲料水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及

び消毒の確認方法を指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、以下の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。
 - ・食品の保管方法、炊き出しの仕方について
 - ・水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について
 - ・室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について
 - ・断水時の手洗い、うがいの方法について
 - ・貯水槽やプール水の安全な活用について

(6) 予防措置

- 市は、インフルエンザや麻しんなどの感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

(7) 各機関における取り組み

実 施 主 体	対 策 内 容
西多摩保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の防疫活動を支援・指導 ○ 避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

(8) 被災動物の保護

- 市は被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

II 医薬品、医療資器材対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 医薬品・医療資器材の確保 ⇒	● 医薬品・医療資器材の供給	

予防対策

1 医薬品・医療資器材の確保

- 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から概ね3日間で必要な量を目安に検討する。
- 市薬剤師会と連携し、災害時に必要な医薬品等の供給を行うため、医療救護所や避難所等への医薬品等の供出拠点となる「災害薬事センター」を設置する体制を整える。
- 市薬剤師会と協議のうえ、災害薬事センターの設置場所、災害薬事コーディネーターの選任、運営方法、医薬品・医療資器材の納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動体制を整備する。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、医療救護所以外で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）
- 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議し、発災後に卸売販売業者から協定により調達できるような体制を整備する。

【都の医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針（参考）】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる。（都に事前連絡が必要）
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。

【災害拠点病院等】

- 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点連携病院、災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう業務継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

【災害薬事コーディネーター】

- 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう、医薬品等の管理、薬剤師班、薬事関係者等に関する調整を行う。

応急対策（発災後72時間以内）**1 医薬品・医療資器材の供給****（1）災害薬事センターの設置**

- 市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後すみやかに設置する。

（2）医薬品の調達及び供給**①市の備蓄からの供給**

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用する。

②薬剤師会等への要請

市の備蓄で医薬品が不足する場合は、市薬剤師会と協議の上、地区薬剤師会へ提供を要請する。

③都への備蓄供出の要請

それでもなお医薬品が不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配達する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

④卸への要請

市及び都等の備蓄だけでは不足する場合は、市が卸売販売業者から調達する。

【都における市への支援手順】

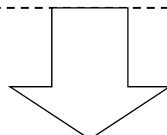
- ア 市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、市は都に医薬品等の調達を要請する。
- イ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
- ウ 協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に市へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
- エ 依頼を受けた卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する）。
- オ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。

(3) 業務手順

【市が使用する医薬品等の調達手順】 ※東京都地域防災計画より抜粋

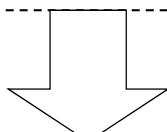
① 市の備蓄品を使用する

災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、市薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。



② 都の備蓄品を使用する

市の備蓄が不足する場合に、市は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請し、あわせて市は卸売販売業者等から医薬品等を調達する。なお、都の備蓄は、都が市へ配達する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。

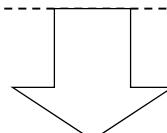
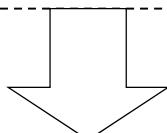


市での調達が不可能な場合

③ 市が卸から調達する

市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する
(発注は災害薬事センターがとりまとめて行う。)。

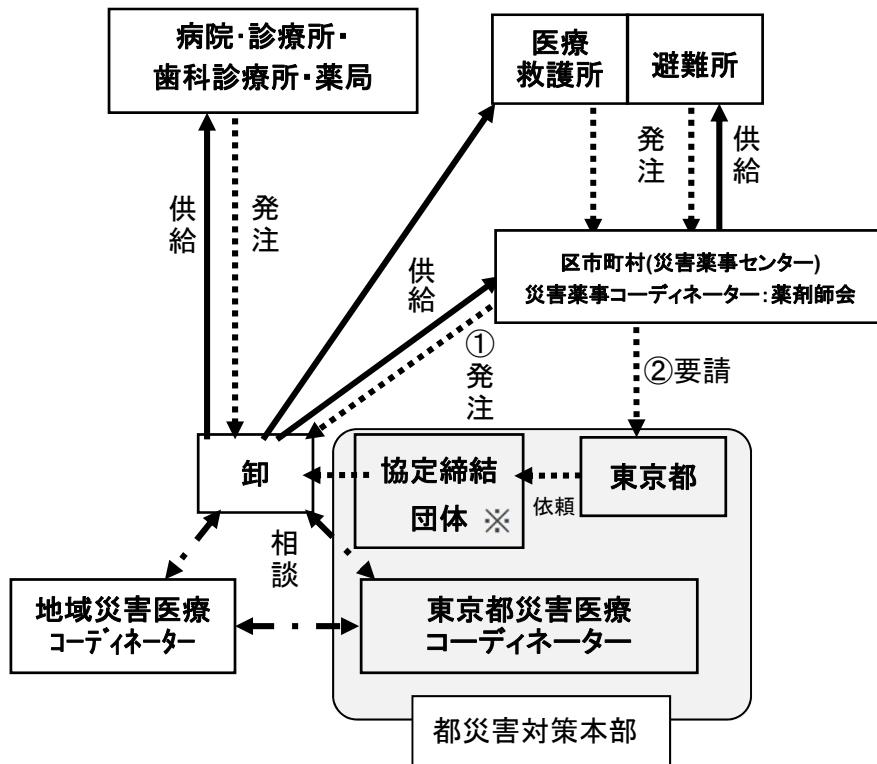
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、医療救護所以外で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）。

【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】 ※東京都地域防災計画より抜粋



※協定締結団体

都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、東京医療機器協会

- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- ② 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

【医療救護所】

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

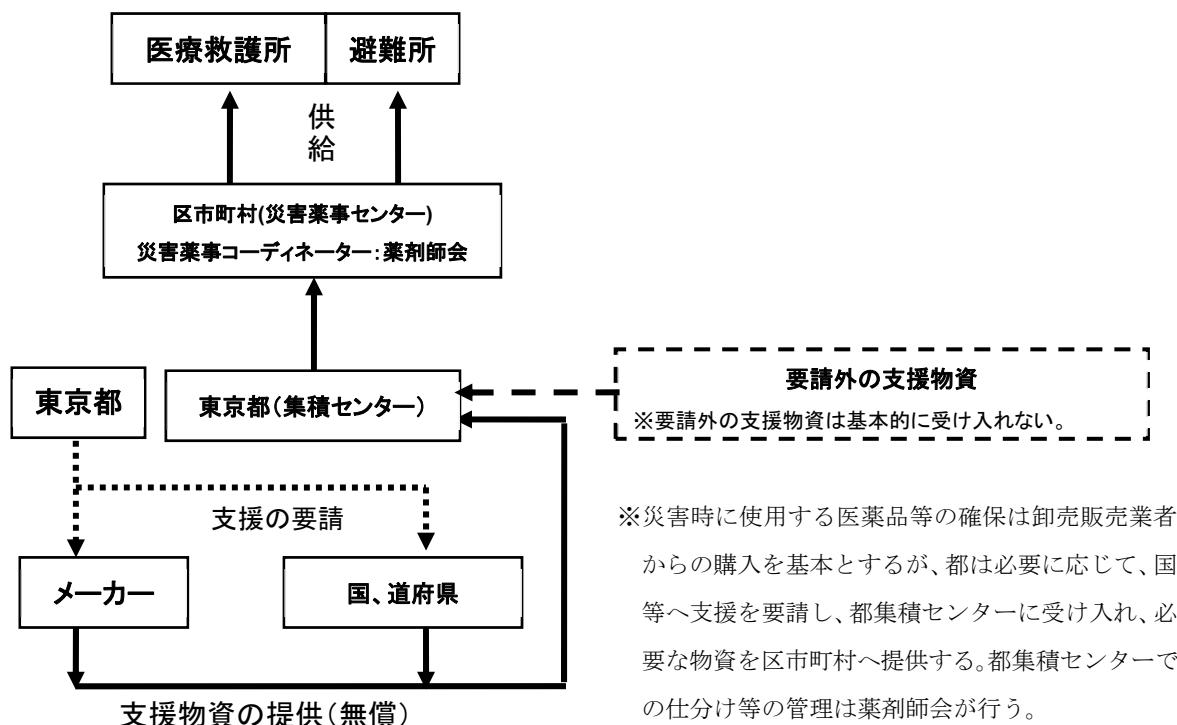
【医療救護所以外】

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配達

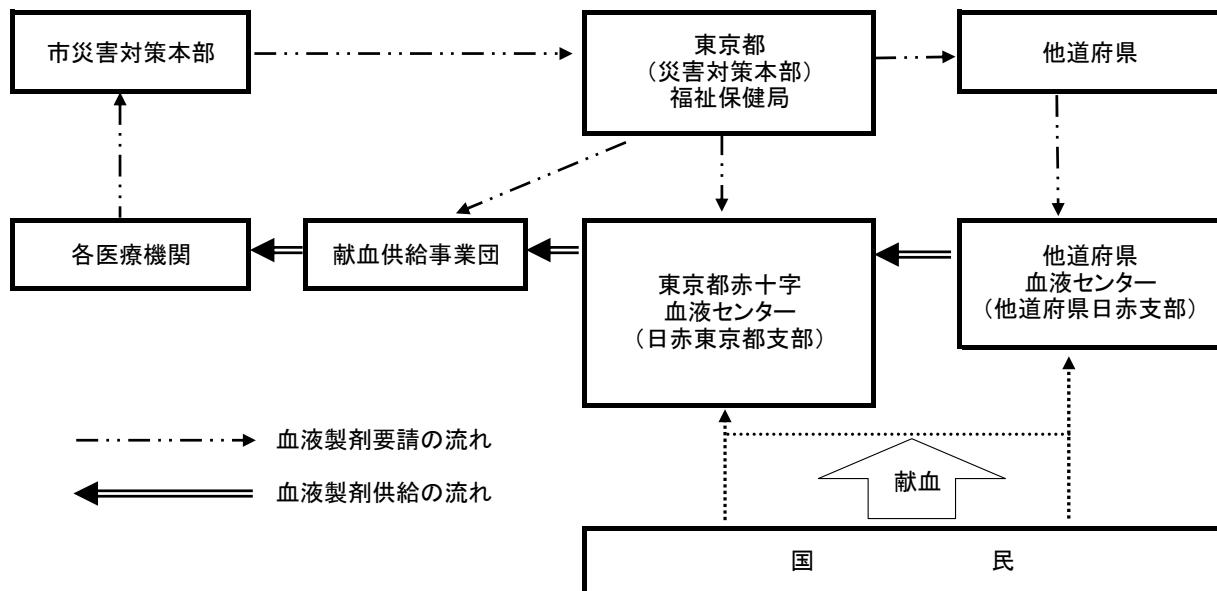
- ④ 卸売販売業者は、すべての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

【支援物資供給の流れ】 ※東京都地域防災計画より抜粋



【血液製剤供給の流れ】

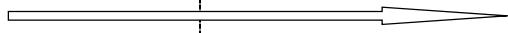
震災時には、負傷者の治療のため輸血用血液等の血液製剤が大量に必要となる。このため、必要に応じて都に対し血液製剤の要請を行い、都の「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団を通して、各医療機関が供給を受けるものとする。



(4) 各機関における取り組み

実施主体	対策内容
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請

III 医療施設

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療施設の確保 	

応急対策（発災後72時間以内）

1 医療施設の確保

市は、災害時に多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図るよう要請する。

【災害時の医療機関の位置づけ】

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続する。
- 透析や産科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続する。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他県市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援県市に受入要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

IV 遺体の取扱い

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 遺体の取扱いに係る体制の整備	● 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	● 火葬

予防対策

1 遺体の取扱いに係る体制の整備

（1）遺体収容所の指定

災害時における遺体収容所は、富士見斎場に開設する。

（2）遺体収容所の運営に関する体制整備

遺体収容所の運営等に関し、次に掲げる事項等について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
 - ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- ※検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の観点から死亡の状況や死因調査を行うことで、検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べること。

応急対策（発災後72時間以内）

1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

市は関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。

（1）遺体の搜索についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都、警察、関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具の借上げ等の方法を講じ、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。 ○ 遺体の搜索を実施した場合、次の書類、帳票を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計表 ・ 搜索用機械器具燃料受払簿 ・ 遺体の搜索状況記録簿 ・ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

実施主体	対策内容
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

(2) 遺体の搬送についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ、又は都及び警察署等関係機関への協力依頼等を行い、遺体を遺体収容所に搬送する。

(3) 遺体の収容についての取り組み内容

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理する。

遺体収容所の開設や運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、速やかに富士見斎場に遺体収容所を開設する。 ○ 遺体収容所の開設状況について、都及び警視庁に報告するとともに、市民等へ周知する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。 【遺体の一時保存】 ○ 災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

実施主体	対策内容
	<p>【遺体の洗浄等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは腐敗を速め、衛生上好ましくない。又、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となることから、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員の雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。 <p>【必要帳票等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の帳票等を作成、整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・救助実施記録日計表 ・遺体処理台帳 ・遺体処理費支出関係証拠書類
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部の下、遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令

(4) 検視・検案に関する取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力
市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力

(5) 身元確認に関する取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身元不明者と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。

(6) 市民への死亡者に関する情報提供についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（福生警察署）と連携し、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(7) 遺体の遺族への引き渡しについての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施

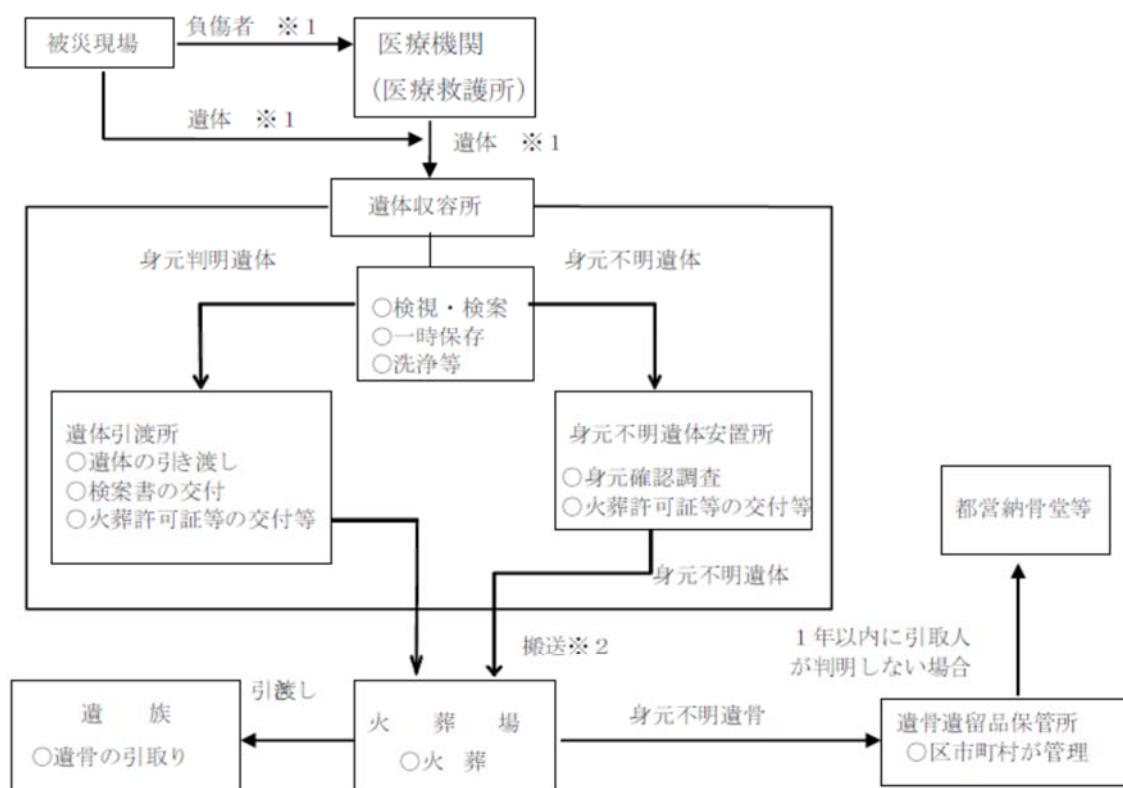
(8) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取り組み内容

実施主体	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

実施主体	対策内容
	○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

(9) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】 ※東京都地域防災計画より抜粋



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国靈柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区分	内容
搜索の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ・ 延長の期間

区分		内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって検索されるべき遺体数等）
国庫負担	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶その他検索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接検索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 検索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び検索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、検索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区分		内容
遺体処理の期間		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象となる経費		<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

復旧対策（発災後1週間目途）

1 火葬

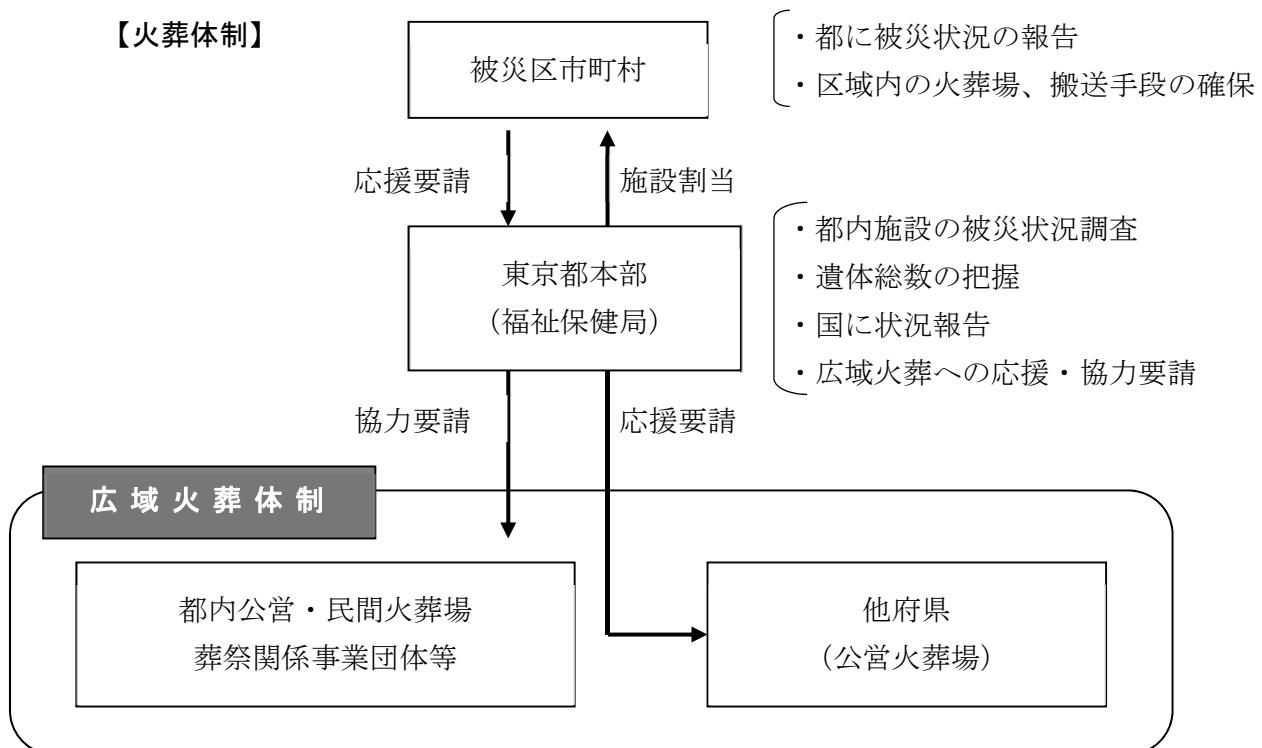
(1) 火葬特例の適用・許可証発行について

- 市は、通常の火葬許可証の発行体制では事務手続が困難な場合に、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

(2) 広域火葬の実施

- 市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施を図る。
- 市は、平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合には、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

(3) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋



第9章 放射性物質対策

【体系図】

第1節 基本的な考え方 P2-231

第2節 具体的な施策 P2-232

I 放射性物質対策 P2-232

第9章 放射性物質対策

第1節 基本的な考え方

本市は最も近い茨城県東海村の原子力発電所から約140km離れており、原子力災害対策重点区域に市域は含まれていない。このことから、万が一、国内の原子力施設において、緊急事態が発生した場合にも、直ちに市民の避難等の対応を迫られるものではないと考えられる。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、都内においても比較的空間線量が高い地点が確認され、流通する食品に影響が生じるなど様々な影響を受け、各自治体は放射能対策に追われる結果となった。

本章では、こうした教訓をふまえ、大震災により原発事故が発生した場合に、情報提供のあり方などを含めて、市民の不安の払拭と安全の確保を図るために必要な放射性物質対策について定める。

【対策の状況と課題】

市では、東日本大震災以降、市民の不安を払拭するため、空間放射線量測定を継続して実施して公表しており、他にも、都と連携して市内の農作物の放射性物質検査結果を公表するなど、様々な対応を図ってきた。また、専門家による市民向けの講演会を実施するなど市民への情報提供に努めてきた。

今後も、福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえ、同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できる体制の構築と、市民の不安を払拭するための適切な情報提供・広報体制の構築が必要である。

【対策の方向性】

- ▶ 機能的に対応できる市の体制構築
- ▶ 適切な情報提供・広報の実施

第2節 具体的な施策

I 放射性物質対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報伝達体制の整備 ⇒ ● 市民への情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報連絡体制 ● 市民への情報提供等 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 保健医療活動 ● 放射性物質への対応

予防対策

1 情報伝達体制の整備

原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 市民への情報提供等

- 国や都との役割分担を明確にし、必要な情報提供体制を整備する。
- 国、都、原子力事業者などと協力し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動に努める。
- 教育機関においては、学習指導要領に基づく放射線や原子力災害に関する教育の充実に努める。

応急対策（発災後72時間以内）

1 情報連絡体制

（1）市災害対策本部を設置した場合

災害対策本部にて被害情報等の情報の共有化や市の対策立案、広報体制の確立及び必要な連絡調整を行う。

（2）市災害対策本部を設置しない場合

東日本大震災以降、府内に設置した「放射能に関する府内対策委員会」において関係所管の取り組み事項等の情報共有及び調整を図る。

2 市民への情報提供等

- 市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- 情報伝達手段については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保に定める手段を活用し、繰り返しての広報に努める。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 保健医療活動

市は、市民の健康に関する不安を解消することが必要と認められるときは、健康相談に関する窓口を設置する。

2 放射性物質への対応

- 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
- 市災害対策本部、又は、放射能に関する府内対策委員会を開催し、必要な対応策を協議したうえで対応を図る。

第10章 住民生活の早期再建

【体系図】

第1節 基本的な考え方

P2-237

第2節 具体的な施策

P2-239

I 生活再建対策

P2-239

II トイレの確保及びし尿処理

P2-255

III ごみ・がれき処理

P2-257

IV 災害救助法

P2-262

V 激甚災害の指定

P2-268

第10章 住民生活の早期再建

第1節 基本的な考え方

震災から1日でも早く市民の生活を再建するためには、被災した市民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本章では、生活環境の早期復旧を実施するために必要となる、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿、がれき処理をはじめとした生活再建対策について定める。

【対策の状況と課題】

市ではこれまで、東日本大震災をはじめとする災害発生時における被災者の生活再建対策として、被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる罹災証明書の交付を行ってきた。

また、災害発生時のトイレ機能の確保のため、下水道施設の耐震化、災害用トイレの備蓄、災害用マンホールトイレの設置などに取り組むとともに、大量に発生することが想定されるがれき処理の対策について検討してきた。

●被害想定（立川断層帯地震）

被害項目	想定される被害
建物被害棟数	全壊 最大 490 棟 半壊 最大 1,012 棟 焼失 最大 2,181 棟
がれきの推定発生量	最大 29 万トン
避難者数	最大 24,832 人
上水道断水率	最大 76.7 %
下水道管渠被害率	最大 19.6 %

都の被害想定では、立川断層帯地震が発生した場合、市内において最大で490棟の建物が全壊し、1,012棟が半壊するほか、火災により2,181棟が焼失、避難者は最大で約25,000人、上下水道にも大きな被害が想定されている。また、がれきについても約29万トンの発生が想定されている。

【早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題】

都の被害想定によれば、人的被害に加え建物被害も大きく、罹災証明書の交付対象となる家屋も相当数が見込まれる。罹災証明書は、被災後の生活再建手続の基礎となるものであることから、迅速に交付する必要があり、建物の被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。また、義援金の配分についても迅速に対応できる体制を構築し、被災者の生活再建を効果的に支援する必要がある。

【災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題】

立川断層帯地震が発生した場合、市内では最大で、76.7%の上水道の被害、19.6%の下水道被害が想定されている。下水管の耐震化を進めるとともに、上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までの間を乗り切るため、災害用マンホールトイレの設置及び災害用トイレの備蓄によりトイレ機能の確保に引き続き取り組んでいくことが必要である。併せて、し尿の収集・運搬及び処理に関する広域的な調整を行う必要がある。

なお、災害時に避難所等から発生するし尿の処理体制については、市がし尿処理業務を委託している青梅市し尿処理場での処理に加えて、平成23年11月に市と都下水道局流域下水道本部の間で覚書を締結し、都の「多摩川上流水再生センター」への搬入を行う体制を整備している。

【がれき等の処理に向けた課題】

市内では最大で29万トンのがれきが発生することが想定されている。これらのがれきを処理するためには、一時的な仮置場や最終処分場を含めた、がれきの処理体制の構築が必要である。

市では、震災時に大量に発生することが想定されるがれきの処理について、災害廃棄物処理計画を定め、処理体制を整備していく。

【対策の方向性】

- ▶ 生活再建対策の早急な実施
- ▶ 災害用トイレの確保及びし尿処理への備え
- ▶ ごみ、がれきの処理体制の構築

第2節 具体的な施策

I 生活再建対策

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 生活再建のための事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急危険度判定 ● 被災宅地の危険度判定 ● 住家被害状況調査等 ● 署名証明書の交付準備 ● 義援金募集の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 署名証明書の交付 ● 被害住宅の応急修理 ● 応急仮設住宅の供給 ● 市営住宅の応急修理 ● 建築資材等の調達 ● 被災者の生活相談等の支援 ● 義援金の募集・受付・配分 ● 被災者の生活再建資金援助等 ● 職業のあっ旋 ● 租税等の徴収猶予及び減免等 ● その他の生活確保 ● 中小企業への融資 ● 農林漁業関係者への融資

予防対策

1 生活再建のための事前準備

（1）署名証明書の交付に向けた体制整備

- 市は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害において、署名証明書の交付手続きを実施する。
- 市は、災害に係る住家被害認定調査、署名証明書の交付、被災者台帳の作成までの被災者の様々な生活支援を実施するため、「被災者生活再建支援システム」を導入したことから、平時の訓練等を通じてシステムを活用した円滑な署名証明書交付体制を整備する。
- 福生消防署は、火災による被害状況調査体制を充実するとともに、福生消防署と市は事前協議等を行い、署名証明書交付に係る連携体制を確立する。

（2）義援金の配分に向けた体制整備

市は、義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制を整備する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 被災住宅の応急危険度判定

市は、地震発生後、早期に二次被害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の応急危険度判定(※)を行い、必要な措置を講ずる。

※応急危険度判定とは

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次被害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

(1) 判定の実施

市は、市内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、東京都防災ボランティア要綱に基づき登録されている応急危険度判定員を招集、必要な措置を講じて応急危険度判定を実施するものとする。この際、応急危険度判定員に対しては、必要な情報や資器材の提供などの支援を行うものとする。

また、速やかな対応を図るため、市内在住・在勤の応急危険度判定員との十分な連携に努める。

(2) 判定の役割分担

応急危険度判定にかかる、市、都等の役割分担は次のとおり。

判定対象	実施主体	判定の実施等
民間住宅	市	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
	都	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施する。 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し、必要な支援を要請する。

判定対象	実施主体	判定の実施等
都営住宅等	都住宅政策本部及び都住宅供給公社	<ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅等の応急危険度判定は、主として都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。 ・都住宅政策本部及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員等が判定業務に従事する。
都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	各管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度判定を実施する。
市営住宅	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する住宅については、原則として市（都市建設部）が応急危険度判定を実施する。
市施設（市営住宅を除く。）	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市施設（市営住宅を除く。）については、原則として市（都市建設部及び各施設管理者）が応急危険度判定を実施する。

（3）判定結果の表示

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」のステッカーを建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定

（1）被災宅地危険度判定制度の目的

大規模な地震や豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することにより二次災害を軽減・防止し、市民の安全確保を図る。

（2）判定対象

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(3) 判定の実施

機 関	実 施 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 ・判定は、防災ボランティアである被災宅地危険度判定士の派遣を都に要請し、実施本部が判定士を受け入れて実施する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。 ・知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、もしくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

(4) 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 住家被害状況調査等

住宅の応急修理、住宅の供給等の生活再建の基礎となる、住家の被害状況を把握する。

(1) 市の実施内容

- 国が示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- 上記指針に基づき、住家の被害状況の調査を行い、都本部に報告する。

4 罷災証明書の交付準備

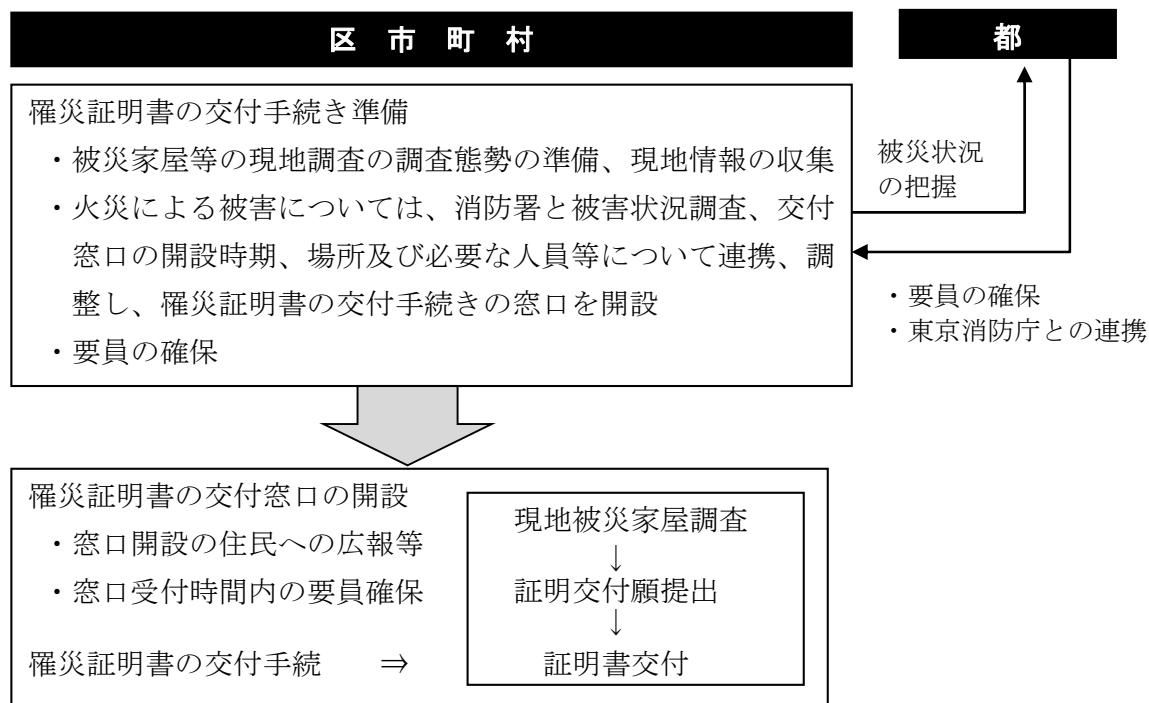
市は、被災者の生活再建支援対策として、罷災証明書の交付事務のほか、災害救助法の適用準備など、都と連携して迅速に実施する。

(1) 市及び消防署の発行準備

機関名	実 施 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査及び罷災証明書交付の実施体制を構築する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録する等、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ・住家被害認定調査実施に向けた計画等を作成
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・市と調整し、火災による被害状況調査を実施 ・市と連携し、発行時期や発行場所について調整を図り、火災の罹災証明書の交付手続きの支援を実施

(2) 罹災証明書交付の業務手順



5 義援金募集の検討

- 市は、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 市は、義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関と情報を共有する。

復旧対策（発災後1週間目途）

1 罹災証明書の交付

市は、被災者の生活再建を支援するため、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、被災者の申請により、被災者生活再建支援システムを活用して、罹災証明書を交付する。

(1) 罷災証明書交付の手続

- 住家被害認定調査結果に基づき、罷災証明書の交付手続きを実施する。
- 被災者からの申し出等、必要に応じて、住家被害の2次調査を実施する。
- 罷災証明書の交付の際に被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災の罷災証明書の交付については、平時は消防署長が行うが、震災に伴う火災の罷災証明書については、消防署と連携して市が交付する。

(2) 証明の範囲

罷災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

	範 囲
証明の範囲	<ul style="list-style-type: none">① 災害原因② 罷災年月日③ 罷災場所④ 罷災程度<ul style="list-style-type: none">・人的 － 死亡、負傷、行方不明・物的 － 全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水、床下浸水

(3) 証明手数料

手数料は、徴収しない。

(4) 証明書の様式

罷災証明書の様式については、別記様式のとおりとする。

- 資料編 「資料12 「罷災証明書」の様式」 資-19 参照

(5) 罷災証明書交付窓口の開設

罷災証明書交付窓口の開設については、開設時期や場所、必要な人員を確保して、市民への広報を実施する。

2 被害住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理

① 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、または半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

② 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

③ 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。

④ 対象戸数

修理対象戸数は、知事が決定する。

(2) 応急修理の方法**① 修理**

都が、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会のあっ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

ただし、災害救助法の適用外で、市長が実施の必要を認めた修理については、市が市内業者の協力により実施する。

② 経費

1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

③ 期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(3) 事務処理の方法

住宅の応急修理を実施した場合、都及び市は必要な帳票を整備する。

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。

(1) 設置主体

- 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、市はこれに協力する。災害救助法が適用されない場合においても、市長が特に必要があると認めた場合は、市が供給を行う。

(2) 応急仮設住宅の供給

- 都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

- 市は、被害状況に応じて市営住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、都と連携して応急仮設住宅を効率的に供給する。

① 公的住宅の供給

都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

市は、市営住宅の空き家を、応急仮設住宅として被災者に供給する。

② 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

市は、関係団体と協力し、借り上げまたはあっ旋により、民間賃貸住宅を供給するよう努める。

③ 建設する仮設住宅の供給

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型仮設住宅】

事項	実施主体	内 容
建設候補地の確保	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況（埋設配管） ・避難場所などの利用の有無 ○ 常に最新の建設候補地の状況を把握し、年1回都へ報告する。
	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
建設地	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ○ 選定に当たり、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し、割り当てを行う。 ○ 建設地及び建設設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び規模等	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの床面積は国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。

事項	実施主体	内 容
建設工事	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から 20 日以内に着工する。 ○ 一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 ○ 必要に応じて、工事の監督を市等に委任する。 ○ 建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
その他	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(3) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が認める者とする。

- ・住家が全焼、全壊または流失した者
 - ・居住する住家が無い者
 - ・自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは 1 世帯 1ヶ所限りとする。

(4) 入居者の募集・選定

- 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として当該市の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が市との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- 住宅の割り当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅の管理は原則として供給主体が行う。
- 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

4 市営住宅の応急修理

市は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅について、応急修理を実施する。

5 建築資材等の調達

被災住宅の応急修理及び仮設住宅の建設に要する資材等は、都が対応する。ただし、災害救助法が適用されない場合において、市長が特に必要と認めた場合に行う応急修理及び仮設住宅の建設に要する資材等は、市が建設業者を通じて迅速に調達するものとする。

6 被災者の生活相談等の支援

被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

(1) 各機関の相談窓口

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のための相談所を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行う。 ○ 支援状況等を被災者台帳に記録する。 ○ 被災者からの申請により、消防署と連携して罹災証明書を交付する。
警視庁 (福生警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁 (福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対して、出火防止として、被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策等の指導を行う。 ○ 消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施する。

(2) 各機関の取り組み内容

① 市

- 市は相談所を設け、被災者からの苦情または要望を聴取し、相談に応じることで被災者の悩みを少しでも解消し、その生活の再建と安定を支援していく。
- 相談窓口では、被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、被災者が必要とする情報を総合的に提供する。
- 市は、設置した相談所で苦情または要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- 罷災証明書交付時に確定した情報を基に、被災者台帳を作成する。

② 東京消防庁（福生消防署）

- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。
- 被災者に対して、出火防止対策として次のような指導を行う。
 - ・被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

- ・危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

7 義援金の募集・受付・配分

義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

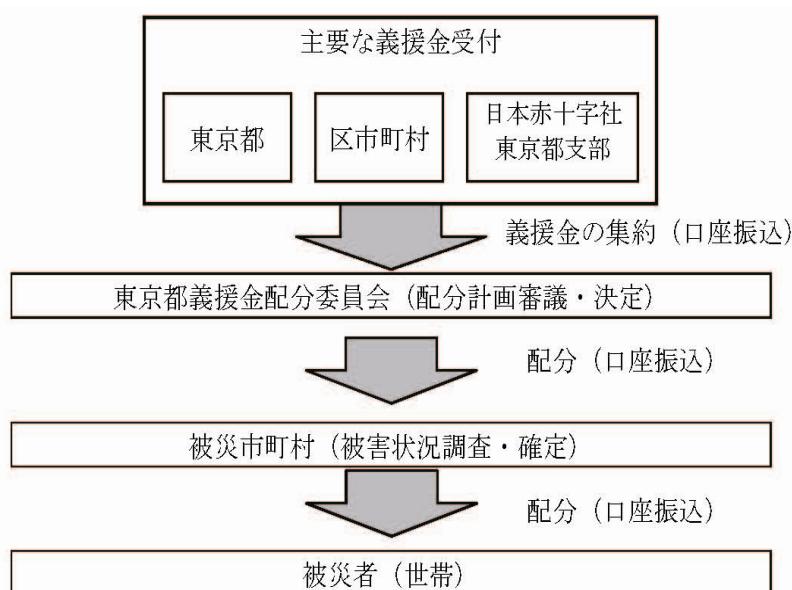
(1) 各機関の対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>1 義援金の募集・受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を行う場合は、募集方法等をあらかじめ定め、これに基づき適切に取り扱う。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 <p>2 義援金の配分・受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に預金口座を開設し、都に報告する。 <p>3 義援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○ 市は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
都 福 祉 保 健 局	<p>1 東京都義援金配分委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を決定次第、義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、あらかじめ選任された委員により、都本部に都委員会を設置する。 ○ 都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及びその他関係機関の代表者により構成される。 <p>2 義援金の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 <p>3 義援金の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・義援金の受付・配分に係る広報活動

機関名	対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他義援金の受付・配分等に関する必要な事項 ○ 義援金の送金 <ul style="list-style-type: none"> 決定した配分計画に基づき、義援金を区市町村に送金する。 4 義援金の広報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体等は、義援金の募集に協力する。 ○ 金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。 ○ 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。

(2) 義援金受付・配分の流れ

※東京都地域防災計画より抜粋



8 被災者の生活再建資金援助等

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

(1) 各機関の対策内容

機関名	対策内容
市 都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付

	○ 被災者生活再建支援金の支給
都福祉保健局 東京都社会福祉 協議会	○ 生活福祉資金の貸付
日赤東京都支部	○ 日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

(2) 取り組み内容

① 災害弔慰金等の支給

市は、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的または身体的に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

② 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用となる自然災害により、家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直し資金として、災害援護資金の貸付けを行う。

③ 生活福祉資金の貸付

被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時に生活費が必要な場合の緊急小口資金の貸付けを行う（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

④ 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

⑤ 災害救援物資の配分

日赤各地区からの申請により、被害者に対して災害救援物資の配分を行う。

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	火災(爆発事故を含む)、震災、風水害等の災害	全半壊・全半焼・床上浸水・避難所へ避難	毛布、バスタオル、安眠セット、安眠マット、緊急セット	緊急セットは世帯あたり各1とし、他の品目は1人あたり1とする。

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

9 職業のあつ旋

国と都、市が連携し、被災者に対する職業のあつ旋を迅速に実施する。

(1) 市の取り組み

- 市は、被災者の職業あっ旋について、国・都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
- 市は、避難所等や被災者のための相談所において、離職者の状況を把握し、公共職業安定所に報告するとともに、あっ旋を依頼する。

(2) 東京労働局の取り組み

- 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17ヶ所）と緊密な連携を取り、公共職業安定所を通じて速やかにそのあっ旋を図る。
- 他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と調整を行い雇用の安定を図る。
- 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。
 - ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ・公共職業安定所に出向いていくことが困難な地域における、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

10 市債権の減免等による緩和措置

市が地方自治法によって課し、徴収する地方税、分担金、使用料、手数料及びその他の債権（以下「市債権」という。）について、被災者の生活再建のため、地方自治法、地方税法、市税賦課徴収条例及び介護保険条例その他の市債権に関する法律及び条例（以下「市債権賦課徴収関係法令」という。）の定めるところによる減免等の緩和措置を講じる。

(1) 方針

市は、災害が生じたときは、市が被災者に対して有する市債権について、減免等の緩和措置として、次の事項に関する計画を立て、被災者及び市債権の状況に応じた適時適切な措置を講じる。

- ・期限の延長
- ・納税の猶予、徴収猶予及び履行期限の延長
- ・滞納処分の執行停止、徴収停止及び債務の免除
- ・減免及び債務の免除

(2) 期限の延長

市は、被災者が義務を負う市債権について、期限内に申告、報告及び申請又は納付（納入）につき困難であると認めるときは、災害がおさまった後、市債権賦課徴収関係法令の定める期間に限り、次の方法によって、その期限を延長する。

- ・災害が広域にわたるときは、市長が職権により適用地域及び期日を公示する。

- ・その他の災害にあっては、災害がおさまった後30日以内に、被災者から申請があつたものについて、市長が認定したときは、その期日を指定のうえ公示する。

(3) 納税の猶予、徵収猶予及び履行期限の延長

市は、被災者が納付（納入）の義務を負う市債権について、被災者より納付（納入）が困難であることの申請があつたときは、これを審査し、市債権賦課徵収関係法令の定めるところにより、徵収を猶予又は履行期限を延長する。

また、被災者が納付（納入）の義務を負う市債権が滞納である場合において、被災者が生計を維持することが困難となり、その市債権を一時に納付（納入）することができないと認められるときは、市はその被災者の申請又は職権により、市債権賦課徵収関係法令の定める範囲において、滞納処分による財産の換価を猶予する。

(4) 滞納処分の執行停止、徵収停止及び債務の免除

市は、被災者が納付（納入）の義務を負う市債権が滞納である場合において、被災したことと伴って納付（納入）する資力を喪失し、徵収が不能であると認めるときは、市債権賦課徵収関係法令の定める範囲において、滞納処分の執行又は徵収を停止し、若しくは議決をもってその債務を免除する。

(5) 減免及び債務の免除

市は、被災者が義務を負う市債権について、市債権賦課徵収関係法令の定めるところによりその義務の免除又は債権額の減免若しくは議決をもって債務を免除するものとする。

1.1 その他の生活確保

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を迅速に実施する。

(1) 日本郵便

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(2) NTT東日本など

NTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免する場合がある。

料金の減免を行った場合は、関係の電話サービス取扱所等に掲示するなどの方法により周知する。

12 中小企業への融資

被災した中小企業に対する生活支援策を、迅速に実施する。

(1) 都及び政府系金融機関の取り組み

都及び政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

13 農林漁業関係者への融資

被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を迅速に実施する。

- 農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、または指導を行う。
- 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。
- 都産業労働局は、災害時において被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に関し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し、適切な指導を行う。

II トイレの確保及びし尿処理

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● トイレの確保及びし尿処理		

予防対策

1 トイレの確保及びし尿処理

市は、災害用トイレを確保するとともに、各避難所等のし尿について収集及び処理体制を確保する。

（1）災害用トイレの確保

① 市の取り組み

- 避難者 75 人あたり 1 基以上の災害用トイレの確保に努める。
- 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等を確保する。
- 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。
- 防犯性を考慮した位置にトイレを設置する。
- 災害時における避難所等のトイレ不足を解消するため、各避難所や災害時の拠点となる公共施設への災害用マンホールトイレの整備を進める。

② 事業所及び家庭の取り組み

- 当面の目標として、3 日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

（2）し尿処理体制の確保

市は、災害発生時の避難所等のし尿について、市内事業者との連携により収集、処理体制を確保する。

（3）災害用トイレの普及啓発

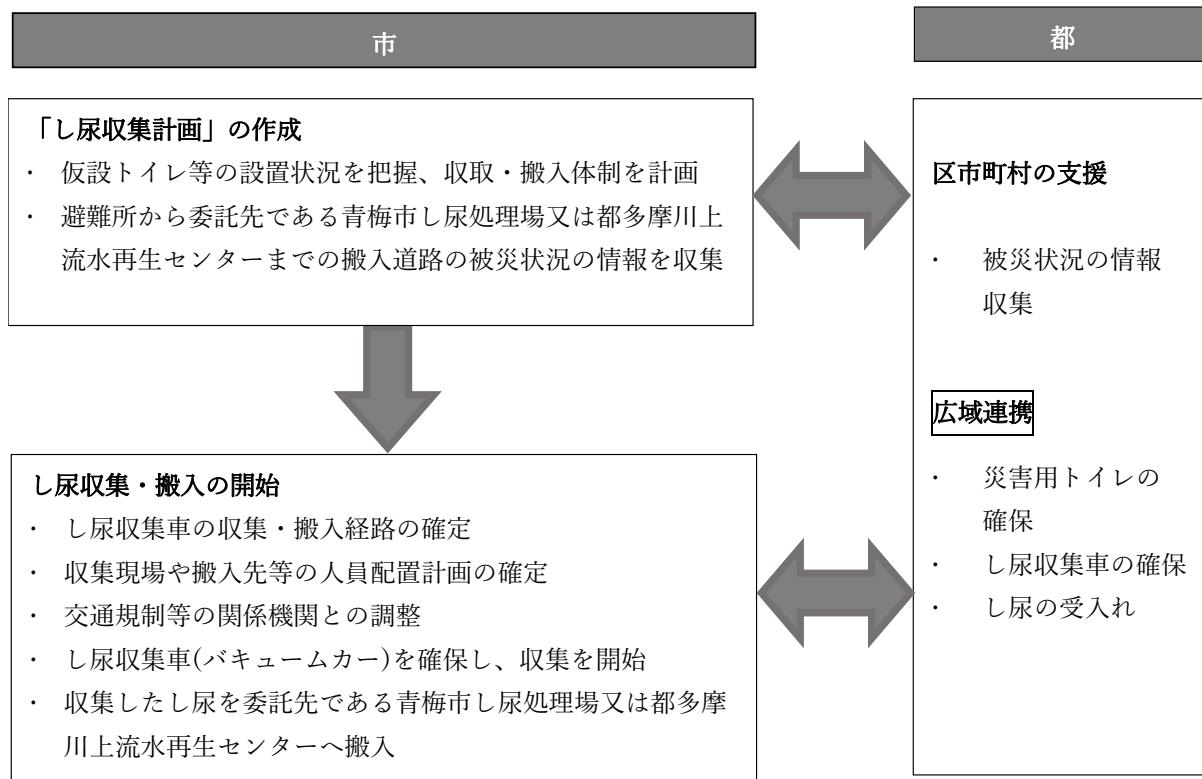
- 市や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用などの経験は極めて重要であることから、市及び各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練等を実施する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 トイレの確保及びし尿処理

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握したうえで、し尿収集計画を策定し、委託先である青梅市し尿処理場及び都多摩川上流水再生センターでの処理を行う。

(1) 業務手順



(2) 仮設トイレの活用とし尿の収集・処理

- 市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、委託先である青梅市し尿処理場又は都多摩川上流水再生センターに投入・運搬する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、市は、都に応援を要請する。
- 都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

(3) 避難所等における対応

① 避難所における対応

- 学校のプール、防災用井戸等によって生活用水を確保し、トイレ機能の回復を図る。

- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し対応する。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されるところから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用マンホールトイレを活用し、対応する。
- 市内には、し尿収集車保有台数が少ないことから、避難所となる小・中学校等にし尿を直接下水道へ投入する災害用マンホールトイレを整備し、し尿収集車による収集が可能になるまでの間は、災害用マンホールトイレの活用を図る。(ただし、下水道の機能に支障が発生している場合は貯留にて対応)
- 発災後4日目からは、市はし尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な仮設トイレを確保し対応する。
- 災害用トイレの備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

② 事業所・家庭等における対応

- 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川等により水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（簡易トイレ等）を活用する。

III ごみ・がれき処理

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● ごみ処理事前対策	● ごみ処理	↓
● がれき処理事前対策	● がれき処理	↓

予防対策

1 ごみ処理事前対策

市は、大量に発生するごみの処理について、収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。必要に応じて都へ支援を要請する。

（1）市の対策

- 災害により排出されるごみ等を迅速に処理し、衛生環境の確保を図るものとする。
- 区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- 市内の事業者と調整を図り、災害時におけるごみ処理体制の整備を推進する。

(2) 都の対策

- 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。
- 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。
- 広域的なごみ処理体制について、連携体制の構築を推進する。

2 がれき処理事前対策

市は、大量に発生するがれきの処理について、一次仮置場や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。必要に応じて都へ支援を要請する。

(1) 市の対策

- 一時仮置場には、江戸街道公園をあてるることとし、被災の状況により、他の市有地の検討も行う。
- 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- 市は、「災害廃棄物対策マニュアル」を策定し、迅速な処理体制を構築する。

(2) 都の対策

- 区市町村を通して、都内全域のがれき処理体制を把握する。
- 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。
- 広域的ながれきの処理体制について、連携体制の構築を推進する。

応急対策（発災後72時間以内）

1 ごみ処理

市は、発災後、関係機関や市内事業者と連携のもと、速やかに初動体制を確立することにより、震災等によって排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、被災地の衛生環境の確保を図る。

都は、市の被災状況や要請をふまえ、収集・運搬機材等の確保を協力して行うなど、広域処理体制を確保し、迅速なごみ処理を実施する。

(1) 市の取り組み内容

- 被災状況を把握しごみの発生推定量を算出、一時仮置場の決定などごみ処理計画を速やかに策定する。
- 市が策定する「災害廃棄物対策マニュアル」に沿って、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報を共有化して対応する。

(2) 処理の方法

- 災害時においてもごみは、分別を徹底させ、通常収集ができるまでの間は、地域の児童公園や広場等を臨時の保管場所として、そこに排出するよう指導する。
- 西多摩衛生組合への搬入が困難な場合は、市有地等をストックヤードとして確保し、一時的にごみをストックしておくものとする。

2 がれき処理

市は、被災状況をふまえ、一次仮置場や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速ながれき処理を実施する。

(1) 市の取り組み内容

① 市の対策

- 市の「災害廃棄物対策マニュアル」に沿って対応する。
- 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請する。
- 市内の被災状況を確認し、「災害廃棄物対策マニュアル」に基づき、がれきの発生推定量を算出、一次仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

② がれきの撤去及び倒壊建物の解体

- 「がれき」の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市において申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理について指導等を行う。
 - 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業者等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様の事務を行う。
 - 「がれき」の搬出については、種類別に分別して行い、アスベスト等の有害物質については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）平成29年9月」等に基づき適正に取り扱うよう取扱業者に対し指導を徹底する。
- なお、市において、マスク、防護服等のアスベスト対策関連備品の備蓄に努める。

③ がれきの一次仮置場の設置

- 一次仮置場は、積替えによる「がれき」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまで貯留用地として設置する。一次仮置場には、江戸街道公園をあてることとし、被害の状況によっては、他の市有地の確保も図っていく。

④ 被害状況及びがれき発生量の報告

市は、廃棄物処理施設の被害状況及びがれき発生量について、都へ報告する。

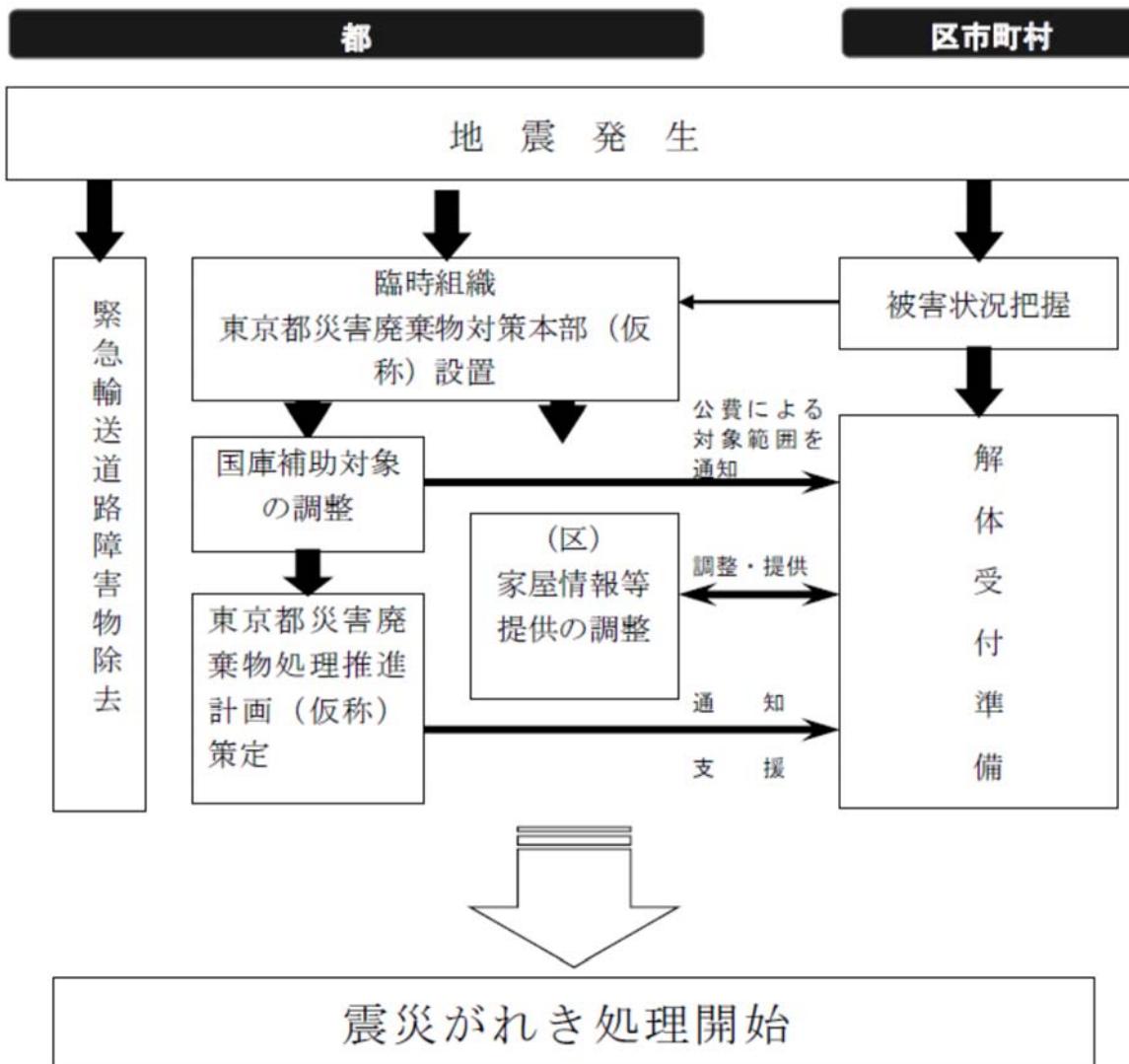
(2) がれき処理のスケジュール ※東京都地域防災計画より抜粋

【がれき処理のタイムスケジュール】

段階	都	区市町村
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物等による震災がれきの処理 ● 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置 ● 震災がれき発生量予測 ● 廃棄物処理施設等の被災状況調査 ● 区市町村との連絡調整 ● 広域連絡及び応急要請 ● 集積場所候補地の把握 ● 最終処分場に関する調整 ● 有害物質に関する対策 ● 国庫補助に関する国との調整等 <ul style="list-style-type: none"> ● 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定 ● 災害時広報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物除去等による震災がれきの搬入 ● 被害状況の把握 ● 域内発生量の予測 ● 必要な組織の設置 ● 区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋情報提供に関する区との調整 ● 公共施設の解体に伴う集積場所の確保 ● 集積場所の確保に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等の受付開始に伴う準備 (解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の決定等)
第3段階 発災1か月後 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体・撤去作業及び震災がれきの処理

(3) 発災直後から2週間までの作業行程

※東京都地域防災計画より抜粋



復旧対策（発災後1週間目途）

1 がれき処理の実施

市は、処理施設の被災状況や一次仮置場の状況を踏まえて、速やかにがれき処理を実施する。

(1) 市の対策内容

- 一次仮置場の集積や運搬の状況等を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討して都に報告する。
- 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保する。
- 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次仮置場の確保、受付窓口の設置場所を検討し、都や関係機関と調整を行ったうえで受付開始を決定する。

IV 災害救助法

予防対策	応急対策（発災後72時間以内）	復旧対策（発災後1週間目途）
● 災害救助法適用に係る体制整備	● 災害救助法の適用	● 災害救助法の運用等

予防対策

1 災害救助法適用に係る体制整備

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を知事に直ちに報告しなければならない。このため、職員は、適用基準に関して十分理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- ・市の区域内で、住家が滅失した世帯の数が80世帯以上であること。
- ・都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- ・都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けたおそれが生じたこと。

(2) 被災世帯の算定基準

① 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

② 住家の滅失等の認定

- 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

- 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

- 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

前2項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

③ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

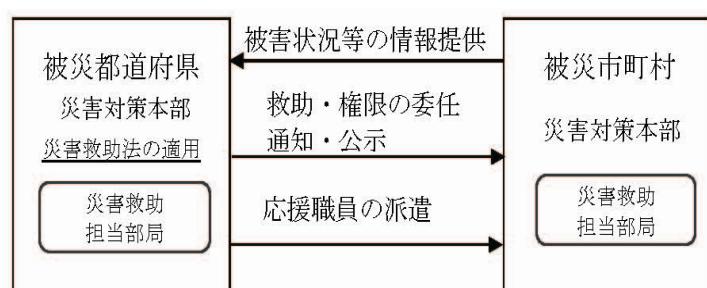
応急対策（発災後72時間以内）

1 災害救助法の適用

都は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用の必要性を決定する。

(1) 災害救助法適用の業務手順

※東京都地域防災計画より抜粋



(2) 災害救助法の適用手続

① 都知事への報告

- 市の区域内における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、市長は、ただちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 市長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

② 要請の手続

市長が、災害救助法の適用を知事に要請する場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）を経由し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。

- 〈要請事項〉
- ・災害発生の日時及び場所
 - ・災害の原因及び被害状況
 - ・適用を要請する理由
 - ・必要な救助の種類
 - ・適用を必要とする期間
 - ・既に実施した救助措置、及び実施しようとする救助措置
 - ・その他必要事項

③ 都知事の対応

知事は、市からの報告または要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該市及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

④ 実施報告

市各部長は、その分掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を整理し、救助事務の実施の都度または完了後、速やかに市長に提出するものとする。

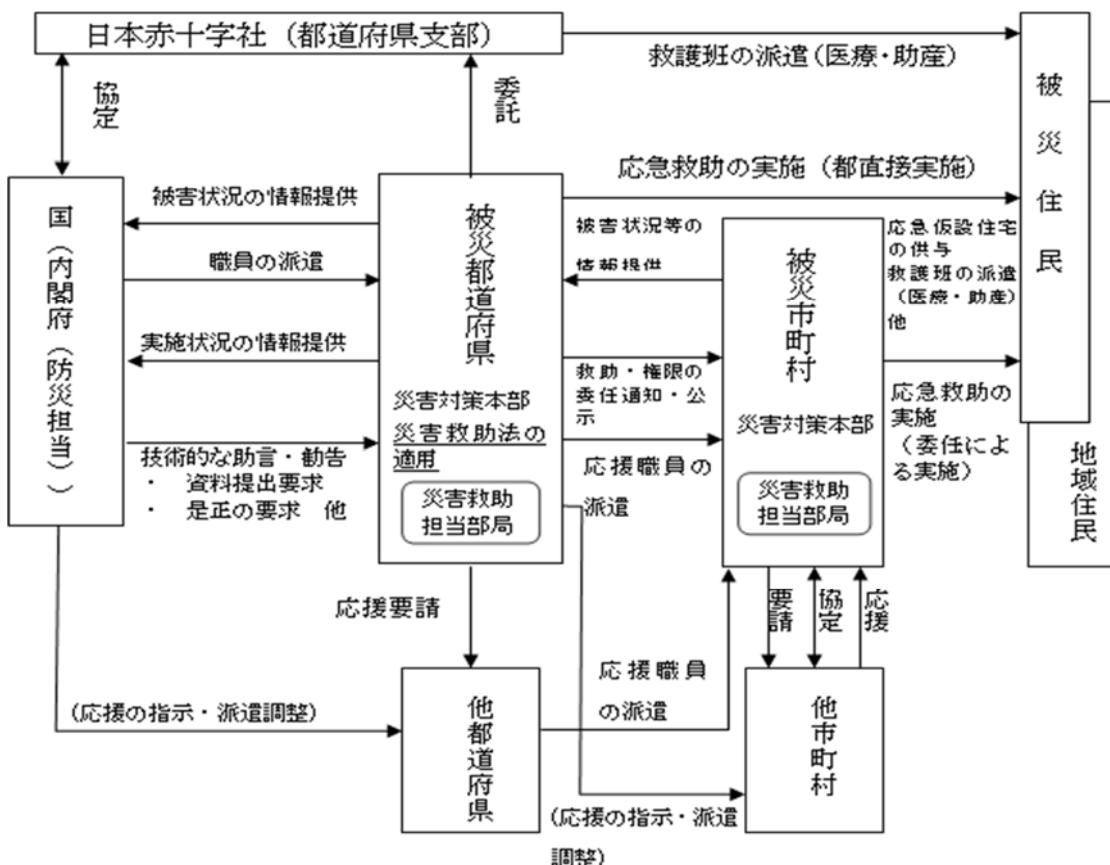
復旧対策（発災後1週間目途）

1 災害救助法の運用等

都は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

（1）災害救助法適用から救助活動までの流れ

※東京都地域防災計画より抜粋



（2）災害救助法の公布

都知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公 告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。 令和○年○月○日 東京都知事 ○○○○

（3）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理

- 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、市ほか関係機関に通知する。

(4) 救助実施体制の整備

① 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な援助実施組織を確立することが必要である。そのため、市は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対する救助業務の習熟に努める。

② 被害状況調査体制の整備

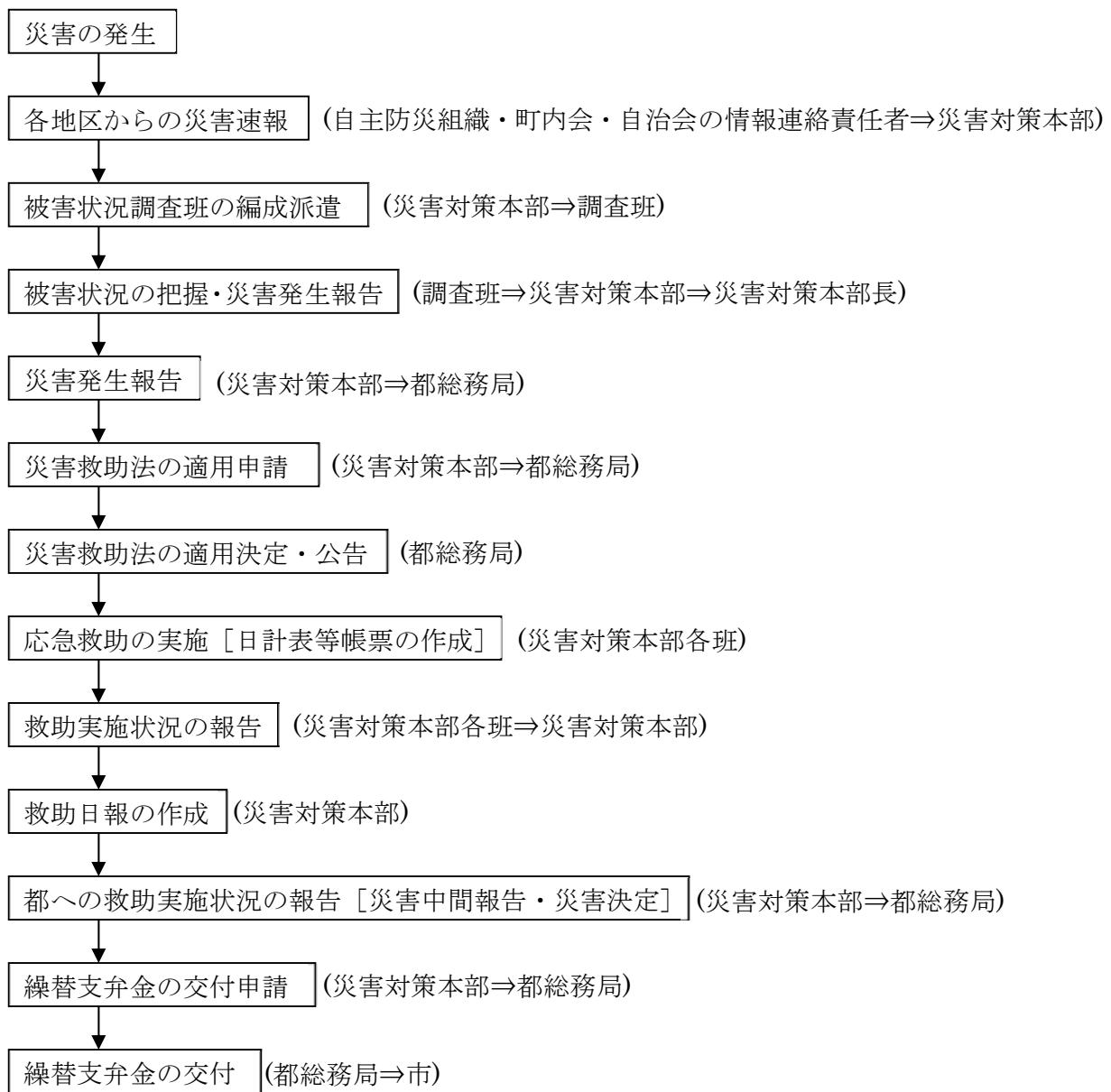
災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

③ 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

【災害救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ】

※東京都地域防災計画（震災編）別冊①資料P364より抜粋



（5）救助の方法等

① 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。○ 資料編 「資料21 被害状況等の報告様式」 資-32 参照

② 救助実施方法の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となる

ため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

- 資料編 「資料 22 日毎の記録を整理するために必要な書類」 資-35 参照

③ 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、資料編 「資料 23 災害救助法による災害救助基準」 資-39 のとおりとし、基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

V 激甚災害の指定

予防対策	応急対策（発災後 72 時間以内）	復旧対策（発災後 1 週間目途）
● 激甚災害法の指定に係る体制整備	● 激甚災害の指定	

予防対策

1 激甚災害法の指定に係る体制整備

「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。) は、著しく激甚である災害が発生した場合における国・地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めている。激甚災害（激甚災害制度）とは、この法律に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて、特別に設けられる補助制度をいう。

市長は、大規模災害が発生した場合、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備しておく。

(1) 激甚災害指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準

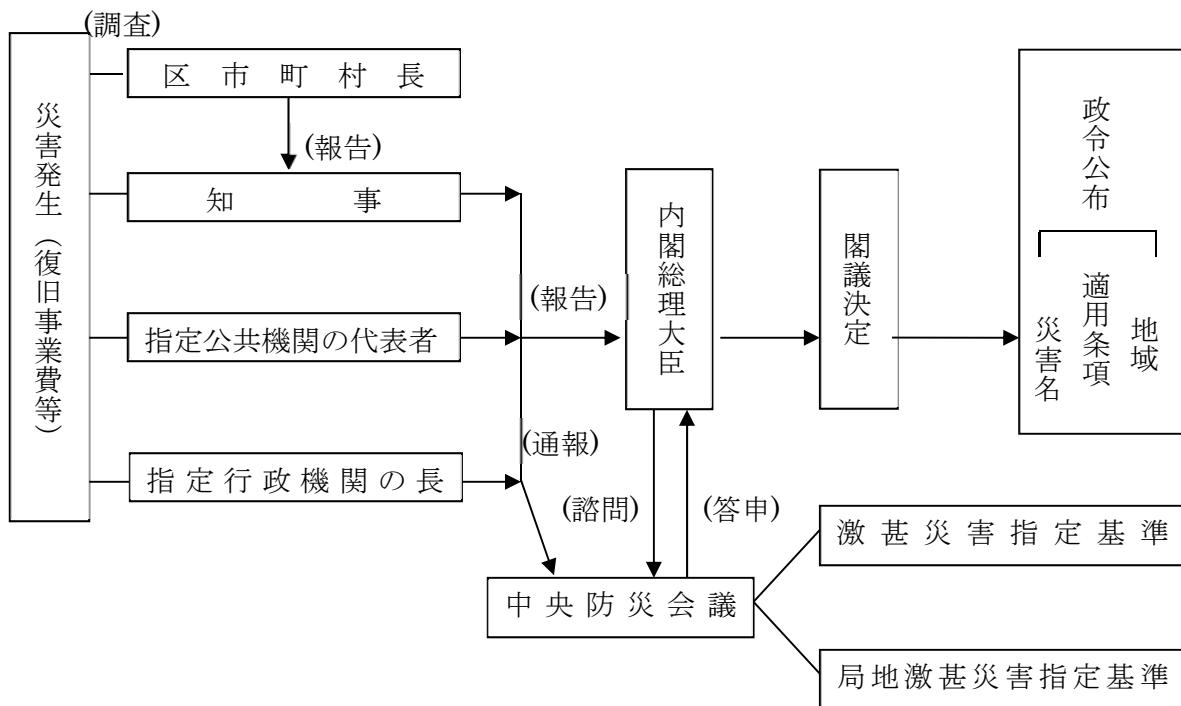
- 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和 43 年 11 月 22 日の中央防災会議にて定められている。
- 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、灾害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

応急対策（発災後72時間以内）

1 激甚災害の指定

市の地域に大規模な災害が発生した場合、市は迅速かつ適切な応急・復旧対策を実施するため「激甚災害法」による助成援助等を受けることが必要である。

【激甚災害指定の手続き（フロー図）】 ※東京都地域防災計画より抜粋



① 激甚災害指定手続き

- 市長は、災害が発生した場合に速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。
- 内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚災害法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害に指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定する。これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

② 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 市長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況を都知事に報告するものとする。

③ 都の実施調査への協力

- 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

④ 特別財政援助等の申請手続き等

- 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出するものとする。